

熊本市第 7 次総合計画 基本計画中間見直し案 (VER8)

令和元年 (2019 年) 11 月

改正後（案）	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">熊本市基本計画</p>	<p style="text-align: center;">熊本市基本計画</p>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none">(復) 熊本地震の影響に伴う修正(公) 市長マニフェスト関連(ア) 復興アドバイザーの提言を踏まえ修正(時) 時代潮流の変化等に伴う修正(実) 他計画や事業等の実態に即した修正(文) 文言の修正

改正後（案）	現行	改正理由
<p>目次</p> <p>I 計画の前提 1</p> <p>1 計画の意義と役割 2</p> <p>2 計画の期間と対象 2</p> <p>3 将来指標（人口・世帯数） 3</p> <p>II 都市整備の方針 4</p> <p>1 都市整備の方針の基本的視点 5</p> <p>2 都市空間の構成方針 5</p> <p>3 市街地の形成方針 7</p> <p>4 多核連携都市の実現に向けて 8</p> <p>III 区における自主自立のまちづくり 9</p> <p>IV 熊本地震からの復旧復興 11</p> <p>1 被災者の生活再建に向けたトータルケア 12</p> <p>2 防災・減災のまちづくり 12</p> <p>3 熊本地震の記録と記憶の伝承 12</p> <p>IV V まちづくりの重点的取組 13</p> <p>1 安心して暮らせるまちづくり 14</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり 14</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり 15</p>	<p>目次</p> <p>I 計画の前提 1</p> <p>1 計画の意義と役割 2</p> <p>2 計画の期間と対象 2</p> <p>3 将来指標（人口・世帯数） 3</p> <p>II 都市整備の方針 5</p> <p>1 都市整備の方針の基本的視点 6</p> <p>2 都市空間の構成方針 6</p> <p>3 市街地の形成方針 8</p> <p>4 多核連携都市の実現に向けて 9</p> <p>III 区における自主自立のまちづくり 11</p> <p>IV まちづくりの重点的取組 13</p> <p>1 安心して暮らせるまちづくり 14</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり 14</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり 15</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>ⅤⅥ 分野別施策 ————— 16</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現 — 17</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進 ————— 22</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 — 33</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興 ————— 49</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応 59</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信 ————— 69</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興 ————— 78</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実 ————— 86</p> <p>ⅥⅦ 危機管理 ————— 108</p>	<p>Ⅴ 分野別施策 ————— 17</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現 — 19</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進 ————— 25</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実 — 37</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興 ————— 53</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応 63</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信 ————— 73</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興 ————— 81</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実 ————— 89</p> <p>Ⅵ 危機管理 ————— 111</p>	
<p>Ⅶ 震災復興計画 —————</p>	<p>Ⅶ 震災復興計画 ————— 115</p>	
<p>Ⅷ 総合計画を推進するために ————— 116</p>	<p>Ⅷ 総合計画を推進するために ————— 153</p>	

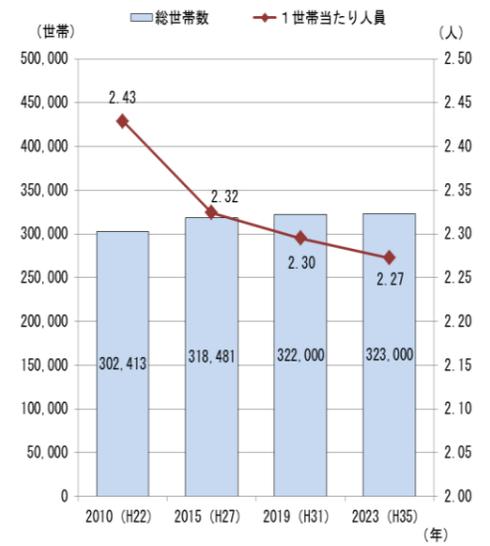
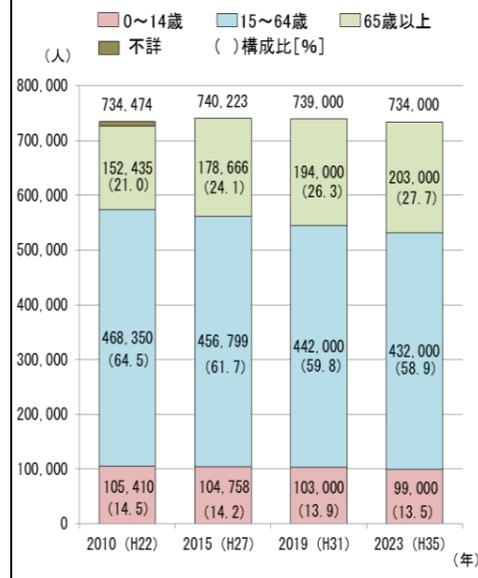
改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="507 226 813 275">I 計画の前提</p> <ol data-bbox="195 401 655 621" style="list-style-type: none"><li data-bbox="195 401 537 443">1 計画の意義と役割<li data-bbox="195 491 537 533">2 計画の期間と対象<li data-bbox="195 581 655 621">3 将来指標（人口・世帯数）	<p data-bbox="1567 226 1872 275">I 計画の前提</p> <ol data-bbox="1219 401 1679 621" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1219 401 1561 443">1 計画の意義と役割<li data-bbox="1219 491 1561 533">2 計画の期間と対象<li data-bbox="1219 581 1679 621">3 将来指標（人口・世帯数）	

改正後（案）	現行	改正理由
--------	----	------

3 将来指標（人口・世帯数）
(単位：人、%、世帯)

年		2010 (H22)	2015 (H27)	2019 (H31)	2023 (R5)
項目					
総人口 (伸び率)		734,474	740,223	739,000 (-0.2)	734,000 (-0.7)
年齢 3 区 分 別	0～14歳 [年少人口] (構成比)	105,410 (14.5)	104,758 (14.2)	103,000 (13.9)	99,000 (13.5)
	15～64歳 [生産年齢人口] (構成比)	468,350 (64.5)	456,799 (61.7)	442,000 (59.8)	432,000 (58.9)
	65歳以上 [老年人口] (構成比)	152,435 (21.0)	178,666 (24.1)	194,000 (26.3)	203,000 (27.7)
総世帯数		302,413	318,481	322,000	323,000
1世帯当たり人員		2.43	2.32	2.30	2.27

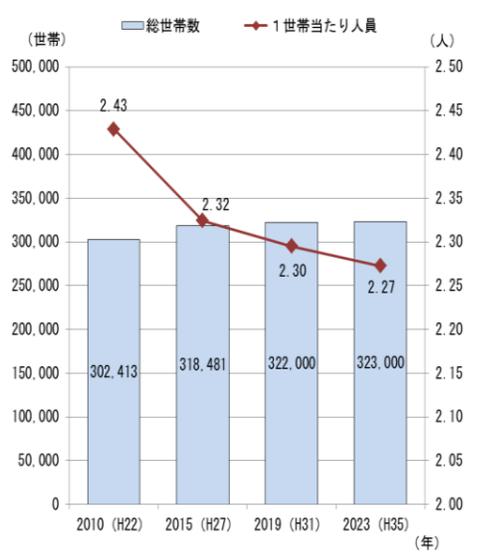
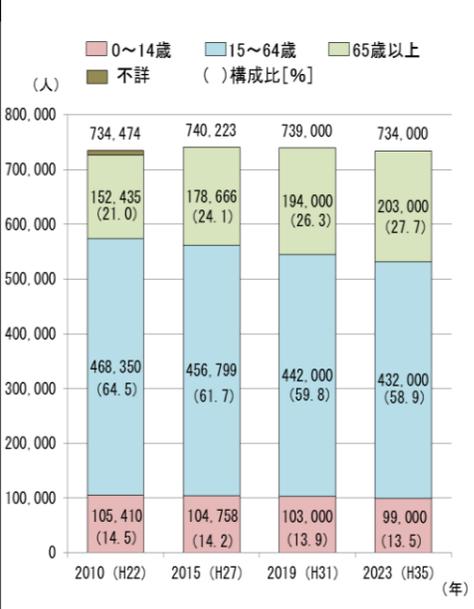
資料：2010（H22）年は、国勢調査。（注）総人口は、年齢不詳8,279人を含む。構成比の算出に当たっては、総数から年齢不詳を除外している。
 2015（H27）年は、「平成27年版 熊本県推計人口調査結果報告（年報）」。
 2019（H31）、2023（R5）は、「熊本市人口ビジョン」で示された現状維持ベースの推計値及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）を基に算出。（注）2023（R5）年の構成比は四捨五入のため、合計しても100とはならない。
 伸び率は、対前年比で算出している。



3 将来指標（人口・世帯数）
(単位：人、%、世帯)

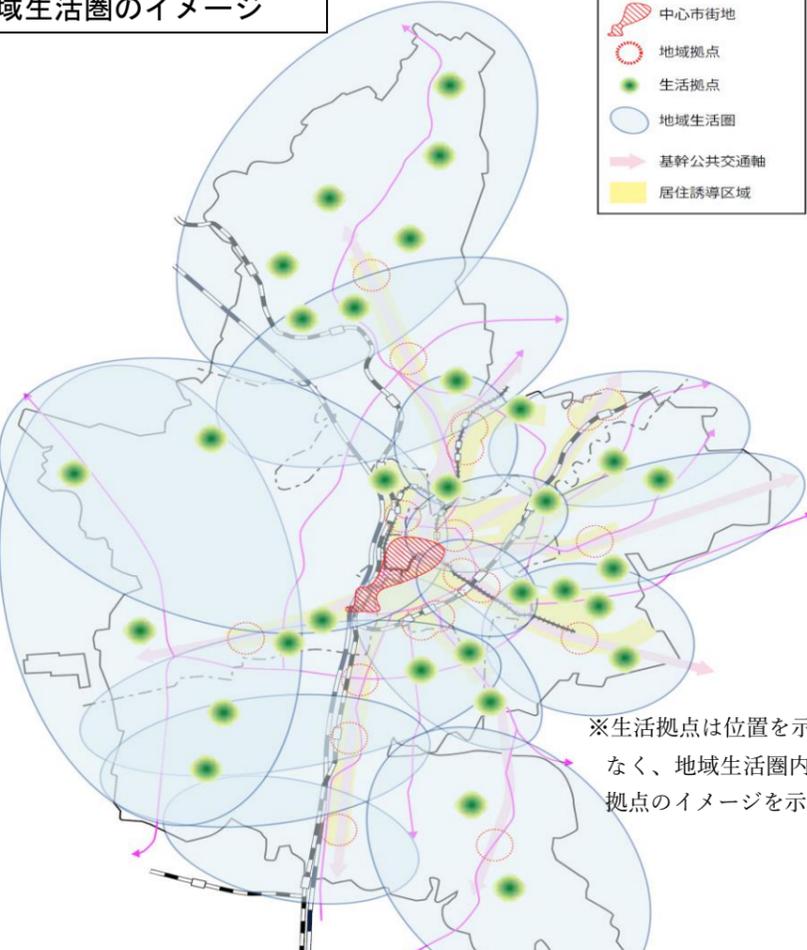
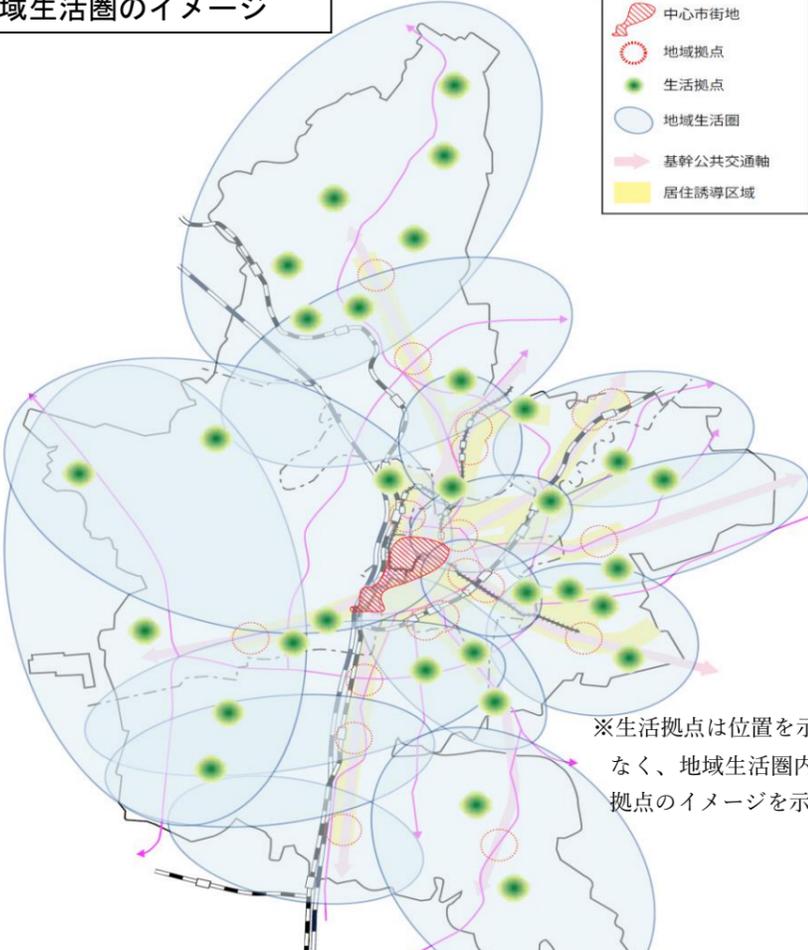
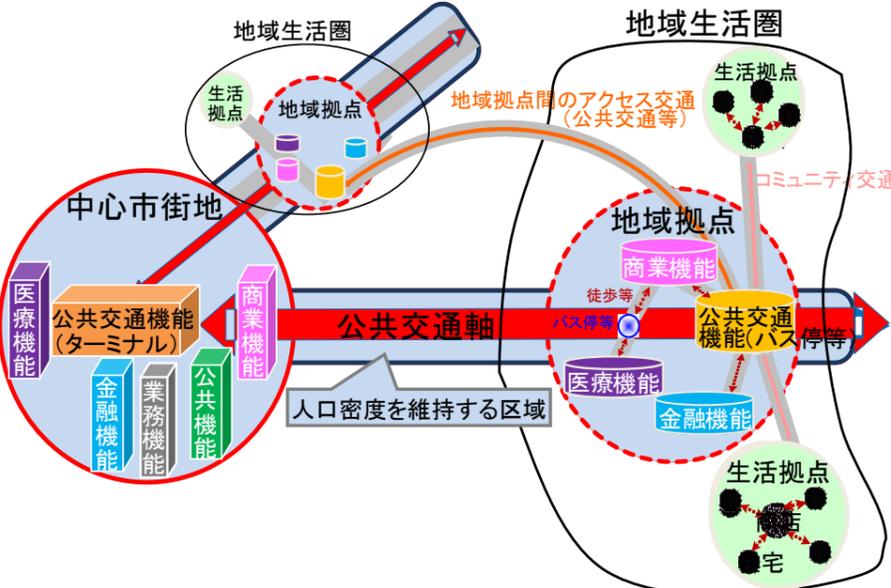
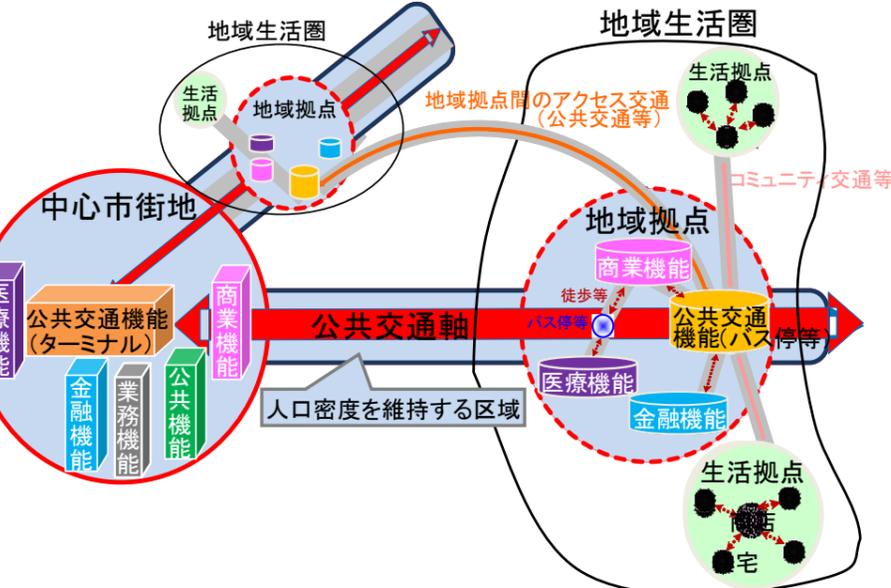
年		2010 (H22)	2015 (H27)	2019 (H31)	2023 (H35)
項目					
総人口 (伸び率)		734,474	740,223	739,000 (-0.2)	734,000 (-0.7)
年齢 3 区 分 別	0～14歳 [年少人口] (構成比)	105,410 (14.5)	104,758 (14.2)	103,000 (13.9)	99,000 (13.5)
	15～64歳 [生産年齢人口] (構成比)	468,350 (64.5)	456,799 (61.7)	442,000 (59.8)	432,000 (58.9)
	65歳以上 [老年人口] (構成比)	152,435 (21.0)	178,666 (24.1)	194,000 (26.3)	203,000 (27.7)
総世帯数		302,413	318,481	322,000	323,000
1世帯当たり人員		2.43	2.32	2.30	2.27

資料：2010（H22）年は、国勢調査。（注）総人口は、年齢不詳8,279人を含む。構成比の算出に当たっては、総数から年齢不詳を除外している。
 2015（H27）年は、「平成27年版 熊本県推計人口調査結果報告（年報）」。
 2019（H31）、2023（H35）は、「熊本市人口ビジョン」で示された現状維持ベースの推計値及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）を基に算出。（注）2023（H35）年の構成比は四捨五入のため、合計しても100とはならない。
 伸び率は、対前年比で算出している。



改正後（案）	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">Ⅱ 都市整備の方針</p> <p>1 都市整備の方針の基本的視点 2 都市空間の構成方針 3 市街地の形成方針 4 多核連携都市の実現に向けて</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 都市整備の方針</p> <p>1 都市整備の方針の基本的視点 2 都市空間の構成方針 3 市街地の形成方針 4 多核連携都市の実現に向けて</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>1 都市整備の方針の基本的視点 都市整備の方針とは、市民生活や産業・経済活動などを支える都市施設や自然環境などの都市空間の今後の整備方針を示すものです。 本市における、これまでの都市基盤整備の経緯や都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合計画における「めざすまちの姿」を効果的に実現していくため、都市構造を、中心市街地及び15箇所の地域拠点を中心とした多核連携型へ誘導するとともに、公共交通と自動車交通を最適に組み合わせることで、それらが中心市街地から周辺へ伸びる11の放射道路と2つの環状道路を骨格として広がる市街地構造と、J Rや市電などの公共交通軸をいかし、中心市街地と各拠点が相互に連携した、市民人々が暮らしやすい、都市空間整備に取り組みます。 また、平成28年（2016年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）の教訓を踏まえ、災害時の救援・救護、復旧などの迅速かつ的確な実施につながる都市づくりを進めます。 なお、この方針については、熊本市都市マスタープランと整合を図っています。</p> <p>2 都市空間の構成方針 広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、うるおいある自然の中で、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化など、様々な機能が立地集積する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。 そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した『多核連携型の都市空間』の構成を目指します。</p>	<p>1 都市整備の方針の基本的視点 都市整備の方針とは、市民生活や産業・経済活動などを支える都市空間の今後の整備方針を示すものです。 本市における、これまでの都市基盤整備の経緯や都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合計画における「めざすまちの姿」を効果的に実現していくため、中心市街地から周辺へ伸びる11の放射道路と2つの環状道路を骨格として広がる市街地構造と、J Rや市電などの公共交通軸をいかし、中心市街地と各拠点が相互に連携した人々が暮らしやすい都市空間整備に取り組みます。</p> <p>なお、この方針については、熊本市都市マスタープランと整合を図っています。</p> <p>2 都市空間の構成方針 広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、うるおいある自然の中で、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化等、様々な機能が集積する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。 そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した『多核連携型の都市空間』の構成を目指します。</p>	<p>(復) (時) (公) ・熊本地震の経験を踏まえた災害に強い都市づくりを追記 ・後期計画の重要な取組である公共交通と自動車交通の最適な組み合わせを追記</p> <p>(文) ・「集積」は全ての機能が一部に集まってしまうという誤解を招く恐れがあるため「立地」へ修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="219 281 528 310">地域生活圏のイメージ</p>  <p data-bbox="854 281 1062 499"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地 地域拠点 生活拠点 地域生活圏 基幹公共交通軸 居住誘導区域 </p> <p data-bbox="842 1003 1187 1100">※生活拠点は位置を示すものではなく、地域生活圏内にある生活拠点のイメージを示すもの。</p>	<p data-bbox="1276 281 1584 310">地域生活圏のイメージ</p>  <p data-bbox="1905 281 2113 499"> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地 地域拠点 生活拠点 地域生活圏 基幹公共交通軸 居住誘導区域 </p> <p data-bbox="1893 1003 2237 1100">※生活拠点は位置を示すものではなく、地域生活圏内にある生活拠点のイメージを示すもの。</p>	
<p data-bbox="172 1260 593 1289">多核連携都市づくりのイメージ</p>  <p data-bbox="445 1310 1110 1730"> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活圏 生活拠点 地域拠点 中心市街地 医療機能 公共交通機能(ターミナル) 金融機能 業務機能 公共機能 商業機能 公共交通軸 人口密度を維持する区域 地域拠点 商業機能 公共交通機能(バス停等) 金融機能 医療機能 生活拠点 住宅 コミュニティ交通等 地域拠点間のアクセス交通(公共交通等) 徒歩等 </p>	<p data-bbox="1228 1260 1650 1289">多核連携都市づくりのイメージ</p>  <p data-bbox="1484 1310 2148 1730"> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活圏 生活拠点 地域拠点 中心市街地 医療機能 公共交通機能(ターミナル) 金融機能 業務機能 公共機能 商業機能 公共交通軸 人口密度を維持する区域 地域拠点 商業機能 公共交通機能(バス停等) 金融機能 医療機能 生活拠点 住宅 コミュニティ交通等 地域拠点間のアクセス交通(公共交通等) 徒歩等 </p>	

改正後（案）	現行	改正理由
--------	----	------

3 市街地の形成方針

- (1) 自然環境や農業生産環境と市街地や幹線道路網などが均整のとれた市街地形成を図ります。
- (2) 中心市街地は、**県内のみならず九州の中心都市にふさわしい市域はもとより県全域の持続的発展をけん引するため、行政、金融、情報通信及び教育文化など高次の都市機能の維持・集積を目指します。特に、熊本城周辺のエリアにおいては、まちの防災力を高めながら都市機能を高度化するとともに、歩行空間の確保や都市景観の向上を進めることにより、災害に強く魅力と活力のある都市空間の創出に取り組みます。**
また、地域拠点、商業機能をはじめ、公共公益機能や各種の都市機能の維持・確保を図ります。
- (3) 鉄軌道相互の結節強化及び中心市街地と地域拠点を結ぶ**鉄軌道**や主要なバス路線などの**基幹公共交通軸の結節強化**や、バスターミナルなどの機能向上を図ります。**さらに**るとともに、市域及び都市圏の骨格となる2環状1放射道路網と、それらとを連携する都市内道路網の形成を促進することにより、**鉄軌道網やバス路線網と幹線道路網により、円滑な都市活動と快適な利便性の高い都市生活が実現と**が確保できるような体系的な交通軸の確立を目指します。
- (4) 豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」・「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園をはじめとした市街地における緑の創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の確立を促進します。

都市の全体構成図



3 市街地の形成方針

- (1) 自然環境や農業生産環境と市街地や幹線道路網などが均整のとれた市街地形成を図ります。
- (2) 中心市街地は、県内のみならず九州の中心都市にふさわしい行政、金融、情報通信及び教育文化など高次の都市機能の新たな集積を目指します。
また、地域拠点は、商業機能をはじめ、公共公益機能や各種の都市機能の維持・確保を図ります。
- (3) 鉄軌道相互の結節強化及び中心市街地と地域拠点を結ぶ主要なバス路線の強化やバスターミナルの機能向上を図るとともに、市域及び都市圏の骨格となる2環状1放射道路網とそれと連携する都市内道路網の形成を促進することにより、鉄軌道網やバス網と道路網により、円滑な都市活動と利便性の高い都市生活とが確保できるような体系的な交通軸の確立を目指します。
- (4) 豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」・「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園をはじめとした市街地における緑の創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の確立を促進します。

都市の全体構成図

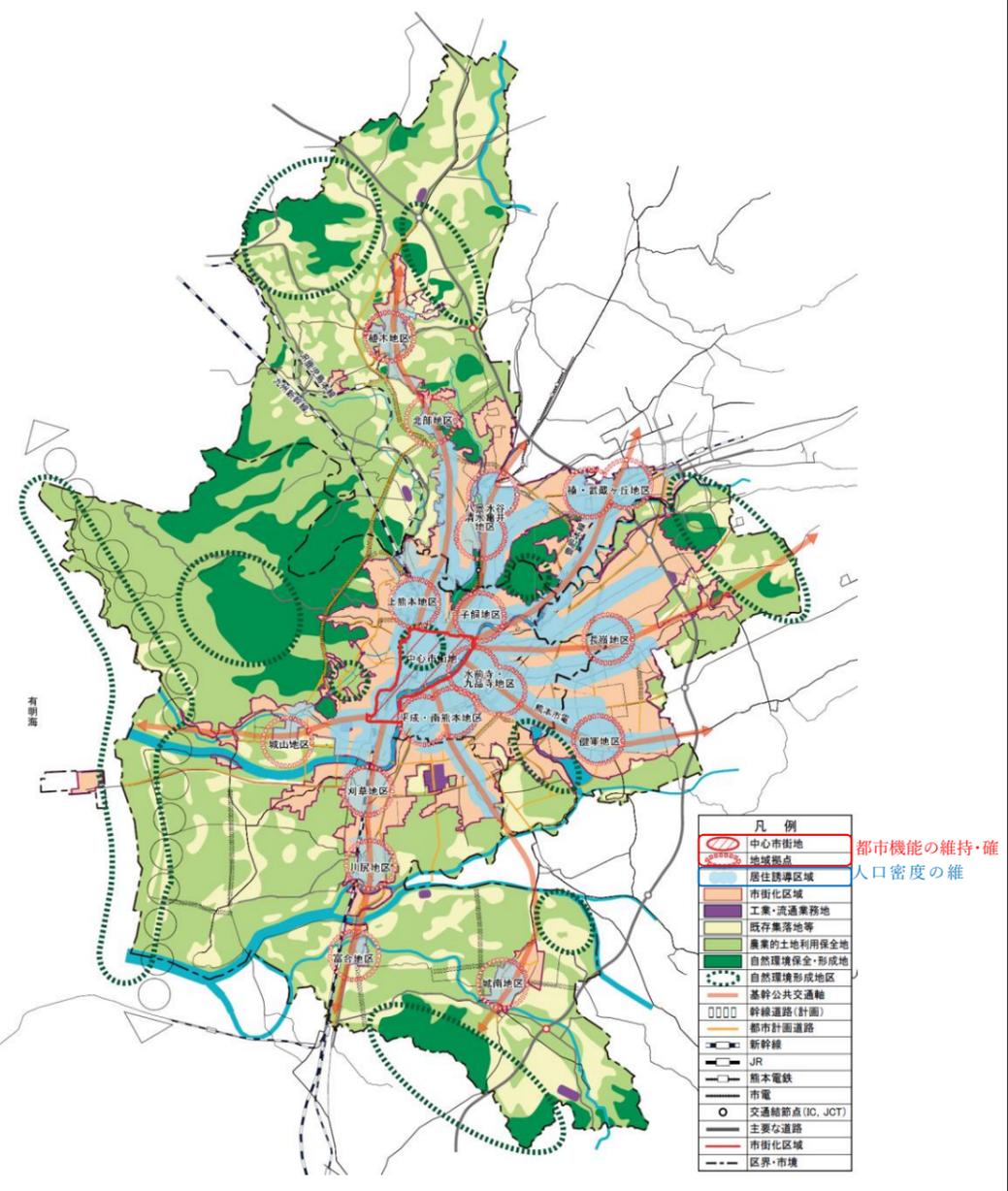


(復) (時) (公)
 ・中心市街地GDを踏まえ修正
 ・熊本地震の教訓を踏まえ災害対応について追記

改正後（案）	現行	改正理由
--------	----	------

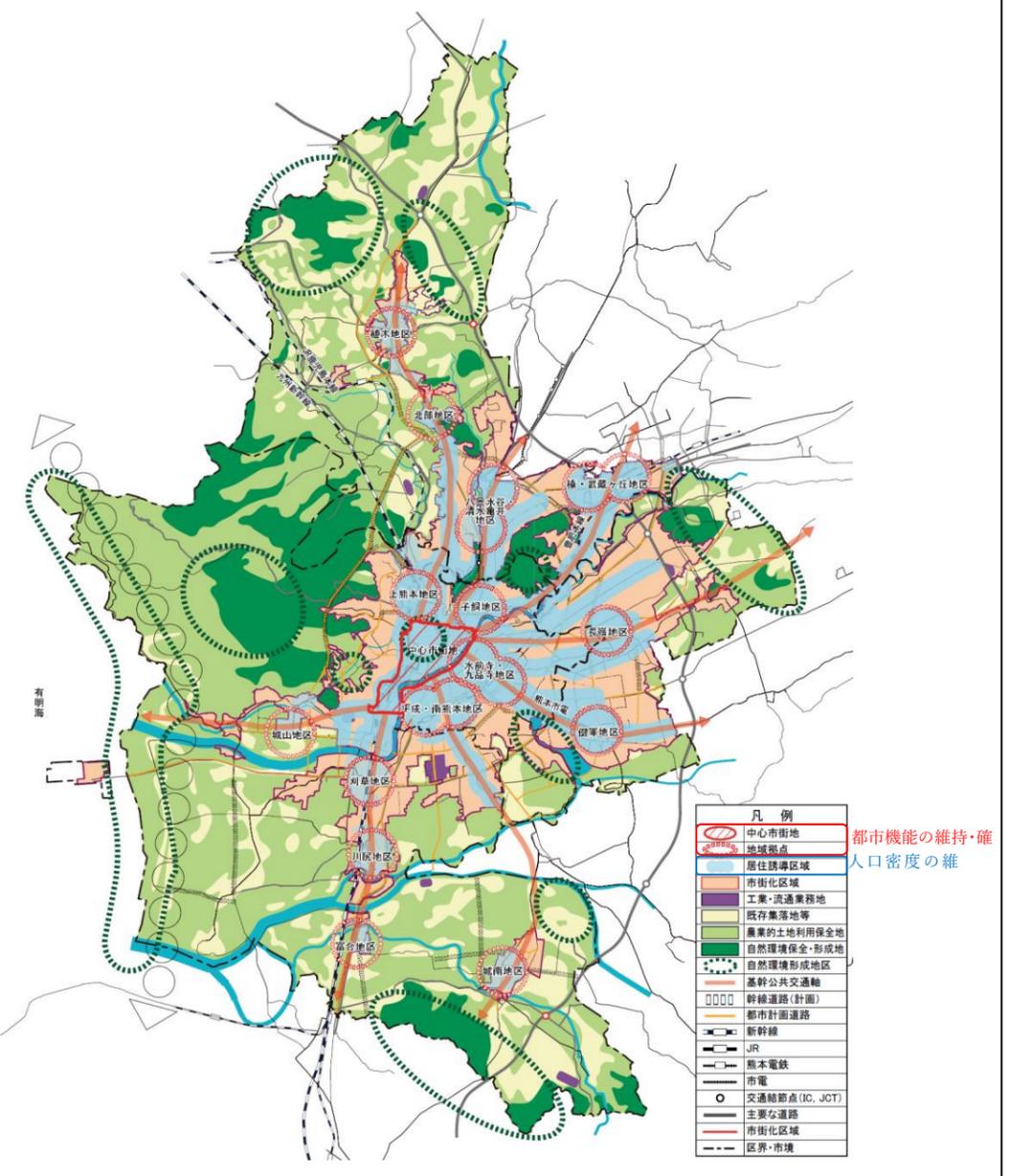
4 多核連携都市の実現に向けて
 本市では、今後本格的に到来する人口減少・超高齢社会に対応し、高齢者や子育て世代などにとって、**安全・安心**であり、健康で快適な、暮らしやすい生活環境を実現するため、中心市街地や地域拠点において、市民が日常生活を営むうえで欠かせない都市機能を維持・確保するとともに、公共交通ネットワークの充実に取り組みながら、公共交通の利便性が高い地域での人口密度を維持します。さらに、市民にとって一番身近な生活拠点を守り、愛着の持てる地域の形成を図ります。
 また、郊外部においては、豊かな自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、これらの環境と共存する既存集落の維持活性化を図ります。

将来の都市づくりの姿《将来構成図》



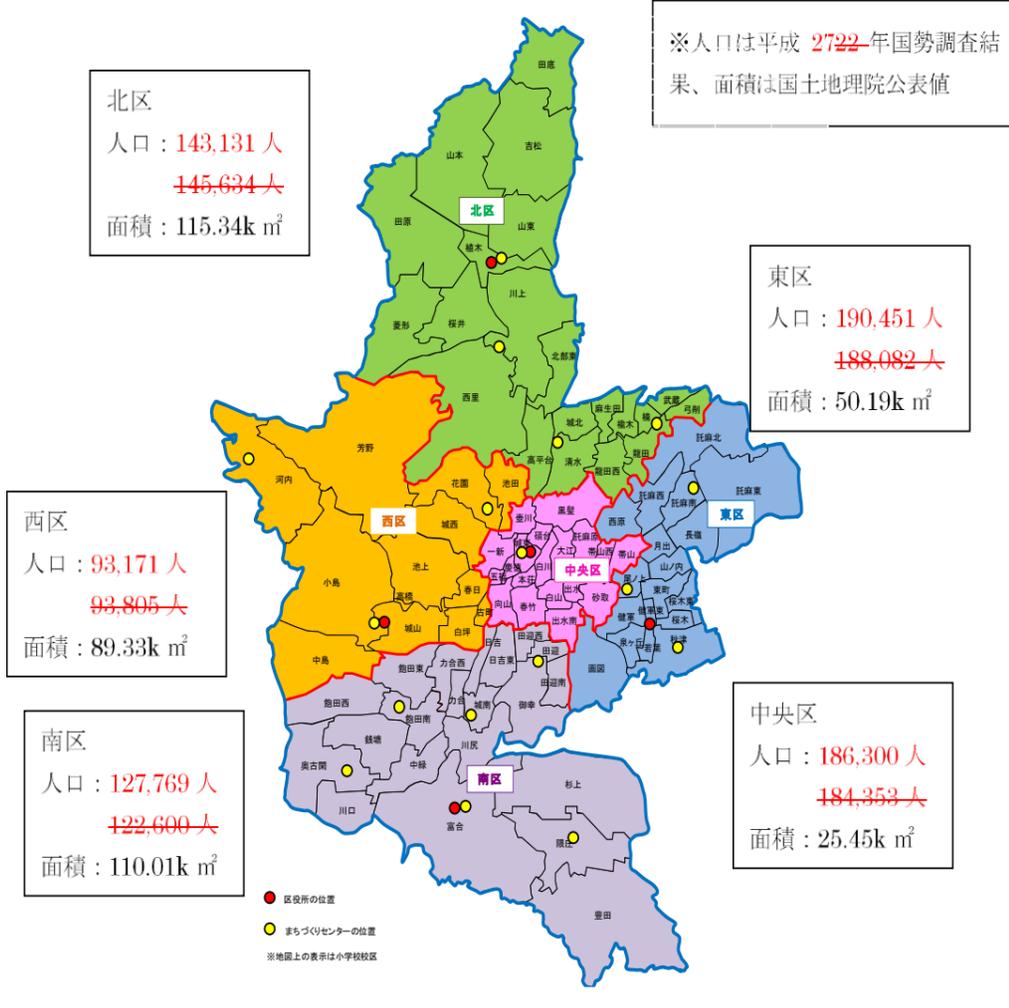
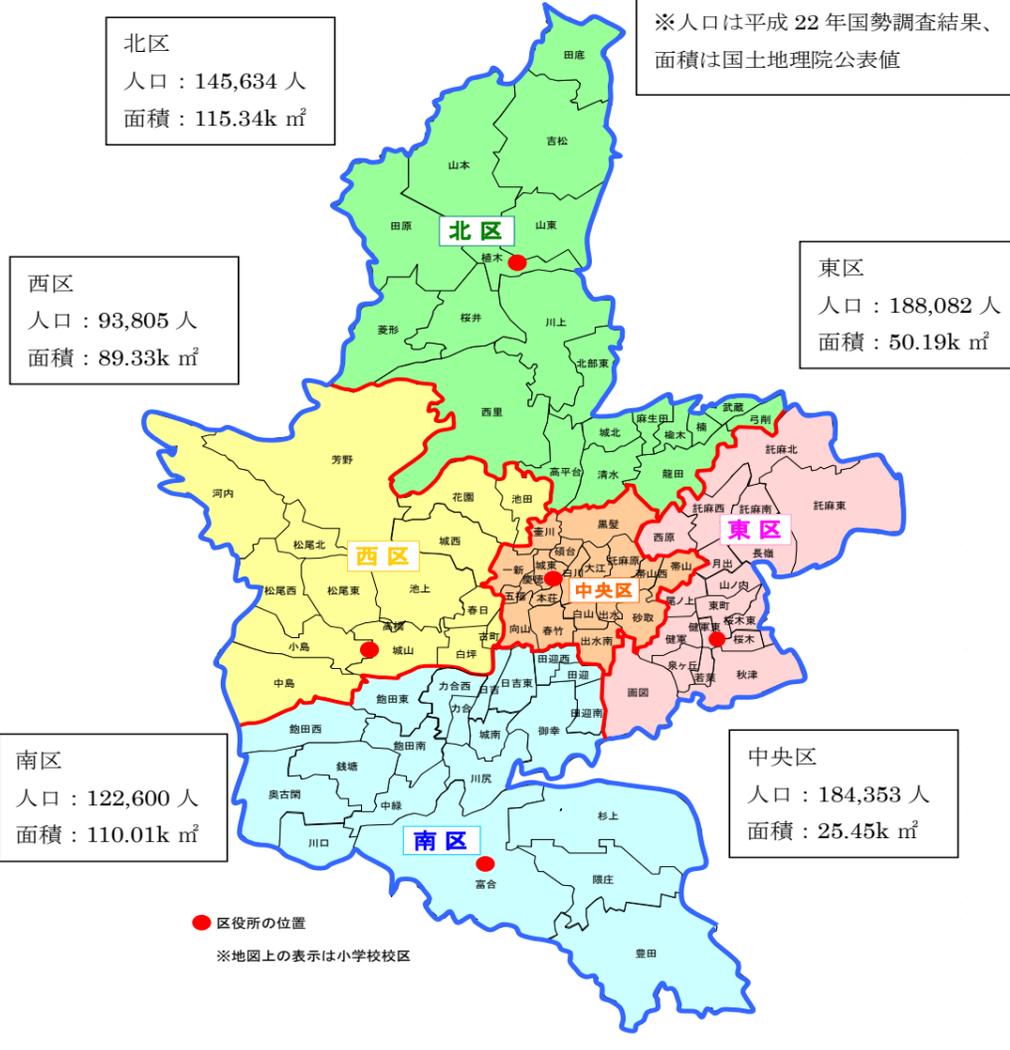
4 多核連携都市の実現に向けて
 本市では、今後本格的に到来する人口減少・超高齢社会に対応し、高齢者や子育て世代などにとって、**安心**であり、健康で快適な、暮らしやすい生活環境を実現するため、中心市街地や地域拠点において、市民が日常生活を営むうえで欠かせない都市機能を維持・確保するとともに、公共交通ネットワークの充実に取り組みながら、公共交通の利便性が高い地域での人口密度を維持します。さらに、市民にとって一番身近な生活拠点を守り、愛着の持てる地域の形成を図ります。
 また、郊外部においては、豊かな自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、これらの環境と共存する既存集落の維持活性化を図ります。

将来の都市づくりの姿《将来構成図》



(復) (文)
 ・熊本地震の教訓、基本構想のめざすまちの姿との整合を図るため「安全」を追記

改正後（案）	現行	改正理由
Ⅲ 区における自主自立のまちづくり	Ⅲ 区における自主自立のまちづくり	

改正後（案）	現行	改正理由																				
<p>本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>熊本地震では、災害発生時や復旧期における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の重要性が再認識されました。これらの「自助」・「共助」を強化するためには、住民市民主体の市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。</p> <p>そこで、まちづくりセンターに配置した地域担当職員が地域と行政の架け橋となり、区役所が地域の実情や多種多様な住民市民ニーズを的確に把握し、市に反映させることにより、市の施策に反映させていくとともに、るなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所と本庁の連携を強化し、区役所のまちづくり支援機能をさらに強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、自主自立住民自治のまちづくりを推進します。</p>  <p>※人口は平成 2722年国勢調査結果、面積は国土地理院公表値</p> <table border="1"> <tr> <td>北区</td> <td>人口：143,131 人 145,634 人 面積：115.34k m²</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>人口：190,451 人 188,082 人 面積：50.19k m²</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>人口：93,171 人 93,805 人 面積：89.33k m²</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>人口：127,769 人 122,600 人 面積：110.01k m²</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>人口：186,300 人 184,353 人 面積：25.45k m²</td> </tr> </table> <p>● 区役所の位置 ● まちづくりセンターの位置 ※地図上の表示は小学校校区</p>	北区	人口：143,131 人 145,634 人 面積：115.34k m ²	東区	人口：190,451 人 188,082 人 面積：50.19k m ²	西区	人口：93,171 人 93,805 人 面積：89.33k m ²	南区	人口：127,769 人 122,600 人 面積：110.01k m ²	中央区	人口：186,300 人 184,353 人 面積：25.45k m ²	<p>本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。</p> <p>区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。</p>  <p>※人口は平成 22 年国勢調査結果、面積は国土地理院公表値</p> <table border="1"> <tr> <td>北区</td> <td>人口：145,634 人 面積：115.34k m²</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>人口：188,082 人 面積：50.19k m²</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>人口：93,805 人 面積：89.33k m²</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>人口：122,600 人 面積：110.01k m²</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>人口：184,353 人 面積：25.45k m²</td> </tr> </table> <p>● 区役所の位置 ※地図上の表示は小学校校区</p>	北区	人口：145,634 人 面積：115.34k m ²	東区	人口：188,082 人 面積：50.19k m ²	西区	人口：93,805 人 面積：89.33k m ²	南区	人口：122,600 人 面積：110.01k m ²	中央区	人口：184,353 人 面積：25.45k m ²	<p>(復) (ア) (実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本地震を踏まえ、自助・共助・公助の必要性等を追記 まちづくりセンターの設置や地域担当職員の配置による自主自立のまちづくりの推進に向けた取組を追記 人口の修正 全体の表現と合わせるため「住民」を「市民」に修正
北区	人口：143,131 人 145,634 人 面積：115.34k m ²																					
東区	人口：190,451 人 188,082 人 面積：50.19k m ²																					
西区	人口：93,171 人 93,805 人 面積：89.33k m ²																					
南区	人口：127,769 人 122,600 人 面積：110.01k m ²																					
中央区	人口：186,300 人 184,353 人 面積：25.45k m ²																					
北区	人口：145,634 人 面積：115.34k m ²																					
東区	人口：188,082 人 面積：50.19k m ²																					
西区	人口：93,805 人 面積：89.33k m ²																					
南区	人口：122,600 人 面積：110.01k m ²																					
中央区	人口：184,353 人 面積：25.45k m ²																					

改正後（案）	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">IV 熊本地震からの復旧復興</p> <p>めざすまちの姿を実現するため、市民力・地域力・行政力を結集し、熊本地震からの復旧復興に最優先に取り組めます。</p> <p>1 被災者の生活再建に向けたトータルケア</p> <p>2 防災・減災のまちづくり</p> <p>3 熊本地震の記録と記憶の伝承</p>	<p>(新規)</p>	<p>基本構想と整合を図り、めざすまちの姿を実現するため、被災者の生活再建、防災・減災のまちづくり、記録と記憶の伝承と発信に最優先に取り組むことを新規記載。</p>

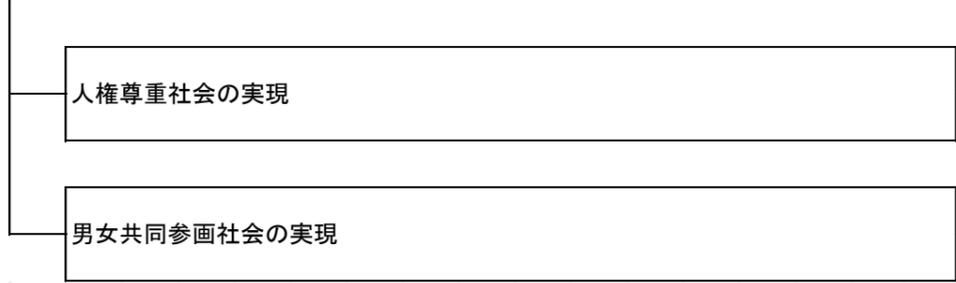
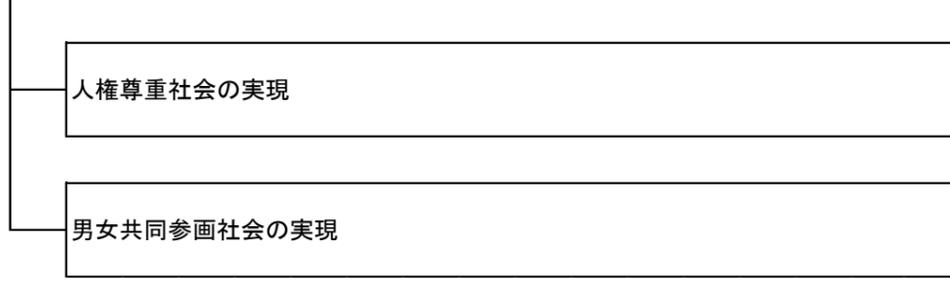
改正後（案）	現行	改正理由
<p>1 被災者の生活再建に向けたトータルケア 被災者が安心して自立的な暮らしを送ることができるよう生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。</p> <p>ア 切れ目のない健康・生活再建支援 恒久住宅の確保に向けた支援、再建後の孤立や健康悪化を防止するための見守りやコミュニティ形成支援、生活困窮者への支援 など</p> <p>イ 宅地復旧及び耐震化支援 液状化などの被災宅地への復旧支援、防災がけ崩れ対策、宅地耐震化（宅地液状化防止など）の推進 など</p> <p>ウ 心のケア 心の健康の確保に向けた一人ひとりの状況に合わせた支援、カウンセリングが必要な児童生徒へのケア など</p> <p>2 防災・減災のまちづくり 熊本地震の経験と教訓をいかし、ハード・ソフト両面から市民・地域・行政の災害対応力の更なる向上に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>ア 災害に強い都市基盤の形成 上下水道・電力などライフラインの強靱化、道路・橋梁・公共施設などインフラの耐震化、公共交通ネットワークの構築と移動手段の多重化 など</p> <p>イ 市民・地域・行政の災害対応力の強化 備蓄の勧奨、校区防災連絡会・避難所運営委員会の設立・運営支援、地域防災リーダーの育成、民間企業との災害時応援協定の拡充、震災対処実働訓練の推進 など</p> <p>ウ 避難環境の強化 福祉避難所の拡充、要配慮者の視点にたった避難所環境の向上、応急給水体制の強化・災害用マンホールトイレの設置 など</p> <p>3 熊本地震の記録と記憶の伝承 熊本地震の記憶の風化を防ぎ、次世代へ経験と教訓を伝承するとともに、防災・減災に関する知見を広く国内外へ発信します。</p> <p>ア 防災教育の推進 小中学校における防災教育副読本の活用などによる発達段階に応じた防災教育の充実、大規模地震を想定した避難訓練の実施 など</p> <p>イ 震災に関する記録の保存と活用 震災記録誌や復興手記集の活用、震災関連文書の保存 など</p> <p>ウ 国内外への発信 国際会議や研修会での教訓や知見の発信、被災地への災害支援、熊本城の復旧過程の段階的公開 など</p>	<p>(新規)</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>IV V まちづくりの重点的取組</p> <p>めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共にともに次の項目に優先的に取り組みます。</p> <p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p>	<p>IV まちづくりの重点的取組</p> <p>めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。</p> <p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p>	<p>後期計画における重点的取組を踏まえ、基本構想との整合を図るため加筆修正。</p> <p>後期計画期間における重点的取組</p> <p>①復旧復興と防災・減災のまちづくり</p> <p>②教育・文化の質の向上</p> <p>③健康寿命の延伸</p> <p>④交通の利便性向上</p> <p>⑤市民所得の向上と雇用の創出</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。 次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や教育環境を充実させます。 ア 安心して子育てができる少子化対策の推進 保育所入所待機児童ゼロの取組や病児・病後児童保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供、子育てに係る経済的負担の軽減や子育て不安の解消、仕事と子育て両立支援や障がい児支援、児童虐待防止体制の強化 など イ 子どもたちがいきいきと育つ環境整備 ICTの導入による学習に集中できる環境整備や学力の向上対策、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに寄り添うことができる体制づくり、子どもの貧困対策、放課後児童対策の強化、生涯学習の充実、教職員の働き方改革 など</p> <p>(2) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。 人生100年時代を見据え、だれもが生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくりまします。 ア 多様な世代が生きがいをもって豊かに暮らせる自主自立のまちづくり 地域団体との連携強化や支援の充実、地域団体の後継者育成などのまちづくり支援機能の強化、市民公益活動の推進 など イ 健康で暮らしやすい生活都市お互いに支え合う地域のつながりづくり 子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの深化・推進構築、校区単位の健康まちづくりなど生涯を通じた健康づくり、住民同士で支え合う地域福祉活動地域の防犯・防災活動団体への支援強化 など</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくりまします。 中心市街地と地域拠点を利用性の高い公共交通などで結んだ多核連携都市を形成します。 ア 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり 中心市街地と地域拠点での商業・医療など暮らしに必要な機能の維持・確保、利便性の高い公共交通沿線での人口密度の維持 歩いて楽しめる都市空間の創出 など イ 交通利便性が高い市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり 市電やバスなど基幹公共交通軸の形成、日常生活を支えるバス路線網の再編・運行体制の見直し、公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入・維持、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせと幹線道路網の整備による交通渋滞対策 など</p> <p>(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。 成長産業の振興や企業誘致の推進などによる地域経済を活性化させ、市民所得の向上につなげますの発展に努めます。 ア 地域経済を支える地場産業の振興 産学官や産業間連携による食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブ産業などの成長産業の創出や、中小・小規模事業者の事業承継への支援、全国屈指の生産額を誇る農水産業の振興、経営支援、中小企業支援、商店街の魅力向上やにぎわいの創出 外国人材の活躍推進 など</p>	<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。 次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や教育環境を充実させます。 ア 安心して子育てができる少子化対策の推進 保育所入所待機児童ゼロの取組や病児・病後児童保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供、子育てにかかる経済的負担の軽減や子育て不安の解消、仕事と子育て両立支援や障がい児支援、児童虐待防止 など イ 子どもたちがいきいきと育つ環境整備 学習に集中できる環境整備や学力の向上対策、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに寄り添うことができる体制づくり、放課後児童対策の強化 など</p> <p>(2) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。 生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくりまします。 ア 多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり 地域団体との連携強化や支援の充実、地域団体の後継者育成などのまちづくり支援機能の強化 など イ お互いに支え合う地域のつながりづくり 子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築、地域の防犯・防災活動団体への支援強化 など</p> <p>2 ずっと住みたいまちづくり</p> <p>(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくりまします。 中心市街地と地域拠点を利用性の高い公共交通などで結んだ多核連携都市を形成します。 ア 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり 中心市街地と地域拠点での商業・医療など暮らしに必要な機能の維持・確保、利便性の高い公共交通沿線での人口密度の維持 など イ 市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり 市電やバスなど基幹公共交通軸の形成、日常生活を支えるバス路線網の再編、公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入・維持 など</p> <p>(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。 成長産業の振興や企業誘致の推進などによる地域経済の発展に努めます。 ア 地域経済を支える地場産業の振興 産学官や産業間連携による食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブ産業などの成長産業や全国屈指の生産額を誇る農水産業の振興、経営支援、中小企業支援、商店街の魅力向上やにぎわいの創出 など</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>イ 安定した雇用の創出 就職・就業支援や職業訓練などによる新たな技術革新に対応できる産業人材の育成・還流、創業支援や企業誘致の推進などによる雇用の創出、農水産業における担い手の育成 など</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p> <p>(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。 多くの人が集う、九州中央の交流とにぎわいの拠点都市をつくります。 ア 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信 熊本城の着実な復旧と公開、などの観光資源の魅力の向上と発信、ストーリー性を持たせた観光ルートの設定、おもてなし向上など熊本城及び水前寺江津湖公園などの観光客の受入れ体制環境整備 データ分析に基づく観光戦略 など イ 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり 熊本の特性をいかしたMICEやスポーツ大会学会・大会やコンサートなどの誘致、国内外との交流促進 多文化共生のまちづくり など</p> <p>(2) 人と自然がと共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。 地下水や自然環境を守り育み、「地下水都市・熊本」・「森の都」を発信するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信します。 ア 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり 恵まれた地下水の質と量の保全、くまもと水ブランドの発信、市域に残る自然環境の保全や新たな緑の創出 プラスチック対策の推進 など イ 安全で良質な農水産物の魅力発信 ICTやAI技術を活用したスマート農業の推進、安全・安心で良質な熊本の農水産物の発信、6次産業化、高付加価値化、ブランド化による国内外への販路拡大、東アジアなどへの輸出促進 など</p>	<p>イ 安定した雇用の創出 就職・就業支援や職業訓練などによる産業人材の育成、創業支援や企業誘致の推進などによる雇用の創出、農水産業における担い手の育成 など</p> <p>3 訪れてみたいまちづくり</p> <p>(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。 多くの人が集う、九州中央の交流とにぎわいの拠点都市をつくります。 ア 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信 熊本城などの観光資源の魅力の向上と発信、ストーリー性を持たせた観光ルートの設定、おもてなし向上など観光客の受入れ体制整備 など イ 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり 学会・大会やコンサートなどの誘致、国内外との交流促進 など</p> <p>(2) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。 地下水や自然環境を守り育み、「地下水都市・熊本」・「森の都」を発信するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信します。 ア 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり 恵まれた地下水の質と量の保全、市域に残る自然環境の保全や新たな緑の創出 など イ 安全で良質な農水産物の魅力発信 安全・安心で良質な熊本の農水産物の発信、6次産業化、高付加価値化、ブランド化による販路拡大、東アジアなどへの輸出促進 など</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p style="text-align: center;">ⅤⅥ 分野別施策</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実</p>	<p style="text-align: center;">Ⅴ 分野別施策</p> <p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現</p> <p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進</p> <p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p> <p>第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p>第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応</p> <p>第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信</p> <p>第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興</p> <p>第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現</p>  <p>人類普遍の願いである自由と平等の実現に向け、世界人権宣言を基に世界的に具体的な取組が促進される中、人権を尊重する社会について、市民の関心も確実に高まっています。また、だれもが男女が共にいきいきと個性と能力を發揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図っています。</p> <p>しかしながら、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などによる不当な差別意識や偏見が未だに見受けられ、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、人権侵害の形態も複雑化、多様化しています。</p> <p>また、熊本地震においては、女性、高齢者、障がいのある人、外国人などといった要配慮者に十分な配慮が行き届かないなどの課題を残しました。</p> <p>そこで、今後とも、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、不当な差別・偏見や人権侵害を許さない確固とした信念を持って、公共の福祉に反しない限り人権が等しく尊重され、そして、だれもが社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などの各分野にわけ隔てなく参画できる社会を築き上げていかなければなりません。</p> <p>また、今後の人口減少・少子高齢化が進む社会において、性別にかかわらずだれもが活躍できる女性の活躍推進に向けた環境を整備し、男女共同参画社会を実現することは最重要課題のひとつですが、その実現のためには、より多くの市民や事業者などが男女共同参画社会の実現について自らの課題として関心を持つとともに、その意義について理解が深まるよう総合的かつ長期的な視点に立った取組を行っていく必要があります。</p> <p>そこで、人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などにかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながら共にともに生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。</p> <p>さらに、だれも男女が性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を發揮しながら、共にともに責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するために、社会環境の整備に取り組みます。</p> <p>政策の体系</p> 	<p>第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現</p> <p>人類普遍の願いである自由と平等の実現に向け、世界人権宣言を基に世界的に具体的な取組が促進される中、人権を尊重する社会について、市民の関心も確実に高まっています。また、男女が共にいきいきと個性と能力を發揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図っています。</p> <p>しかしながら、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などによる不当な差別意識や偏見が未だに見受けられ、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、人権侵害の形態も複雑、多様化しています。</p> <p>今後とも、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、不当な差別・偏見や人権侵害を許さない確固とした信念を持って、公共の福祉に反しない限り人権が等しく尊重され、そして、だれもが社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などの各分野にわけ隔てなく参画できる社会を築き上げていかなければなりません。</p> <p>また、今後の人口減少・少子高齢化が進む社会において、女性の活躍推進に向けた環境を整備し、男女共同参画社会を実現することは最重要課題のひとつですが、その実現のためには、より多くの市民や事業者などが男女共同参画社会の実現について自らの課題として関心を持つとともに、その意義について理解が深まるよう総合的かつ長期的な視点に立った取組を行っていく必要があります。</p> <p>そこで、人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地等にかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながら共に生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。</p> <p>さらに、男女が性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を發揮しながら、共に責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するために、社会環境の整備に取り組みます。</p> <p>政策の体系</p> 	<p>(時) (文) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境の整備を見据えた文言に修正 <p>(復) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本地震の経験を踏まえた課題や災害時の支援体制の必要性を追加

改正後（案）	現行	改正理由																												
<p>第1節 人権尊重社会の実現</p> <p>現状と課題 本市では、講演会、シンポジウムや映画会などの人権啓発事業を通じて、人権に対する意識を高めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し取り組んできました。しかしながら、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、SNSなどの普及に伴う安易な誹謗・中傷事例の頻発、性的少数者マイノリティへの差別・偏見、さらには災害に伴う人権問題やヘイトスピーチが社会問題になっていますに関する問題など人権課題も多様化しています。</p> <p>今なお、偏見等の様々な人権問題が存在し、人権侵害も後を絶たないことから、今後、より一層の人権教育及び啓発を推進し、人権意識の高揚と全ての市民の人権が尊重される社会づくりを進め、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の窓口を充実させ、市民の人権を擁護します。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重意識の高揚 2 人権擁護の推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="184 871 1151 1014"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合</td> <td>%</td> <td>44.6</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <div data-bbox="184 1115 1169 1587"> <pre> graph TD A[人権尊重社会の実現] --> B["【事業展開の基本方針】"] A --> C["【主な取組】"] B --> B1["1 人権尊重意識の高揚"] B --> B2["2 人権擁護の推進"] C --> C1["(1) 人権教育・啓発の推進"] C --> C2["(2) ふれあい文化センターの利用促進"] C --> C3["(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備"] B1 --- C1 B1 --- C2 B2 --- C3 </pre> </div>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇	<p>第1節 人権尊重社会の実現</p> <p>現状と課題 本市では、講演会、シンポジウムや映画会などの人権啓発事業を通じて、人権に対する意識を高めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し取り組んできました。しかしながら、子どもや高齢者への虐待、SNS等の普及に伴う安易な誹謗中傷事例の頻発、性的少数者に関する問題など人権課題も多様化しています。</p> <p>今なお、偏見等の人権問題が存在し、人権侵害も後を絶たないことから、今後、より一層の人権教育及び啓発を推進し、人権意識の高揚と全ての市民の人権が尊重される社会づくりを進め、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の窓口を充実させ、市民の人権を擁護します。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人権尊重意識の高揚 2 人権擁護の推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 871 2208 1014"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合</td> <td>%</td> <td>44.6</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <div data-bbox="1240 1115 2226 1587"> <pre> graph TD A[人権尊重社会の実現] --> B["【事業展開の基本方針】"] A --> C["【主な取組】"] B --> B1["1 人権尊重意識の高揚"] B --> B2["2 人権擁護の推進"] C --> C1["(1) 人権教育・啓発の推進"] C --> C2["(2) ふれあい文化センターの利用促進"] C --> C3["(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備"] B1 --- C1 B1 --- C2 B2 --- C3 </pre> </div>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇	<p>(復) (時) (公)</p> <p>・性的マイノリティやヘイトスピーチなどの新たな人権問題を追記</p>
			単位	検証値																										
	基準値	H27		H31	H35																									
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇																										
	単位	検証値																												
		基準値	H27	H31	H35																									
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 人権教育・啓発の推進】</p> <p>ア 関係団体や企業などとの連携のもとに、市民協働で様々な形態、内容での啓発活動を推進します。 熊本市人権啓発市民協議会と一体となって、研修や講演などの機会を設け、人権教育・啓発を推進します。</p> <p>イ 家庭、地域、学校、職場などにおける、人権教育・啓発への取組を支援します。 家庭、学校、職場、地域などの身近な場で、自主講座や出前講座などにより、人権教育・啓発を推進します。</p> <p>ウ SNSの普及に伴う誹謗・中傷、性的マイノリティへの差別・偏見、災害に伴う人権問題、ヘイトスピーチなど、社会の変化に伴い複雑化・多様化する人権課題に対し、有効な啓発手法・媒体を活用し、「気づき」や「当事者意識」を磨いていけるような教育・啓発を推進します。</p> <p>【(2) ふれあい文化センターの利用促進】</p> <p>ア 人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして人権尊重意識の啓発活動と広報活動を充実させます。</p> <p>イ 開かれたコミュニティセンターとして、市民の交流とふれあいを図り、地域社会と連携して地域福祉の向上に努めます。</p> <p>【(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備】</p> <p>ア 国・県及び人権擁護委員との連携を強化し、人権擁護活動を推進します。</p> <p>イ 全ての市民が相談しやすい人権相談の窓口を充実させ、的確な対応により市民の人権を擁護します。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 人権教育・啓発の推進】</p> <p>ア 関係団体や企業などとの連携のもとに、市民協働で様々な形態、内容での啓発活動を推進します。</p> <p>イ 家庭、地域、学校、職場などにおける、人権教育・啓発への取組を支援します。</p> <p>【(2) ふれあい文化センターの利用促進】</p> <p>ア 人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして人権尊重意識の啓発活動と広報活動を充実させます。</p> <p>イ 開かれたコミュニティセンターとして、市民の交流とふれあいを図り、地域社会と連携して地域福祉の向上に努めます。</p> <p>【(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備】</p> <p>ア 国・県及び人権擁護委員との連携を強化し、人権擁護活動を推進します。</p> <p>イ 全ての市民が相談しやすい人権相談の窓口を充実させ、的確な対応により市民の人権を擁護します。</p>	<p>(復) (時) (公)</p> <p>・多様化する人権問題に対応するため、様々な機会を通じた人権教育・啓発の推進について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																												
<p>第2節 男女共同参画社会の実現</p> <p>現状と課題 女性能力や視点をいかす環境など、だれも男女が性別にとらわれずあらゆる分野で多様な視点や能力がいかされる参画する社会の実現は、今後の人口減少社会の進展に伴う社会経済情勢の変化に対応していくうえでも不可欠です。しかしながら、また、企業などの管理職に占める女性の割合や地域で活動する女性リーダーの割合は低く、様々な分野での方針決定や責任ある立場への女性の登用・参画は十分には進んでいない状況です。 また、熊本地震においては、性別の違いをはじめ、妊産婦や子育て中の女性、高齢者、外国人、性的マイノリティなど、様々なニーズや課題に対応した配慮が必要なことがわかりました。 その一方で、様々な立場の人たちがともに責任を担いながら支えあう「男女共同参画の視点に立った防災」が、非常時に力を発揮することも明らかになりました。 だれもが、様々な分野へ意欲に応じ参画できる社会づくりを進めるため、女性の積極的な登用や参画促進に取り組むなど、多様な能力・視点をいかす社会環境を整備する必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画のための意識づくり 2 男女共同参画のための社会環境の整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="189 978 1175 1121"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合</td> <td>%</td> <td>73.9</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 性別による固定的な役割分担意識とは、「男は仕事・女は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと</p> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>男女共同参画社会の実現</p> <pre> graph LR A[男女共同参画社会の実現] --> B1[1 男女共同参画のための意識づくり] A --> B2[2 男女共同参画のための社会環境の整備] B1 --> C1["(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進"] B2 --> C2["(2) 男女共同参画の推進のための支援充実体制の整備と活動への支援"] B2 --> C3["(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進"] </pre>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇	<p>第2節 男女共同参画社会の実現</p> <p>現状と課題 女性能力や視点をいかす環境など、男女が性別にとらわれずあらゆる分野で参画する社会の実現は、今後の人口減少社会に対応していくうえでも不可欠です。また、企業などの管理職に占める女性の割合や地域で活動する女性リーダーの割合は低く、様々な分野での方針決定や責任ある立場への女性の登用・参画は十分には進んでいない状況です。</p> <p>性別にかかわらず、様々な分野へ意欲に応じ参画できる社会づくりを進めるため、女性の積極的な登用や参画促進に取り組むなど、多様な能力・視点をいかす社会環境を整備する必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画のための意識づくり 2 男女共同参画のための社会環境の整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1246 978 2231 1121"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合</td> <td>%</td> <td>73.9</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 性別による固定的な役割分担意識とは、「男は仕事・女は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと</p> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>男女共同参画社会の実現</p> <pre> graph LR A[男女共同参画社会の実現] --> B1[1 男女共同参画のための意識づくり] A --> B2[2 男女共同参画のための社会環境の整備] B1 --> C1["(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進"] B2 --> C2["(2) 男女共同参画の推進体制の整備と活動への支援"] B2 --> C3["(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進"] </pre>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇	<p>(時) (文) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次熊本市男女共同参画基本計画と整合を図るため文言修正 <p>(復) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の経験を踏まえた課題や教訓を追加
			単位	検証値																										
	基準値	H27		H31	H35																									
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇																										
	単位	検証値																												
		基準値	H27	H31	H35																									
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進】</p> <p>ア 学校や家庭、地域における男女共同参画意識の啓発、教育を推進します。</p> <p>イ 出前講座の開催やホームページ、広報誌紙・SNSなどによる積極的な情報発信に努めます。</p> <p>ウ ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント防止のための広報・啓発に努めます。</p> <p>【(2) 男女共同参画の推進のための支援体制の整備と活動への支援】</p> <p>ア 家庭、職場、学校、地域、その他の社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行います。</p> <p>イ 市民が安心して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育てや介護に対する支援体制を整備します。するとともに、女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組みます。</p> <p>ウ 各種審議会や委員会などへの女性の登用を促進します。</p> <p>エ 女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組みます。 専門の相談体制により、家庭、職場、心の問題などの様々な問題の解決に取り組みます。</p> <p>オ 配偶者暴力相談支援センター事業の充実を図り、DV相談体制の強化や被害者の自立支援に取り組みます。</p> <p>カ 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備に取り組みます。</p> <p>キ 貧困、高齢、障がい、外国人などであることを理由として困難を抱える女性が多いことから、社会的・経済的自立に向けた支援に取り組みます。</p> <p>ク 性的マイノリティに対する市民の理解促進に向けた啓発や、当事者が抱える生活上の困難の解消に向けた支援に取り組みます。</p> <p>【(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進】</p> <p>ア 男女共同参画社会実現を目指すための活動拠点として、様々な市民グループの支援や連携の促進、また、市民文化の振興・交流のための利用を推進します。</p> <p>イ 市民のニーズにあった各種講座の開催など、情報の収集、提供に努めます。</p> <p>ウ 男女共同参画センターはあもにい総合相談室を活用し、家庭、職場、心の問題などの様々な問題の解決を図ります。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進】</p> <p>ア 学校や家庭、地域における男女共同参画意識の啓発、教育を推進します。</p> <p>イ 出前講座の開催やホームページ、広報紙などの充実による積極的な情報発信に努めます。</p> <p>ウ ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント防止のための広報・啓発に努めます。</p> <p>【(2) 男女共同参画の推進体制の整備と活動への支援】</p> <p>ア 家庭、職場、学校、地域、その他の社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行います。</p> <p>イ 市民が安心して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育てや介護に対する支援体制を整備します。</p> <p>ウ 各種審議会や委員会などへの女性の登用を促進します。</p> <p>エ 女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組みます。</p> <p>オ 配偶者暴力相談支援センター事業の充実を図り、DV相談体制の強化や被害者の自立支援に取り組みます。</p> <p>【(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進】</p> <p>ア 男女共同参画社会実現を目指すための活動拠点として、様々な市民グループの支援や連携の促進、また、市民文化の振興・交流のための利用を推進します。</p> <p>イ 市民のニーズにあった各種講座の開催など、情報の収集、提供に努めます。</p> <p>ウ 男女共同参画センターはあもにい総合相談室を活用し、家庭、職場、心の問題などの様々な問題の解決を図ります。</p>	<p>(時) (文)</p> <p>・文言修正、SNSによる情報発信を追記</p> <p>(復) (公)</p> <p>・熊本地震の経験を踏まえ、災害時の体制整備を追記</p> <p>(公) (時)</p> <p>・誰もが活躍できる社会の実現のため、生活上困難を抱える女性や性的マイノリティに対する支援を追記</p> <p>(文)</p> <p>・男女共同参画センターはあもにい総合相談室を本庁内に移転したため削除</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進</p>  <p>都市化の進展や更なる少子高齢社会の到来、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。そのような中、甚大な被害をもたらした熊本地震では、住民同士の自主的な協力が生まれるなど、市民や地域の力の重要性が再認識されました。</p> <p>また、災害なども複雑・大規模化しの大規模・複雑化や、犯罪の低年齢化、巧妙化が進む中、市民の安全・安心な暮らしの確保がこれまで以上に求められています。</p> <p>あらゆる世代がこれからも住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことで、地域において弱まりつつあるコミュニティを維持・再生していくことが必要となっていませが重要であり、地域コミュニティの再構築を図る必要があります。</p> <p>そこで、地域で互いに支え合い自主自立のまちづくりを進めることで、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。</p> <p>また、自然災害に対応するため、熊本地震によって得た多くの教訓をいかし、市民の防災意識や地域の防災力を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。</p> <p>さらに、市民や校区自治協議会などの地域団体やNPO団体などとのが主体的に協働によるまちづくり活動を展開し、できるよう災害時などの非常時にも効果的に機能できるよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。</p> <p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自主自立のまちづくり活動の活性化 ■ 安全で安心して生活できる社会の実現 ■ 防災・減災の推進 ■ 地域の防災・減災の推進 ■ 火災・事故あらゆる災害からの生命財産の保護 	<p>第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進</p> <p>都市化の進展や更なる少子高齢社会の到来、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。</p> <p>また、災害等も複雑・大規模化し、犯罪の低年齢化、巧妙化が進むなか、市民の安全・安心な暮らしの確保がこれまで以上に求められています。</p> <p>あらゆる世代がこれからも住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことで、地域において弱まりつつあるコミュニティを維持・再生していくことが必要となっています。</p> <p>そこで、地域で互いに支え合い自主自立のまちづくりを進めることで、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。</p> <p>また、自然災害に対応するため、市民の防災意識を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。</p> <p>さらに、市民や校区自治協議会等の地域団体、NPO団体などが主体的にまちづくり活動を展開できるよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。</p> <p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自主自立のまちづくり活動の活性化 ■ 安全で安心して生活できる社会の実現 ■ 防災・減災の推進 ■ 火災・事故からの生命財産の保護 	<p>(復) (ア) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震を踏まえ、市民力や地域力の重要性について追記 ・行政の支援が行き届かなかったため住民同士の自主的な協力が生まれる。と取り違えられえる恐れがあるため。また、第3節の内容と整合性を図り削除 <p>(復)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震での経験を基に地域コミュニティの再構築の重要性について追記 <p>(復) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震や、災害の大規模化、多様化といった社会情勢の変化等を踏まえ修正

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第1節 自主自立のまちづくり活動の活性化</p> <p>現状と課題 地域のつながりの希薄化やまちづくりの担い手不足により、地域のコミュニティ機能が低下し、防犯、防災、保健・福祉、環境美化など地域で担う様々な課題に対応できなくなることが懸念されます。 地域コミュニティ機能の維持・向上を図るためには、地域活動の後継者の育成や課題解決のための仕組みづくりが必要です。あわせて、NPOやボランティアなどの市民公益活動の更なる活性化に向けて地域との連携や支援のあり方を確立していく必要があります。</p> <p>基本方針 1 参画と協働による地域活動の推進</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 705 1169 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合</td> <td>%</td> <td>27.3</td> <td>30 42</td> <td>32 44</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <div data-bbox="154 919 1160 1497"> <p>自主自立のまちづくり活動の活性化</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 参画と協働による地域活動の推進</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民自治活動の支援 (2) まちづくり支援機能の更なる強化 (3) 地域活動拠点の整備・支援 (4) 市民による公益活動の推進 </div>		単位	検証値			H27	H31	H35	地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	30 42	32 44	<p>第1節 自主自立のまちづくり活動の活性化</p> <p>現状と課題 地域のつながりの希薄化やまちづくりの担い手不足により、地域のコミュニティ機能が低下し、防犯、防災、保健・福祉、環境美化など地域で担う様々な課題に対応できなくなることが懸念されます。 地域コミュニティ機能の維持・向上を図るためには、地域活動の後継者の育成や課題解決のための仕組みづくりが必要です。併せて、NPOやボランティアなどの市民公益活動の更なる活性化に向けて支援のあり方を確立していく必要があります。</p> <p>基本方針 1 参画と協働による地域活動の推進</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1237 705 2234 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合</td> <td>%</td> <td>27.3</td> <td>30</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <div data-bbox="1246 919 2223 1539"> <p>自主自立のまちづくり活動の活性化</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 参画と協働による地域活動の推進</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民自治活動の支援 (2) まちづくり支援機能の強化 (3) 地域活動拠点の整備・支援 (4) 市民による公益活動の推進 </div>		単位	検証値			H27	H31	H35	地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	30	32	<p>(文) ・文言修正</p> <p>(実) 検証値を達成している実態を踏まえ上方修正</p>
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	30 42	32 44																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	30	32																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 住民自治活動の支援】 ア 町内自治会に対する支援やへの研修会などを実施するとともに、地域の担い手育成、や未加入世帯の加入促進などに取り組みます。加入率向上に取り組み、地域の自治活動を支援します。 イ 校区自治協議会及び町内自治会における地域課題解決に向けた取組など、その他の地域団体が行う自主自立の主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。</p> <p>【(2) まちづくり支援機能の強化】 ア 各区のまちづくりビジョンに基づいて、地域の魅力や特性をいかした区ごとのまちづくりを推進します。 イ まちづくり支援機能強化を強化するための拠点として、(仮称)まちづくりセンターを設置し、本庁及び区役所内の各課との連携を図ることで、区の課題の把握や広聴機能の強化を進めます。 イウ (仮称)まちづくりセンターの地域担当職員による地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域とともに課題解決に取り組みます。の強化に取り組みます。 ウ まちづくりセンターが把握した地域からの相談・要望については、区と関係する本庁各課で協議、検討を行い、課題解決を図ります。</p> <p>【(3) 地域活動拠点の整備・支援】 ア 地域活動拠点地域づくりの拠点となるのひとつである地域コミュニティセンターを地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、地域住民自らの運営を支援します。 イ 地域住民による地域公民館の整備・運営を支援します。 ウ 公設公民館、地域コミュニティセンター、地域公民館などの地域活動拠点の役割、機能を整理し、住民が積極的に活用できる施設とします。</p> <p>【(4) 市民による公益活動の推進】 ア 市民公益活動に関する情報の収集や及び効果的な発信に努め、活動者の育成や支援を行い、裾野を広げます。 イ 熊本市市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）を通して寄附による市民参画を促進し活用し、NPOやボランティア団体などの市民公益活動を支援します。 ウ 市民活動支援センター「(あいぼーと)」において、地域団体と市民活動団体など多様な団体の交流やネットワークづくりの場の提供を行います。い、地域活動につなげます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 住民自治活動の支援】 ア 町内自治会に対する支援や研修会などを実施するとともに、加入率向上に取り組み、地域の自治活動を支援します。 イ 校区自治協議会及び町内自治会における地域課題解決に向けた取組など、主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。</p> <p>【(2) まちづくり支援機能の強化】 ア 各区のまちづくりビジョンに基づいて、地域の魅力や特性をいかした区ごとのまちづくりを推進します。 イ まちづくり支援機能を強化するための拠点として、(仮称)まちづくりセンターを設置し、本庁及び区役所内の各課との連携を図ることで、区の課題の把握や広聴機能の強化を進めます。 ウ (仮称)まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域とともに課題解決に取り組みます。</p> <p>【(3) 地域活動拠点の整備・支援】 ア 地域づくりの拠点となる地域コミュニティセンターを地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、地域住民自らの運営を支援します。 イ 地域住民による地域公民館の整備・運営を支援します。</p> <p>【(4) 市民による公益活動の推進】 ア 市民公益活動に関する情報の収集及び効果的な発信に努め、活動者の裾野を広げます。 イ 熊本市市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）を活用し、NPOやボランティア団体などの市民公益活動を支援します。 ウ 市民活動支援センター・あいぼーとにて市民活動団体の交流やネットワークづくりの場の提供を行います。</p>	<p>(ア) (実) (公) ・自治会等の担い手の育成・確保を追記。 ・総世帯数の増加により加入率は減少傾向だが、加入世帯数は増加しているため修正。</p> <p>(ア) (実) (公) ・すでにまちづくりセンターを設置しているためイを削除 ・地域ニーズ反映の仕組み等を追記。</p> <p>(時) (公) ・公設公民館等の地域活動拠点施設の今後のあり方について追記</p> <p>(ア) (文) ・NPO法人等の市民活動団体の活用及び地域との連携を追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																																												
<p>第2節 安全で安心して生活できる社会の実現</p> <p>現状と課題 交通安全教室の開催や防犯パトロールなどの取組により、交通事故件数や街頭犯罪などの認知件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は高<small>く</small>い状況です。またなお、近年、社会問題化している高齢者ドライバーによる交通事故に加え、自転車の交通マナーやルール違反を伴った事故も後を絶たない状況です。となっており、街頭犯罪においても、中心繁華街における客引き行為などが問題となっています。</p> <p>また、消費生活相談件数は減少傾向にあるものの、増加傾向にあり、相談内容は多岐にわたり、複雑多様化しています。</p> <p>今後も、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向け、特に小・中学生、高齢者の交通安全の推進教室の拡充や地域住民による自主的な防犯活動、校区防犯協会、警察などの関係機関・団体などと連携した事業、消費者支援体制を強化し、事故や犯罪、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要があります。防犯灯・カメラ付き防犯灯整備への支援などによる犯罪防止対策、更には客引き行為対策及び刑事司法関係機関などと連携して取り組む再犯防止対策などが必要です。</p> <p>また、消費者支援体制を強化して、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通安全の推進 防犯活動の推進 消費者の自立支援と救済 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1079 1160 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内における交通事故の死傷者数(暦年)</td> <td>人</td> <td>3,903</td> <td>3,900</td> <td>3,900</td> <td>3,900</td> <td>3,700</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)</td> <td>件</td> <td>5,460</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> <td>5,460</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,900	3,900	3,700	3,900	市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,460	5,200	5,000	5,460	5,200	5,000	<p>第2節 安全で安心して生活できる社会の実現</p> <p>現状と課題 交通安全教室の開催や防犯パトロール等の取組により、交通事故件数や街頭犯罪などの認知件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の割合は高く、また、自転車の交通マナーやルール違反を伴った事故も後を絶たない状況です。</p> <p>また、消費生活相談件数は増加傾向にあり、内容も複雑多様化しています。</p> <p>今後も、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向け、特に小・中学生、高齢者の交通安全教室の拡充や地域住民による自主的な防犯活動、校区防犯協会などと連携した事業、消費者支援体制を強化し、事故や犯罪、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通安全の推進 防犯活動の推進 消費者の自立支援と救済 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1079 2220 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内における交通事故の死傷者数(暦年)</td> <td>人</td> <td>3,903</td> <td>3,900</td> <td>3,900</td> <td>3,903</td> <td>3,900</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)</td> <td>件</td> <td>5,460</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> <td>5,460</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,900	3,903	3,900	3,900	市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,460	5,200	5,000	5,460	5,200	5,000	<p>(時) (実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心繁華街における客引き行為等対策を追記 消費生活相談の実情に照らし追記 犯罪防止対策や再犯防止対策を追記 近年、社会問題化している高齢者ドライバーによる交通事故を追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第10次熊本市交通安全計画における目標値と整合を図るため下方修正
			単位	基準値			検証値																																																							
	H27	H31		H35	H27	H31	H35																																																							
市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,900	3,900	3,700	3,900																																																							
市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,460	5,200	5,000	5,460	5,200	5,000																																																							
	単位	基準値			検証値																																																									
		H27	H31	H35	H27	H31	H35																																																							
市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,900	3,903	3,900	3,900																																																							
市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,460	5,200	5,000	5,460	5,200	5,000																																																							

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系 【施策の目標】</p> <p>安全で安心して生活できる社会の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全の推進 2 防犯活動の推進 3 消費者の自立支援と救済 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全の啓発・支援 (2) 地域の防犯活動の推進 啓発・支援 (3) 消費者教育の推進 (4) 消費者被害救済体制の充実 <p>事業概要</p> <p>【(1) 交通安全の啓発・支援】</p> <p>ア 警察や地域の交通安全協会などと連携し、子どもや高齢者を対象とする交通安全教室や中高生自転車安全教室を開催するとともに、高齢者の運転免許返納制度についての広報・啓発に努めるなど市民の交通安全意識の啓発を図ります。</p> <p>【(2) 地域の防犯活動の推進 啓発・支援】</p> <p>ア 各防犯関係機関と連携し、防犯パトロールや中心繁華街における客引き行為対策などを実施するとともに、防犯協会などへの活動支援を行います。さらに、防犯灯・カメラ付き防犯灯の整備支援により地域防犯の強化を図ります。</p> <p>イ 罪を犯した人などの円滑な社会復帰を促進するため、社会の理解と協力を得つつ、再犯防止の取組を推進していきます。</p> <p>【(3) 消費者教育の推進】</p> <p>ア 消費者被害未然防止のため、啓発活動や地域包括支援センター（ささえりあ）、地域住民、学校などへの出前講座を行うなど、若年者・高齢者への注意喚起やセミナーの開催など体系的な消費者教育に取り組み、自立した消費者の育成に努めます。</p> <p>イ 商売などに利用される特定計量器検査の強化や試買目審査会などの開催により、計量器の適正な利用とともに計量に関する知識の普及啓発に努めます。</p> <p>【(4) 消費者被害救済体制の充実】</p> <p>ア 相談体制の充実を図るためとともに、地域サポーター養成講座の開催や地域包括支援センターへの出前講座を行うことで地域の見守りネットワークを構築します。消費生活相談員の能力向上を図るとともに、法律相談や多重債務相談などを実施します。</p>	<p>施策の体系 【施策の目標】</p> <p>安全で安心して生活できる社会の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 交通安全の推進 2 防犯活動の推進 3 消費者の自立支援と救済 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全の啓発・支援 (2) 地域の防犯活動の推進 (3) 消費者教育の推進 (4) 消費者被害救済体制の充実 <p>事業概要</p> <p>【(1) 交通安全の啓発・支援】</p> <p>ア 警察や地域の交通安全協会等と連携し、子どもや高齢者を対象とする交通安全教室を開催するなど市民の交通安全意識の啓発を図ります。</p> <p>【(2) 地域の防犯活動の推進】</p> <p>ア 各防犯関係機関と連携し、防犯パトロールを実施するとともに、防犯協会などへの活動支援を行います。</p> <p>【(3) 消費者教育の推進】</p> <p>ア 若年者・高齢者への注意喚起やセミナーの開催など体系的な消費者教育に取り組み、自立した消費者の育成に努めます。</p> <p>【(4) 消費者被害救済体制の充実】</p> <p>ア 相談体制の充実を図るとともに、地域サポーター養成講座の開催や地域包括支援センターへの出前講座を行うことで地域の見守りネットワークを構築します。</p>	<p>(時) (公) 運転免許証返納等による高齢者の交通事故防止策について追記</p> <p>(実) (公) ・客引き行為等対策を追記 ・防犯灯の整備を追記 ・新たな再犯防止推進に関する取組を追記 ・現状と課題の表現に合わせ追記</p> <p>(実) ・事業の実態に即し、計量検査に関する記述を追記</p> <p>(実) ・事業の整理と具体的な相談体制を追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																																				
<p>第3節 地域の防災・減災の推進</p> <p>現状と課題 近年、地球規模での気象変化による集中豪雨や大型台風、地震などの自然災害が全国各地で頻発しています。市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、本市においても、自然災害の被害を未然に防止し、最小限に抑える防災体制を一層強化することが求められています。とともに、熊本地震において認識された地域コミュニティの重要性について、市民の理解をさらに深めていく必要があります。</p> <p>災害においては、まず、市民一人ひとりが自ら安全で速やかに避難することが大切であることから、防災意識の向上、日頃から地域で支え合うための体制づくりや情報共有、避難訓練などを通して、自助・共助の精神をさらに高め、市民・地域主体の地域防災力の向上を図っていく必要があります。</p> <p>また、様々な災害に備え、市民、地域、行政及び防災関係機関などが連携のもと、地域における防災・減災に向けた防災体制の整備を図っていく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災力の向上 2 地域防災体制の強化 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 932 1187 1155"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害による死者数</td> <td>人</td> <td>0 (H26)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所運営組織(校区防災連絡会等)の設立数</td> <td>件</td> <td>0</td> <td>82</td> <td>96</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35				風水害による死者数	人	0 (H26)	0	0				避難所運営組織(校区防災連絡会等)の設立数	件	0	82	96				<p>第3節 防災・減災の推進</p> <p>現状と課題 近年、地球規模での気象変化による集中豪雨や大型台風、地震などの自然災害が全国各地で頻発しています。市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、本市においても、自然災害の被害を未然に防止し、最小限に抑える防災体制を一層強化することが求められています。</p> <p>災害においては、まず、市民一人ひとりが自ら安全で速やかに避難することが大切であることから、防災意識の向上、日頃から地域で支え合うための体制づくりや情報共有、避難訓練などを通して、自助・共助の精神をさらに高め、地域・市民主体の地域防災力の向上を図ります。</p> <p>また、様々な災害に備え、行政、地域・市民及び防災関係機関などの連携のもと、防災・減災に向けた防災体制の整備を図ります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災力の向上 2 防災体制の強化 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1249 932 2226 1083"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害による死者数</td> <td>人</td> <td>0 (H26)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35				風水害による死者数	人	0 (H26)	0	0				<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトル（「施策の目標」）を「地域の防災力の強化」に変更した場合、その下の「事業展開の基本方針」の「地域防災力の向上」と表現（内容）がほぼ同じで体系的に展開しておらず、かつ、似たような表記となり市民が混同する可能性があることから、第2章第3節の「施策の目標」を「地域の防災・減災の推進」とする。 <p>(復) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震での経験を基に地域コミュニティの重要性について追記 ・文言修正 <p>(復)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災力向上を把握できる指標へ変更
			単位	基準値			検証値																																															
	H27	H31		H35																																																		
風水害による死者数	人	0 (H26)	0	0																																																		
避難所運営組織(校区防災連絡会等)の設立数	件	0	82	96																																																		
	単位	基準値			検証値																																																	
		H27	H31	H35																																																		
風水害による死者数	人	0 (H26)	0	0																																																		

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 防災・減災の推進 地域の防災力の強化 防災・減災の推進</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 地域防災力の向上</p> <p>2 地域防災体制の強化</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(2) 自主防災活動の推進</p> <p>(3) 災害時の体制強化及び拠点施設などの整備 組織や計画の整備による体制強化</p> <p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 防災意識の啓発】</p> <p>ア 市民一人ひとりが災害時の行動を体感できるよう、職場や家庭などでの市民参加型の訓練の実施や防災講座を通して、地域ぐるみ・家族ぐるみの防災意識の啓発を推進します。</p> <p>イ 洪水、高潮、地震などの各ハザードマップをわかりやすく改善します。特に洪水ハザードマップは河川ごとに全体が把握できるよう改めます。</p> <p>ウ ア 住民が主体となって地域版ハザードマップを町内単位で作成し、避難場所や避難経路の確認を行います。作成した地域版ハザードマップは、町内単位や校区単位での避難訓練、小中学校での防災教育講座などに活用します。</p> <p>イ 大規模災害が発生した場合に長期にわたって輸送への影響が及ぶことも想定されることから、家庭や企業に対し7日以上の備蓄を推奨します。</p> <p>ウ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校などで子どもたちの防災教育に取り組むほか、地域の企業及びそこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実させます。</p> <p>【(2) 自主防災活動の推進】</p> <p>ア 自主防災クラブの役割を明確にしたうえでその活動を支援するとともに、地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協議会などにおける災害対応力の強化に必要な支援を行います。</p> <p>イ 障がいのある人や高齢者など、災害時要配慮者の避難が速やかに行われるよう地域における協力体制の充実を図ります。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 防災・減災の推進</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 地域防災力の向上</p> <p>2 防災体制の強化</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(2) 自主防災活動の推進</p> <p>(3) 災害時の体制強化及び拠点施設などの整備</p> <p>(4) 関係機関との連携強化</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 防災意識の啓発】</p> <p>ア 市民一人ひとりが災害時の行動を体感できるよう、職場や家庭などでの市民参加型の訓練の実施や防災講座を通して、地域ぐるみ・家族ぐるみの防災意識の啓発を推進します。</p> <p>イ 洪水、高潮、地震などの各ハザードマップをわかりやすく改善します。特に洪水ハザードマップは河川ごとに全体が把握できるよう改めます。</p> <p>ウ 住民が主体となって地域版ハザードマップを町内単位で作成し、避難場所や避難経路の確認を行います。作成した地域版ハザードマップは、町内単位や校区単位での避難訓練、小中学校での防災教育講座などに活用します。</p> <p>【(2) 自主防災活動の推進】</p> <p>ア 自主防災クラブの結成やその活動への支援とともに防災士を養成するなど、地域での実践的な避難訓練の実施を促進します。</p> <p>イ 障がいのある人や高齢者など、災害時要配慮者の避難が速やかに行われるよう地域における協力体制の充実を図ります。</p>	<p>(復)</p> <p>・熊本地震の経験を踏まえ、地域の防災力を高める施策へ修正</p> <p>(復) (ア) (時)</p> <p>・地域における防災力強化のための施策に特化し、行政の防災・災害対応力の強化については6編の危機管理体制の強化にまとめて追記</p> <p>・復興アドバイザーの提言を踏まえ、地域における様々な立場からの参画による地域防災体制の形成について追記</p> <p>(復) (時)</p> <p>・地域における防災力強化のため自主防災組織を支援することを追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 災害時の体制強化及び拠点施設などの整備組織や計画の整備による体制強化】</p> <p>ア 熊本地震によって得た多くの教訓を継承し、将来同じような災害が発生した場合の対応や、防災・減災のまちづくりに役立てるため、防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検・整理するとともに、研修や訓練の充実など、災害時の体制強化を図ります。</p> <p>イ 防災活動の拠点となる施設や避難場所などを再点検し、避難所の充実を図るとともに、迅速・的確な避難所の案内・周知ができるシステムの構築に取り組みます。</p> <p>イ 小学校区ごとの「校区防災連絡会」や避難所ごとの「避難所運営委員会」を結成し、地域での防災訓練を実施するなど、地域における防災体制を強化します。</p> <p>ウ 自然災害発生時に避難場所機能を十分発揮できるよう、非常食や資機材などを防災倉庫、備蓄倉庫から適正に提供します。また、関係機関や民間団体などとの応援体制を充実させるとともに、関係する部局との連携により避難所運営体制の強化を図ります。</p> <p>ウ 各校区防災連絡会と自主防災組織、地域の防災士などの連携と情報の共有を図るため、住民参加型の防災に関する会議を各区に設置します。</p> <p>エ 観光客や通勤者などにより人口が集中する中心市街地などにおいては、エリア防災計画などに基づく取組を推進します。</p> <p>【(4) 関係機関との連携強化】</p> <p>ア 合同による総合防災訓練や防災会議などの実施により、防災関係機関との情報共有化を図り、災害時の応援体制を強化します。</p> <p>ア 災害発生時に避難場所機能を十分発揮できるよう、関係機関や民間団体などとの応援体制を充実させ、避難所運営体制を強化します。</p> <p>イ 県内各市、九州主要都市、政令指定都市等との災害時応援協定や、民間企業等との災害時応急活動協定などを活用した訓練を実施します。</p> <p>イ 災害時の被災者支援を円滑かつ迅速に行うため、民間企業との災害協定の締結や訓練を実施します。</p>	<p>【(3) 災害時の体制強化及び拠点施設などの整備】</p> <p>ア 防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検するとともに、研修や訓練の充実など、災害時の体制強化を図ります。</p> <p>イ 防災活動の拠点となる施設や避難場所などを再点検し、避難所の充実を図るとともに、迅速・的確な避難所の案内・周知ができるシステムの構築に取り組みます。</p> <p>ウ 自然災害発生時に避難場所機能を十分発揮できるよう、非常食や資機材などを防災倉庫、備蓄倉庫から適正に提供します。また、関係機関や民間団体などとの応援体制を充実させるとともに、関係する部局との連携により避難所運営体制の強化を図ります。</p> <p>【(4) 関係機関との連携強化】</p> <p>ア 合同による総合防災訓練や防災会議などの実施により、防災関係機関との情報共有化を図り、災害時の応援体制を強化します。</p> <p>イ 県内各市、九州主要都市、政令指定都市等との災害時応援協定や、民間企業等との災害時応急活動協定などを活用した訓練を実施します。</p>	<p>(復) (時) (公)</p> <p>・地域における防災力強化のための施策に特化し、行政の防災・災害対応力の強化についてはVI編の危機管理体制の強化にまとめて追記</p> <p>・各区の住民参加型の防災会議の設置について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																				
<p>第4節 火災・事故あらゆる災害からの生命財産の保護</p> <p>現状と課題 本市では、地震・台風などの自然災害に対する備えや、火災予防対策・消防体制の強化・地域防災力の強化など、総合的な消防防災対策に取り組んでいます。 本市の火災件数は減少傾向にありますが、引き続き市民への防火啓発を図り、火災予防対策を推進する必要があります。 また、今後、災害や事故は大規模化・複雑化・多様化し、さらには高齢化の進展などによる救急件数の増加も見据え見込まれるため、消防・救急救助体制の充実とあわせ強化を図り、災害現場での市民の初動対応に対する支援するとともに、熊本地震の教訓も踏まえ、広域的な災害対応体制を強化することが求められます。 さらに、消防団の装備充実や市民の救護能力の向上を図ることで、より安全な地域づくりを推進し、区役所・消防署・消防団が一体となった、地域防災力の災害対応力の強化に取り組む必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防対策の推進 2 消防体制の充実強化 3 地域防災力の災害対応力の強化 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="184 949 1172 1165"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)</td> <td>件</td> <td>69</td> <td>65</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>救命率(暦年)</td> <td>%</td> <td>19.4 (H26)</td> <td>21.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61	救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0	<p>第4節 火災・事故からの生命財産の保護</p> <p>現状と課題 本市では、地震・台風等の自然災害に対する備えや、火災予防対策・消防体制の強化・地域防災力の強化など、総合的な消防防災対策に取り組んでいます。 本市の火災件数は減少傾向にありますが、引き続き市民への防火啓発を図り、火災予防対策を推進する必要があります。 また、今後、災害や事故は複雑化・多様化し、救急件数の増加も見込まれるため、消防・救急救助体制の強化を図り、災害現場での市民の初動対応に対する支援を強化することが求められます。 さらに、消防団の装備充実や市民の救護能力の向上を図ることで、より安全な地域づくりを推進し、区役所・消防署・消防団が一体となった、地域防災力の強化に取り組む必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防対策の推進 2 消防体制の充実強化 3 地域防災力の強化 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1243 949 2231 1165"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)</td> <td>件</td> <td>69</td> <td>65</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>救命率(暦年)</td> <td>%</td> <td>19.4 (H26)</td> <td>21.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61	救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0	<p>(復) (時) ・熊本地震や、災害の大規模化、多様化といった社会情勢の変化等を踏まえ修正</p> <p>(復) (時) ・熊本地震の教訓を踏まえた広域的連携の必要性や、高齢化という社会背景を踏まえ追記、修正</p> <p>(文) ・第2章第3節において「地域防災力」という文言が多く使用されており、第2章第4節の【基本方針】である「地域防災力の強化」と文言が重複し、市民にとっても分かりにくくなることから差別化を図るもの。</p>
			単位	検証値																																		
	H27	H31		H35																																		
火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61																																		
救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0																																		
	単位	検証値																																				
		H27	H31	H35																																		
火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61																																		
救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0																																		

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 火災・事故あらゆる災害からの生命財産の保護</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 火災予防対策の推進 2 消防体制の充実強化 3 地域防災力の災害対応力の強化 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民への広報・啓発 (2) 消防機能の充実 (3) 救急救助体制の充実 (4) 広域的な災害対応体制の強化 (45) 消防団の体制強化 (56) 市民救護能力の向上 <p>事業概要</p> <p>【(1) 市民への広報・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動を推進します。 イ 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進します。 <p>【(2) 消防機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 消防力強化のため、消防署所施設の適切な管理や各種消防車両・資機材などの計画的な更新を進めます。 イ 新消防指令管制システムの整備円滑な運用及び119番通報時の口頭指導を推進します。 ウ 防災拠点施設である消防施設を耐震化します。 <p>【(3) 救急救助体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救急救助などに関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進します。 イ 消防機関と関係機関（医療機関、警察、自衛隊など）の連携を推進強化します。 ウ 救急ワークステーションなどでの研修や医療機関との救急活動の検証などにより、救急医療体制を充実させます。 	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 火災・事故からの生命財産の保護</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 火災予防対策の推進 2 消防体制の充実強化 3 地域防災力の強化 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民への広報・啓発 (2) 消防機能の充実 (3) 救急救助体制の充実 (4) 消防団の体制強化 (5) 市民救護能力の向上 <p>事業概要</p> <p>【(1) 市民への広報・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動を推進します。 イ 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進します。 <p>【(2) 消防機能の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 消防力強化のため、消防署所の適切な管理や各種消防車両・資機材などの計画的な更新を進めます。 イ 新消防指令管制システムの整備及び119番通報時の口頭指導を推進します。 <p>【(3) 救急救助体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進します。 イ 消防機関と医療機関の連携を推進します。 	<p>(復) (実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の際の全国規模での消防応援の事例等を踏まえ新たな「主な取組」を追加 <p>(復) (実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新消防指令管制システムは、今年度中に整備完了予定であることから、文言修正 ・熊本地震を踏まえた消防施設の耐震対策を新たに追加 <p>(復) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の際の現場活動時において、医療機関だけでなく警察や自衛隊等の関係機関との連携の重要性を再認識したため追記 ・社会情勢の変化等を踏まえ、新たな取組を追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(4) 広域的な災害対応体制の強化】</p> <p>ア 大規模災害や特殊災害などの発生時における消防の応援及び受援体制を構築します。</p> <p>イ 各市町村と連携・協力し、広域的な災害対応体制を強化します。</p> <p>【(45) 消防団の体制強化】</p> <p>ア 消防団及び機能別消防団（消防団員及び機能別消防団員）への参加入団促進を図ります。</p> <p>イ 消防団活動時の安全確保のための装備を充実し、地域の災害対応力を強化します。</p> <p>【(56) 市民救護能力の向上】</p> <p>ア AED講習を含めた応急手当などの普及啓発を推進します。</p> <p>イ 高齢者福祉施設などとの連携を強化し、緊急時の対応力の向上を図ります。</p>	<p>【(4) 消防団の体制強化】</p> <p>ア 消防団及び機能別消防団への参加促進を図ります。</p> <p>【(5) 市民救護能力の向上】</p> <p>ア AED講習を含めた応急手当などの普及啓発を推進します。</p>	<p>(復) (実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本地震の際の全国規模での消防応援の事例等を踏まえ新たな「主な取組」を追加 <p>(復) (実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団の表記を修正 団員数が減少傾向にあることから入団促進に重点を置く内容に修正 熊本地震の際に消防団活動時の安全確保の重要性を再認識したことから、装備充実を追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化等を踏まえ、高齢者等への対応を追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p>  <p>今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家庭環境の多様化、就労状況の変化などにより、家庭や地域における子育て力が低下し、育児支援を受けることが難しく、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。</p> <p>このような中、人生100年時代を見据えて、全てのライフステージにおいて、市民の健康づくりの意識を高めていくことが重要となっています。であり、また、新型インフルエンザなどの新興感染症などから市民を守るために対処するための健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策支援が必要となっています。</p> <p>そこで、乳幼児子どもから高齢者までだれもが、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、国民健康保険など社会保障制度の適正な運営はもとより、市民一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するとともに、市民や地域の自主的地域における主体的な健康づくりや福祉活動の推進を支援しますすることで、自主自立のまちづくりの理念のもと、だれもが役割を持ち、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。</p> <p>特にまた、人口減少や少子化の改善に向け、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。</p> <p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康づくりの推進 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり 社会保障制度の適正な運営 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 	<p>第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実</p> <p>今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て力が低下し、育児支援を受けることが難しく、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。</p> <p>このような中、全てのライフステージにおいて、健康づくりの意識を高めていくことが重要となっています。また、新型インフルエンザ等の新興感染症などから市民を守るため健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策が必要となっています。</p> <p>そこで、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、市民や地域の自主的な健康づくりや福祉活動を支援します。</p> <p>特に、人口減少や少子化の改善に向け、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。</p> <p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康づくりの推進 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり 社会保障制度の適正な運営 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 	<p>(時) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代潮流を踏まえた文言修正 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「人生100年時代構想会議」での議論を踏まえ記載を修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が目指す姿である地域共生社会の考え方を追記

改正後（案）	現行	改正理由																																												
<p>第1節 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>現状と課題 健康長寿の最大の阻害要因と言われる生活習慣病の多くは一人ひとりの意識、心がけと行動で予防できるものですが、平均寿命と健康寿命にはかなり大きな開きがある状況です。</p> <p>また、糖尿病や高血圧症など様々な生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム該当者数が依然として多く、がん検診などの検診受診率も伸び悩んでいます。</p> <p>今後は人生100年時代において、全ての市民が健康でいきいきと暮らすためには、高齢になっても健康を維持し、社会を支える担い手として活躍できる期間を延伸することが課題となっています。</p> <p>そこで、「自らの健康は自ら守る」という健康意識をさらに高め、市民の生活習慣改善や健康づくりの取組の実践・継続につながるような啓発を強化する必要があります。</p> <p>そして、健康で質の高い生活を送るために重要な病気の予防、早期発見・早期治療についての市民全体の認識が高まるよう、市民の健康を支える環境づくりの支援が必要です。</p> <p>基本方針 1 健康づくりの支援</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="186 995 1166 1140"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合</td> <td>%</td> <td>68.6</td> <td>72.0</td> <td>82.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0				<p>第1節 生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>現状と課題 健康長寿の最大の阻害要因と言われる生活習慣病の多くは一人ひとりの意識、心がけと行動で予防できるものですが、平均寿命と健康寿命にはかなり開きがある状況です。</p> <p>また、糖尿病や高血圧症など様々な生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム該当者数が依然として多く、がん検診などの検診受診率も伸び悩んでいます。</p> <p>今後は、「自らの健康は自ら守る」という健康意識を高め、市民の生活習慣改善や健康づくりの取組の実践・継続につながるような啓発を強化する必要があります。</p> <p>そして、健康で質の高い生活を送るために重要な病気の予防、早期発見・早期治療についての市民全体の認識が高まるよう、市民の健康を支える環境づくりの支援が必要です。</p> <p>基本方針 1 健康づくりの支援</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1246 995 2226 1140"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合</td> <td>%</td> <td>68.6</td> <td>72.0</td> <td>82.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0				<p>(ア) (時) (公)</p> <p>・「ジェロントロジー」の視点を踏まえ記載を修正</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p>
			単位	基準値			検証値																																							
	H27	H31		H35	H27	H31	H35																																							
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0																																										
	単位	基準値			検証値																																									
		H27	H31	H35	H27	H31	H35																																							
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0																																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 健康づくりの支援</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 校区単位の健康まちづくりの推進 (2) 生活習慣病などの予防・悪化防止 (3) 栄養改善・食育の推進 (4) がん検診などの充実 (5) 歯と口腔の健康づくりの推進 <p>事業概要</p> <p>【(1) 校区単位の健康まちづくりの推進】</p> <p>イ ア 小学校区単位での健康課題を市民と共有し、地域で推進組織を立ち上げるなど、健康をテーマにした「校区単位の健康まちづくり」に取り組みます。</p> <p>イ 「健康ポイント事業」などを行い、市民自らが進んで健康増進を図れる環境づくりに取り組みます。</p> <p>イ ウ 地域の様々なイベントで、健康チェックや相談などを実施し、正しい生活習慣の普及啓発に努めます。</p> <p>【(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止】</p> <p>ア CKD（慢性腎臓病）、糖尿病、高血圧、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの予防啓発に努め、早期発見から悪化防止までの段階に応じた総合的な対策を図ります。</p> <p>イ 生活習慣病の低年齢化を防ぐため、若い世代へ生活習慣病、食育などの啓発を強化します。</p> <p>ウ 望まない受動喫煙を防止するための周知啓発に取り組みます。</p> <p>【(3) 栄養改善・食育の推進】</p> <p>ア 「食」の大切さの理解を深めるために、「食」に関わる関係者と協働で食育活動を展開するとともに、食品関連事業者と連携し、健康づくりを支援するための栄養・食生活に関する環境の整備づくりを推進します。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 健康づくりの支援</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 校区単位の健康まちづくりの推進 (2) 生活習慣病などの予防・悪化防止 (3) 栄養改善・食育の推進 (4) がん検診などの充実 (5) 歯と口腔の健康づくりの推進 <p>事業概要</p> <p>【(1) 校区単位の健康まちづくりの推進】</p> <p>ア 地域の様々なイベント等で、健康チェックや相談などを実施し、正しい生活習慣の普及啓発に努めます。</p> <p>イ 小学校区単位での健康課題を市民と共有し、地域で推進組織を立ち上げるなど、健康をテーマにしたまちづくりに取り組みます。</p> <p>【(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止】</p> <p>ア CKD（慢性腎臓病）、糖尿病、高血圧などの予防啓発に努め、早期発見から悪化防止までの段階に応じた総合的な対策を図ります。</p> <p>イ 生活習慣病の低年齢化を防ぐため、若い世代へ生活習慣病、食育などの啓発を強化します。</p> <p>【(3) 栄養改善・食育の推進】</p> <p>ア 「食」の大切さの理解を深めるために、「食」に関わる関係者と協働で食育活動を展開するとともに、環境の整備を推進します。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「校区単位」が限定的な表現のため削除 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気予防の取組を推進するため、市民の健康増進を図る「健康ポイント事業」を追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法改正を踏まえ、受動喫煙防止策を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境づくりの目指す姿を具体的に記載するため修正

改正後（案）	現行	改正理由
<p>イ 生活環境が変化する若い世代が食に関心を持ち、正しく理解できるよう啓発を図り、健全な食生活の実践に努めますを促進します。</p> <p>ウ 地域に根ざした食育活動を強化するため、食生活改善をサポートする食生活改善推進員の育成に努めますします。</p> <p>【(4) がん検診などの充実】</p> <p>ア 検診の必要性、早期発見・早期治療の重要性の啓発をさらに強化するとともに、受診しやすい検診体制づくりに努め、受診率向上を図ります。</p> <p>【(5) 歯と口腔の健康づくりの推進】</p> <p>ア 乳幼児期からのむし歯予防や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図ります。</p> <p>イ 8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努めます。</p>	<p>イ 生活環境が変化する若い世代が食に関心を持ち、正しく理解できるよう啓発を図り、健全な食生活の実践に努めます。</p> <p>ウ 地域に根ざした食育活動を強化するため、食生活改善をサポートする食生活改善推進員の育成に努めます。</p> <p>【(4) がん検診などの充実】</p> <p>ア 検診の必要性、早期発見・早期治療の重要性の啓発をさらに強化するとともに、受診しやすい検診体制づくりに努め、受診率向上を図ります。</p> <p>【(5) 歯と口腔の健康づくりの推進】</p> <p>ア 乳幼児期からのむし歯予防や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図ります。</p> <p>イ 8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努めます。</p>	<p>(文)</p> <p>・文言修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																																										
<p>第2節 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実</p> <p>現状と課題 本市には、急性期医療を担う拠点病院が多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っています。また、その他にも特定の専門分野で高度な医療を提供している医療機関があるため、県内の他の医療圏から多くの患者が市内の医療機関を受診するなど、本市の医療体制は県全体の中核的な役割を担っています。このような中、本市では、衛生的な生活環境の確保や様々な健康被害から市民を守るための体制の整備を行うとともに、恵まれた医療資源をいかし24時間体制で受診できる救急医療体制を構築してきました。</p> <p>しかしながら、初期救急医療に従事する医師の高齢化や意識の変化により、医師の確保が年々困難になってきております。加えて、麻しんや風しん、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行発生の懸念や、重大な食中毒、食品への異物混入などの食の安全・安心に関する様々な問題の発生により市民の不安は高まっています。</p> <p>今後は、持続可能な救急医療体制の確保に努めるとともに、病床機能の分化・連携に係る医療機関の役割の明確化や機能の転換などに関して、県や医師会等の関係者と協力して進めていく必要があります。あわせて、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるように、衣食住の衛生の向上、食中毒・感染症の予防、特に、新興感染症発生時に迅速に対応するため、関係機関との情報共有や連携強化が必要です。</p> <p>また、新・熊本市民病院では、熊本地震の教訓をいかした災害に強い病院として、市民の生命と健康を守るために、市民と誠実に向き合い、自治体病院に求められる高度な専門性を有する医療を持続安定的に提供するとともに、地域の医療機関と連携を図りながら、地域医療の向上に貢献していく必要があります。</p> <p>さらに、動物愛護への社会的関心が高まり、動物に関する相談が続いて増加しており、動物愛護に対する市民の意識の向上が必要です。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活衛生の向上 人と動物との共生社会の推進 健康危機管理体制の充実 適切な医療を提供する体制の確保 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="195 1402 1175 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食中毒の発生件数(暦年)</td> <td>件</td> <td>6</td> <td>減少</td> <td>減少</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">感染症患者発生数(暦年)</td> <td>結核</td> <td>人</td> <td>124</td> <td>100</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症</td> <td>人</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>休日夜間の診療体制</td> <td>-</td> <td>365日 24時間の 初期 救急体制</td> <td>維持</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	食中毒の発生件数(暦年)	件	6	減少	減少	感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100	82	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症	人	14	11	8	休日夜間の診療体制	-	365日 24時間の 初期 救急体制	維持	維持	<p>第2節 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実</p> <p>現状と課題 本市では、衛生的な生活環境の確保や様々な健康被害から市民を守るための体制の整備を行うとともに、24時間体制で受診できる救急医療体制を構築してきました。</p> <p>しかし、新型インフルエンザ等の新興感染症の発生の懸念や、重大な食中毒、食品への異物混入などの食の安全安心に関する様々な問題の発生により市民の不安は高まっています。</p> <p>今後は、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるように、衣食住の衛生の向上、食中毒・感染症の予防や医療体制の確保が重要です。</p> <p>特に、新興感染症発生時に迅速に対応するため、関係機関との情報共有と連携の必要性が高まっています。</p> <p>また、動物愛護への社会的関心が高まり、動物に関する相談が続いており、動物愛護に対する市民の意識の向上が必要です。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活衛生の向上 人と動物との共生社会の推進 健康危機管理体制の充実 適切な医療を提供する体制の確保 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1255 1409 2234 1793"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食中毒の発生件数(暦年)</td> <td>件</td> <td>6</td> <td>減少</td> <td>減少</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">感染症患者発生数(暦年)</td> <td>結核</td> <td>人</td> <td>124</td> <td>100</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症</td> <td>人</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>休日夜間の診療体制</td> <td>-</td> <td>365日 24時間の 初期 救急体制</td> <td>維持</td> <td>維持</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	食中毒の発生件数(暦年)	件	6	減少	減少	感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100	82	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症	人	14	11	8	休日夜間の診療体制	-	365日 24時間の 初期 救急体制	維持	維持	<p>(時) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻しんや風しんの流行状況、関係機関との連携強化の必要性を踏まえ文言修正 今後の救急医療体制について追記 熊本市民病院の果たすべき役割を追記
			単位	検証値																																																								
	H27	H31		H35																																																								
食中毒の発生件数(暦年)	件	6	減少	減少																																																								
感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100	82																																																							
	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症	人	14	11	8																																																							
休日夜間の診療体制	-	365日 24時間の 初期 救急体制	維持	維持																																																								
	単位	検証値																																																										
		H27	H31	H35																																																								
食中毒の発生件数(暦年)	件	6	減少	減少																																																								
感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100	82																																																							
	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症	人	14	11	8																																																							
休日夜間の診療体制	-	365日 24時間の 初期 救急体制	維持	維持																																																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生活衛生の向上 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (1) 生活衛生対策の推進 (2) 食の安全・安心の確保 (3) 墓地・斎場の適切な管理と指導 2 人と動物との共生社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> (4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進 3 健康危機管理体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> (5) 健康危機管理体制の強化 (6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進 4 適切な医療を提供する体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> (7) 適切な医療体制の確立 (8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供 <p>事業概要</p> <p>【(1) 生活衛生対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活衛生関連営業施設の指導や自主管理体制の確立支援を行います。 イ シックハウスなど住まいの衛生相談による安心で快適な住まい環境を確保するとともに、害虫相談など、衛生的な生活環境の確保を進めます。 <p>【(2) 食の安全・安心の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 営業施設などの重点監視指導や事業者の自主衛生管理の導入支援によって、食の安全・安心の確保に努めます。 	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生活衛生の向上 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (1) 生活衛生対策の推進 (2) 食の安全・安心の確保 (3) 墓地・斎場の適切な管理と指導 2 人と動物との共生社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> (4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進 3 健康危機管理体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> (5) 健康危機管理体制の強化 (6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進 4 適切な医療を提供する体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> (7) 適切な医療体制の確立 (8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供 <p>事業概要</p> <p>【(1) 生活衛生対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活衛生関連営業施設の指導や自主管理体制の確立支援を行います。 イ シックハウスなど住まいの衛生相談による安心で快適な住まい環境を確保するとともに、害虫相談など、衛生的な生活環境の確保を進めます。 <p>【(2) 食の安全・安心の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 営業施設などの重点監視指導や事業者の自主衛生管理の導入支援によって、食の安全安心の確保に努めます。 	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 墓地・斎場の適切な管理と指導】</p> <p>ア 市営墓地や斎場の適正な管理・運営を行います。</p> <p>イ 民営墓地などの管理及び適正な整備について指導を行います。</p> <p>ウ 増加傾向にある埋葬や火葬の将来需要に対し、墓地などが安定的に供給できるよう環境整備に取り組みます。</p> <p>【(4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進】</p> <p>ア 動物愛護推進協議会やボランティアなどと協働で、「犬猫の殺処分ゼロ」の取組を推進します。</p> <p>イ 動物愛護及び適正な飼育の普及啓発に努めます。</p> <p>ウ イノシシ・シカなどの有害鳥獣による被害防止対策の推進に努めます。</p> <p>【(5) 健康危機管理体制の強化】</p> <p>ア 感染症や食中毒などの健康危機事象の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、情報の共有や訓練を実施します。</p> <p>【(6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進】</p> <p>ア 感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種の推進と感染症の正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>イ 新型インフルエンザなどの第一種感染症が発生した場合は、熊本市市民病院の感染病棟において速やかに受け入れ、拡大防止を図ります。</p> <p>【(7) 適切な医療体制の確立】</p> <p>ア 持続可能な救急医療体制の確保に努め、市民に適切な救急医療の利用に関する啓発を実施します。</p> <p>イ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療・介護の連携を推進します。</p> <p>ウ 医療の安全と信頼性を高めるため、医療安全対策の監視指導を強化します。</p> <p>エ 災害発生に備え、適切な対応がとれるような災害医療体制の整備に努めます。</p> <p>【(8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供】</p> <p>ア 地域における他の医療機関と連携を図りながら、周産期医療やがん医療等の高度で専門的な医療、救急医療、助産施設としての医療サービス、へき地医療などに取り組みます。</p> <p>ア 地域の基幹病院としての役割を担い、特に小児・周産期医療の分野においては、お母さんと幼い命を守る拠点として、高度な医療を提供するとともに、二次救急告示病院としての救急医療を充実強化します。</p> <p>イ 地域の医療機関と緊密に連携して、生活習慣病やがんなどに対する質の高い急性期医療を提供します。</p> <p>ウ これらの医療サービスを持続安定的に提供するため、災害に即応できる体制を整えます。</p>	<p>【(3) 墓地・斎場の適切な管理と指導】</p> <p>ア 市営墓地や斎場の適正な管理・運営を行います。</p> <p>イ 民営墓地などの管理及び適正な整備について指導を行います。</p> <p>【(4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進】</p> <p>ア 動物愛護推進協議会やボランティアなどと協働で、「犬猫の殺処分ゼロ」の取組を推進します。</p> <p>イ 動物愛護及び適正な飼育の普及啓発に努めます。</p> <p>ウ イノシシ・シカなどの有害鳥獣による被害防止対策の推進に努めます。</p> <p>【(5) 健康危機管理体制の強化】</p> <p>ア 感染症や食中毒などの健康危機事象の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、情報の共有や訓練を実施します。</p> <p>【(6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進】</p> <p>ア 感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種の推進と感染症の正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>【(7) 適切な医療体制の確立】</p> <p>ア 救急医療体制の確保に努め、市民に適切な救急医療の利用に関する啓発を実施します。</p> <p>イ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療・介護の連携を推進します。</p> <p>ウ 医療の安全と信頼性を高めるため、医療安全対策の監視指導を強化します。</p> <p>【(8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供】</p> <p>ア 地域における他の医療機関と連携を図りながら、周産期医療やがん医療等の高度で専門的な医療、救急医療、助産施設としての医療サービス、へき地医療などに取り組みます。</p>	<p>(時)</p> <p>・墓地承継者不在の問題や増加する火葬件数を見据え、対応が必要であるため。</p> <p>(実)</p> <p>・事業移管に伴う削除 (第5章及び第7章にて記載)</p> <p>(文) (時)</p> <p>・文言修正</p> <p>・熊本地震を受けて、災害医療体制に関する記載を追加</p> <p>(復) (公)</p> <p>・熊本地震の経験などを踏まえ、新熊本市市民病院の果たすべき役割や災害に強い病院づくりを追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																																												
<p>第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり</p> <p>現状と課題 本市の高齢化率は年々上昇し、人生100年時代を見据え、要介護者やひとり暮らし高齢者に対する地域での支援の必要性が高まっており、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支える体制づくりが重要です。 また、障がいのある人に対し、総合的な支援を行うためには、障がいに対する正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障害福祉サービスの提供が必要です。 さらに介護や育児など、複数の分野にまたがる課題を抱える世帯への支援も必要であり、こうした様々な課題に対応するためには、福祉団体や関係機関とともに、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進するための体制づくりが求められています。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動の支援 推進 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援 3 障がいのある人の自立支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 1024 1187 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)</td> <td>%</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数</td> <td>人</td> <td>41 (H26)</td> <td>63 112</td> <td>63 117</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35				65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46				就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63 112	63 117				<p>第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり</p> <p>現状と課題 本市の高齢化率は年々上昇しており、今後も更なる高齢化の進行が見込まれる中、要介護者や単身・高齢者のみの世帯に対する地域での支援の必要性が高まっています。 また、障がいのある人は年々増加傾向にあり、多様な支援と生涯を通じた一貫したサービスが求められるとともに、だれもが互いに尊重し合いながら共に暮らしていける社会の推進に当たり、地域での支援の必要性が高まっています。 そこで、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支援が必要な高齢者を支える体制づくりが重要です。 また、障がいのある人に対し総合的な支援を行うためには、地域社会における正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障がい保健福祉サービスの提供に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動の支援 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援 3 障がいのある人の自立支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1024 2226 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)</td> <td>%</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> <td>78.46</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数</td> <td>人</td> <td>41 (H26)</td> <td>63</td> <td>63</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35				65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46				就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63	63				<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況や課題を踏まえ記載を修正 ・様々な地域課題に対応するため、地域全体で福祉活動を推進する体制づくりの必要性について記載 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績を踏まえ上方修正
			単位	基準値			検証値																																																							
	H27	H31		H35																																																										
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46																																																										
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63 112	63 117																																																										
	単位	基準値			検証値																																																									
		H27	H31	H35																																																										
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46																																																										
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63	63																																																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる健康環境づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動の支援推進 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援 3 障がいのある人の自立支援 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉活動推進の体制づくりの担い手への支援強化 (2) 地域包括ケアシステムの構築深化・推進 (3) 高齢者の健康と生きがいづくり (4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 (5) 障がいへの理解促進と権利擁護に関する相互理解の促進 (6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・地域で暮らすために必要な支援の提供充実 (7) 安心して暮らせる生活環境の整備を営み社会参加できる環境づくり <p>事業概要</p> <p>【(1) 地域福祉活動推進の体制づくりの担い手への支援強化】</p> <p>ア 社会福祉協議会などと連携し、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進します。</p> <p>イ 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員などの活動を支援します。</p> <p>【(2) 地域包括ケアシステムの構築深化・推進】</p> <p>ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。</p> <p>イ 認知症高齢者やその家族への支援を充実させるとともに、認知症に対する理解の浸透を図ります。高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症に対する理解の浸透や成年後見人制度の利用促進を図るなど、高齢者の権利擁護を推進し、虐待防止に取り組みます。</p> <p>ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスにおける自立支援・重度化防止に向けた取組を強化するほか、やひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供するとともに、地域や民間事業者などと連携した支援を推進します。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる健康づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地域福祉活動の支援 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援 3 障がいのある人の自立支援 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉活動の担い手への支援強化 (2) 地域包括ケアシステムの構築 (3) 高齢者の健康と生きがいづくり (4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上 (5) 障がいに関する相互理解の促進 (6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・支援の提供 (7) 安心して生活を営み社会参加できる環境づくり <p>事業概要</p> <p>【(1) 地域福祉活動の担い手への支援強化】</p> <p>ア 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を支援します。</p> <p>【(2) 地域包括ケアシステムの構築】</p> <p>ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。</p> <p>イ 認知症高齢者やその家族への支援を充実させるとともに、認知症に対する理解の浸透を図ります。</p> <p>ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスやひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供します。</p>	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」の実現に向けた取組を追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期はつらつプランを踏まえた文言修正 ・高齢者に係る権利擁護・虐待防止に関する取組を明確化

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】</p> <p>ア 高齢者が健康で生涯現役として自分らしく活躍し続けられるよう、多様な就労や社会参加の機会を提供します。</p> <p>イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。</p> <p>【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】</p> <p>ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取組みます。</p> <p>イ 介護施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。</p> <p>【(5) 障がいへの理解促進と権利擁護に関する相互理解の促進】</p> <p>ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。</p> <p>イ 市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進及び虐待防止に取り組めます。</p> <p>【(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・地域で暮らすために必要な支援の提供充実】</p> <p>ア 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、関係機関・団体などとの連携を強化し、障がいの特性に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、円滑な障害福祉サービスなどの提供に努めます。相談支援事業所、福祉サービス事業所など関係機関との連携強化により、障がいのある人が身近な場所で適切な支援を受けられるよう、地域の相談体制づくりを進めます。</p> <p>イ 障がいのある人が地域で生活できるように、障害福祉サービス事業者などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。</p> <p>ウ 障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。</p> <p>エウ 重度の障がいのある人など医療的ケアを必要とする人や難病患者や重度障がいのある人への医療機関と連携した支援の充実を図ります。</p> <p>オ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。</p> <p>カ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。</p> <p>【(7) 安心して暮らせる生活環境の整備を営み社会参加できる環境づくり】</p> <p>ア 災害時に障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域と協力し、障がいの特性に配慮した災害時における支援や安全に避難できるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。の確保、防犯対策を推進します。</p> <p>イ 障がいのある人が必要な情報が得られるよう、障がいの特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大 職場環境の整備を促進します。</p> <p>ウ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。</p>	<p>【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】</p> <p>ア 高齢者の健康で活力ある暮らしを支えるため、就労や社会参加の機会を提供します。</p> <p>イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。</p> <p>【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】</p> <p>ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取組みます。</p> <p>【(5) 障がいに関する相互理解の促進】</p> <p>ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。</p> <p>イ 市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。</p> <p>【(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・支援の提供】</p> <p>ア 相談支援事業所、福祉サービス事業所など関係機関との連携強化により、障がいのある人が身近な場所で適切な支援を受けられるよう、地域の相談体制づくりを進めます。</p> <p>イ 障がいのある人が地域で生活できるように、障害福祉サービスなどの充実を図ります。</p> <p>ウ 医療的ケアを必要とする難病患者や重度の障がいのある人への医療機関と連携した支援の充実を図ります。</p> <p>【(7) 安心して生活を営み社会参加できる環境づくり】</p> <p>ア 災害時に障がいのある人が安全に避難できるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。</p> <p>イ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。</p> <p>ウ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。</p>	<p>(ア) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ジェロントロジー」の視点を踏まえ記載を修正。 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への虐待行為等防止するため介護施設等の指導監査を追記 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活プランと整合を図るため修正 ・障がい者の権利擁護・虐待防止に関する取組を明確化 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活プランと整合を図るため修正 ・事業所等への指導監査の徹底や、雇用に関する企業意識の高揚を追記 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者生活プランと整合を図るため修正 ・災害時の支援体制について追記

改正後（案）	現行	改正理由																																				
<p>第4節 社会保障制度の適正な運営</p> <p>現状と課題 本市の国民健康保険の財政運営は、高齢化の進行による医療費の増加など厳しい状況にあります。また、生活困窮者については、就労や多重債務、引きこもり、DVなど様々な相談が寄せられています。生活保護については、ひとり暮らし高齢者世帯などの増加や厳しい社会経済情勢などの影響により、微増傾向にあり今後徐々に増加することが見込まれます。</p> <p>そこで、国民健康保険会計の健全化、後期高齢者医療制度の円滑な運用や、国民年金制度の普及を進めていく必要があります。また、生活困窮者への就労・自立の適切な支援、生活保護制度の公平かつ適正な運用に取り組む必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の健全な運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進 4 生活困窮者への適切な支援 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="201 947 1175 1163"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険給付費の対前年度の伸び率</td> <td>%</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>生活保護から自立した人の割合</td> <td>%</td> <td>7.9 (H26)</td> <td>7.9</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「国民健康保険給付費の対前年度伸び率」の基準値は、「熊本市国民健康保険会計収支推計」に基づくもの</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6	生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9	<p>第4節 社会保障制度の適正な運営</p> <p>現状と課題 本市の国民健康保険の財政運営は、高齢化の進行による医療費の増加など厳しい状況にあります。また、生活困窮者については、就労や多重債務、引きこもり、DVなど様々な相談が寄せられています。生活保護については、高齢者世帯の増加や厳しい社会経済情勢などの影響により微増傾向にあります。</p> <p>そこで、国民健康保険会計の健全化、後期高齢者医療制度の円滑な運用や、国民年金制度の普及を進めていく必要があります。また、生活困窮者への就労・自立の適切な支援、生活保護制度の公平かつ適正な運用に取り組む必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の健全な運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進 4 生活困窮者への適切な支援 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1258 947 2231 1163"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険給付費の対前年度の伸び率</td> <td>%</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>生活保護から自立した人の割合</td> <td>%</td> <td>7.9 (H26)</td> <td>7.9</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「国民健康保険給付費の対前年度伸び率」の基準値は、「熊本市国民健康保険会計収支推計」に基づくもの</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6	生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9	<p>(時) (実)</p> <p>・熊本地震の復興需要による求人の増加や、義援金の支給等により、本市の生活保護受給世帯数は減少しているが、今後は求人減少や義援金費消の影響で、生活保護受給世帯の増加が予想される。ただしこの点はあくまで予想であるため明記せず、高齢者世帯の増加についてのみ修正</p>
			単位	検証値																																		
	H27	H31		H35																																		
国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6																																		
生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9																																		
	単位	検証値																																				
		H27	H31	H35																																		
国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6																																		
生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9																																		

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>社会保障制度の適正な運営</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の健全な運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進 4 生活困窮者への適切な支援 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険会計の健全化 (2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援 (3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実 (4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進 (5) 生活保護受給者への適切な支援 (6) 不正受給防止対策の実施 	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>社会保障制度の適正な運営</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の健全な運営 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進 4 生活困窮者への適切な支援 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険会計の健全化 (2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援 (3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実 (4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進 (5) 生活保護受給者への適切な支援 (6) 不正受給防止対策の実施 	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 国民健康保険会計の健全化】</p> <p>ア 徴収体制の強化により保険料収納率の向上を図るとともに、保険料改定により、会計の健全化を図ります。</p> <p>イ 特定健診、特定保健指導の受診率の向上に努め、生活習慣病の該当者やその予備群を減少させ、中長期的な医療費の適正化を図ります。</p> <p>【(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援】</p> <p>ア 「市政だより」、「ふれあい出前講座」などにより、後期高齢者医療制度の適切な周知・広報を行います。</p> <p>イ 後期高齢者該当前（65歳～74歳）の特定健診（65歳～74歳対象）を推進することで、後期高齢者の健康増進を図ります。</p> <p>【(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実】</p> <p>ア 「市政だより」などにより、国民年金制度の周知・広報を行います。</p> <p>イ 国民年金制度に関する相談業務を行います。</p> <p>【(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進】</p> <p>ア 生活困窮による不安を身近なところで相談できるよう、生活自立福祉相談支援センターを充実させにおいて、地域や関係機関と連携し、様々な課題を抱える相談者に対し、実情に応じた就労・自立支援を実施します。</p> <p>【(5) 生活保護受給者への適切な支援】</p> <p>ア 生活保護対象受給者に対して、必要な支援を行うとともに、就労可能な被保護世帯に対してきめ細やかな就労支援を行います。</p> <p>【(6) 不正受給防止対策の実施】</p> <p>ア 生活保護の不正受給を防止するため、丁寧な訪問活動を行うなどにより生活状況を適切に把握するとともに、制度の趣旨・目的の周知などに努め、適正な運用に努めます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 国民健康保険会計の健全化】</p> <p>ア 徴収体制の強化により保険料収納率の向上を図るとともに、保険料改定により、会計の健全化を図ります。</p> <p>イ 特定健診、特定保健指導の受診率の向上に努め、生活習慣病の該当者やその予備群を減少させ、中長期的な医療費の適正化を図ります。</p> <p>【(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援】</p> <p>ア 「市政だより」、「ふれあい出前講座」などにより、後期高齢者医療制度の周知・広報を行います。</p> <p>イ 後期高齢者該当前の特定健診（65歳～74歳対象）を推進することで、後期高齢者の健康増進を図ります。</p> <p>【(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実】</p> <p>ア 「市政だより」などにより、国民年金制度の周知・広報を行います。</p> <p>イ 国民年金制度に関する相談業務を行います。</p> <p>【(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進】</p> <p>ア 福祉相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、多様な課題を抱える相談者に対し、実情に応じた就労・自立支援を実施します。</p> <p>【(5) 生活保護受給者への適切な支援】</p> <p>ア 生活保護対象者に対して、必要な支援を行うとともに、就労可能な被保護世帯に対してきめ細やかな就労支援を行います。</p> <p>【(6) 不正受給防止対策の実施】</p> <p>ア 生活保護の不正受給を防止するため、丁寧な訪問活動を行うなど、制度の適正な運用に努めます。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実態に即した文言修正 ・特定検診の受診対象者（40～74歳）について誤解を招く恐れがあるため、括弧書きの位置を変更 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正（きめ細やか→きめ細か） <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度の公平かつ適正な運用を図るため、不正受給防止の取組をより具体的に記載

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>現状と課題 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、家庭環境の多様化により、子育て世帯が孤立することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境はますます依然として厳しいものとなっています。 加えて、若年層の雇用状況の低迷や仕事と子育ての両立の困難さなどを背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。 また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。 そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感なく、安心してがなくなるよう、「結婚・妊娠・出産・子育て」ができるような切れ目のない支援が必要です。 また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="172 955 1169 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生数(暦年)</td> <td>人</td> <td>7,039 (H26)</td> <td>7,000 以上</td> <td>7,000 以上</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上	<p>第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>現状と課題 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子育て世帯が孤立化することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。加えて、若年層の雇用状況の低迷や仕事と子育ての両立の困難さ等も背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。 また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。 そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感なく、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるような支援が必要です。 また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1228 955 2226 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生数(暦年)</td> <td>人</td> <td>7,039 (H26)</td> <td>7,000 以上</td> <td>7,000 以上</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上	<p>(時)</p> <p>・社会背景を踏まえ、家庭環境の多様化や切れ目のない支援の必要性について追記</p>
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり</p> <p>2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 結婚支援の推進 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援</p> <p>(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施</p> <p>(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実</p> <p>(4) 保育サービス及び幼児教育の充実</p> <p>(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減</p> <p>(6) 仕事と子育ての両立支援</p> <p>(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援</p> <p>(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進</p> <p>(9) 子どもの貧困対策の推進</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 結婚支援の推進 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援】</p> <p>ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。</p> <p>イ 妊娠や不妊などの相談・支援を行います。</p> <p>【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施】</p> <p>ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を適切に実施します、子どもの健やかな成長を支援します。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>安心して子どもを産み育てられる環境づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり</p> <p>2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 結婚支援の推進</p> <p>(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施</p> <p>(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実</p> <p>(4) 保育サービス及び幼児教育の充実</p> <p>(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減</p> <p>(6) 仕事と子育ての両立支援</p> <p>(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援</p> <p>(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 結婚支援の推進】</p> <p>ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。</p> <p>【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施】</p> <p>ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を適切に実施します。</p>	<p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚＝少子化対策ではなく、結婚支援だけにとどまることなく支援を行う必要があるため修正 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文言修正 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚＝少子化対策ではなく、結婚支援だけにとどまることなく支援を行う必要があるため修正、追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文言修正

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】</p> <p>ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。</p> <p>イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。</p> <p>【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】</p> <p>ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。</p> <p>イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。</p> <p>ウ 児童福祉施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。</p> <p>【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】</p> <p>ア 児童手当の支給を行うとともに、や子ども医療費の助成など経済的支援を行いませ充実させます。</p> <p>【(6) 仕事と子育ての両立支援】</p> <p>ア 子育てしやすい職場環境の整備促進や、父親の育児参加を支援します。</p> <p>【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】</p> <p>ア 児童虐待の発生予防、や早期発見及びのため、より専門性の高い相談体制を構築し、児童や保護者への適切な支援を行いま強化します。</p> <p>イ 里親の拡充及び児童養護施設などの小規模化などを進めるとともに、里親制度をさらに推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。</p> <p>ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。</p> <p>【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】</p> <p>ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。</p> <p>【(9) 子どもの貧困対策の推進】</p> <p>ア 学習機会の充実を図り、子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成のための支援を行います。</p> <p>イ 子どもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、子どもの居場所づくりに取り組みます。</p> <p>ウ 生活に困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。</p>	<p>【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】</p> <p>ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。</p> <p>イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。</p> <p>【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】</p> <p>ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。</p> <p>イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。</p> <p>【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】</p> <p>ア 児童手当の支給を行うとともに、子ども医療費の助成など経済的支援を充実させます。</p> <p>【(6) 仕事と子育ての両立支援】</p> <p>ア 子育てしやすい職場環境の整備促進や、父親の育児参加を支援します。</p> <p>【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】</p> <p>ア 児童虐待の発生予防、早期発見及び児童への適切な支援を行います。</p> <p>イ 里親の拡充及び児童養護施設などの小規模化を推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。</p> <p>ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。</p> <p>【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】</p> <p>ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。</p>	<p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉設等の適切な運営について追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実態に即した文言修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「父親の育児参加」は、育児は母親が行うものという前提での表現であるため文言を削除 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に向け、相談体制を強化し、保護者への支援を明確化するため修正 <p>(時) (実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困は、経済的な問題のみならず、様々な問題が相互に関連しており、全庁的な対応が必要であることから、平成30年度に策定した「子どもの貧困対策計画」と整合を図りつつ、新たな「主な取組」として追加。 ※これまでは、【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】のなかで整理していたもの。

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="151 226 991 256">第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p>  <p data-bbox="151 401 1190 497">少子高齢化に加え、グローバル化や情報化の進展など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境も、いじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えています。</p> <p data-bbox="151 533 1190 699">これからの予測困難な時代の中で、子どもたちの健やかな成長は、私たち大人に課せられた重要な使命だと考えます。社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力を含め、自分の人生を描き、どう切り拓いていくかという、生き抜く力の育成が一層重要となります。</p> <p data-bbox="151 705 1190 768">そこで、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、子どもたち一人ひとりの可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。</p> <p data-bbox="151 804 1190 903">また、子どもから大人まで、全ての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動に気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会の充実に取り組みます。</p> <p data-bbox="151 974 1190 1073">加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市の貴重な文化財を適切に保全な保存・調査研究・整備・活用に取り組むとともに、歴史や自然の学習などに活用します。</p> <p data-bbox="151 1144 284 1173">政策の体系</p> <div data-bbox="210 1220 1086 1612"> <p>学校教育における社会を生き抜く力の育成 地域に開かれた魅力的な学校づくり</p> <p>生涯を通じた学習・スポーツの振興 学びと活動の循環による人づくり</p> <p>文化の振興と継承</p> </div>	<p data-bbox="1207 226 2047 256">第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興</p> <p data-bbox="1207 390 2246 520">少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えています。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。</p> <p data-bbox="1207 527 2246 693">このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心等を育み、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっています。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められています。</p> <p data-bbox="1207 699 2246 795">そこで、未来を担う子どもたちが、自らの力で未来へはばたくことができるよう、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体などを備えた子どもたちを育成する教育を推進します。</p> <p data-bbox="1207 802 2246 898">また、保護者や子どもが相談しやすい体制の充実や、学習に集中できる学習環境の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを育むための取組を進めていきます。</p> <p data-bbox="1207 905 2246 968">さらに、市民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を楽しむ機会の充実など生涯学習活動を支援します。</p> <p data-bbox="1207 974 2246 1037">加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市に残る貴重な文化財を適切に保全するとともに、歴史や自然学習などへの活用を図ります。</p> <p data-bbox="1207 1115 1347 1144">政策の体系</p> <div data-bbox="1228 1213 2178 1612"> <p>学校教育における社会を生き抜く力の育成</p> <p>生涯を通じた学習・スポーツの振興</p> <p>文化の振興と継承</p> </div>	<p data-bbox="2288 296 2338 325">(時)</p> <p data-bbox="2279 331 2825 459">・国の第3期教育振興基本計画、新学習指導要領における基本的な考えを踏まえ、社会情勢の変化に伴い、必要となる施策の展開方針を総括的に記載</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																			
<p>第1節 学校教育における社会を生き抜く力の育成 地域に開かれた魅力的な学校づくり</p> <p>現状と課題 近年、交流人口の増加などによる国際化やAIなどの技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来などにより、本市の子どもたちを取り巻く環境は変化を続けています。また、不登校や特別な支援が必要な子どもたちの増加や安全確保などの様々な教育課題があります。</p> <p>このように社会が変化している中では、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進める必要があります。</p> <p>また、不登校への多様な学習環境の充実や個々の状況に応じた支援に加え、特別な支援が必要な子どもへのインクルーシブ教育の推進など、子ども一人ひとりを大切にすることを進めていく必要があります。さらに、学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を推進しながら、安全で安心して学ぶことのできる良好な教育環境の充実に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 徳・知・体の調和のとれた教育の推進 主体的に考え行動する力を育む教育の推進 子ども一人ひとりを大切にすることを進める教育の推進 安全で良好な教育環境の整備 最適な教育環境の整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="189 1150 1163 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較</td> <td>小学6年生</td> <td>ポイント ▲0.6</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>ポイント 1.2</td> <td>1.6</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	ポイント ▲0.6	0.2	1.0	中学3年生	ポイント 1.2	1.6	2.0	<p>第1節 学校教育における社会を生き抜く力の育成</p> <p>現状と課題 家庭や地域の環境変化、自然体験活動の機会等の減少など様々な要因により、子どもたちの規範意識の低下や社会性の不足、学習意欲の低下傾向などが指摘されており、体力も依然として低い水準にあります。また、少子化や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下するとともに、学校においても、いじめや不登校、子どもたちの安全確保などの教育課題が生じています。</p> <p>そこで、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体づくりなど、社会を生き抜くたくましさや備えた子どもたちを育成するために、子どもたちへの支援の充実、教職員の指導力向上を図る必要があります。また、学校・家庭・地域社会の連携を図りながら、子どもたちが個性や能力を伸ばすことのできるような学校教育や安全で良好な教育環境の充実に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 徳・知・体の調和のとれた教育の推進 子ども一人ひとりを大切にすることを進める教育の推進 安全で良好な教育環境の整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1246 1117 2220 1335"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較</td> <td>小学6年生</td> <td>ポイント ▲0.6</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中学3年生</td> <td>ポイント 1.2</td> <td>1.6</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	ポイント ▲0.6	0.2	1.0	中学3年生	ポイント 1.2	1.6	2.0	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の増加などの現状を鑑みると、全ての児童生徒が安全・安心に楽しく学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく必要がある。子どもたちにとって魅力的な学校はまずもっての目的であり、節のタイトルも含め、全面的に改正。 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> これからの予測困難な時代潮流を踏まえると、経済協力開発機構（OECD）の「Education 2030」のコンセプトであるエージェンシーは重要な考え方。よって、基本方針の第1に位置付ける。 <p>エージェンシー 「自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力」</p>
			単位	検証値																																	
	H27	H31		H35																																	
全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	ポイント ▲0.6	0.2	1.0																																	
	中学3年生	ポイント 1.2	1.6	2.0																																	
	単位	検証値																																			
		基準値	H27	H31	H35																																
全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	ポイント ▲0.6	0.2	1.0																																	
	中学3年生	ポイント 1.2	1.6	2.0																																	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 学校教育における社会を生き抜く力の育成 地域に開かれた魅力的な学校づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進 主体的に考え行動する力を育む教育の推進</p> <p>2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進</p> <p>3 安全で良好な教育環境の整備 最適な教育環境の整備</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 豊かな心を育む教育の推進 自ら学びに向かう力を育む教育の推進</p> <p>(2) 確かな学力を育む教育の推進 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</p> <p>(3) 健やかな体を育む教育の推進 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進</p> <p>(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充 多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充</p> <p>(5) 教育相談体制の充実</p> <p>(6) 特別支援教育の推進</p> <p>(7) 最適な学習環境の整備 地域社会と連携した教育環境の整備</p> <p>(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実 働き方改革の推進</p> <p>(9) 家庭や地域社会との連携の強化 安全・安心な学校づくりの推進</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 学校教育における社会を生き抜く力の育成</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進</p> <p>2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進</p> <p>3 安全で良好な教育環境の整備</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 豊かな心を育む教育の推進</p> <p>(2) 確かな学力を育む教育の推進</p> <p>(3) 健やかな体を育む教育の推進</p> <p>(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充</p> <p>(5) 教育相談体制の充実</p> <p>(6) 特別支援教育の推進</p> <p>(7) 最適な学習環境の整備</p> <p>(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実</p> <p>(9) 家庭や地域社会との連携の強化</p>	<p>(時)</p> <p>・国の第3期教育振興基本計画、新学習指導要領における基本的な考えを踏まえる。また、平成30年に策定した「教員の時間創造プログラム」の働き方改革等、必要となる施策を修正。</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 自ら学びに向かう力を育む教育の推進】 ア 学校教育全体を通じて子どもの意欲・関心を高めるとともに、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。 イ 教育ICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、学力の向上を図ります。 ウ それぞれの中学校区の特徴に応じた小中一貫教育や小中連携教育を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。 エ 校内研修や派遣研修などを実施するとともに、教員などの資質向上に関する指標を目指した教職員の育成を強化し、教職員の指導力の向上を図ります。</p> <p>【(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進】 ア 感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育の充実を図りさせます。 イ 人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを図りさせます。 ウ 生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、子どもの基本的な生活習慣を育成するとともに、食育を推進します。 エ 運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、子どもたちの体力の向上を図ります。 オ 産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育を充実させます。</p> <p>【(3) 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進】 ア 各学校の活動を持続可能な開発のための教育（ESD）の視点で捉え直し、社会の担い手を育み、学校や地域の更なる活性化を推進します。 イ 社会的・職業的自立に向けた力などを育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習の充実を図りさせます。 ウ 必由館高校、千原台高校、総合ビジネス専門学校について、独自性と専門性を高め、質の高い教育を実現するよう、抜本的な改革を行います。</p> <p>【(4) 教育相談体制の充実多様な教育的ニーズに対応した支援の拡充】 ア いじめや不登校などの教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組めます。 イ 未来を担う人材の育成のため、返還不要の市独自の奨学金制度を設けます。</p> <p>【(5) 特別支援教育の推進】 ア 特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。 イ 市立特別支援学校高等部及び小・中学部の整備を進めます。 イ 本市における特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援学校の拠点的功能を充実させます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 豊かな心を育む教育の推進】 ア 感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育の充実を図ります。 イ 社会的・職業的自立に向けた力と豊かな人間性を育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習の充実を図ります。 ウ 人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを図ります。</p> <p>【(2) 確かな学力を育む教育の推進】 ア 少人数学級や少人数指導など、きめ細かな指導を通して、自ら学ぶ楽しさや分かる喜びのある授業づくりを進め、学力の向上を図ります。 イ 校内研修や派遣研修などを実施するとともに、本市を担う若手教職員の育成を強化しながら、教職員の指導力の向上を図ります。 ウ 国際理解、ICTの活用能力や環境など、社会の変化に対応した教育を充実させ、子どもたちの意欲・関心を高めるとともに個性や能力を伸ばします。</p> <p>【(3) 健やかな体を育む教育の推進】 ア 生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、子どもの基本的な生活習慣を育成するとともに、食育を推進します。 イ 運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、子どもたちの体力の向上を図ります。</p> <p>【(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充】 ア 学校を取り巻く様々な課題解決の支援を行う体制を充実させ、教員が子どもと向き合う時間の拡充を図ります。 イ 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。</p> <p>【(5) 教育相談体制の充実】 ア いじめや不登校等の教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組めます。</p>	<p>(時) (実) ・事業の実態に即し、教育ICTの活用や小中一貫教育の推進等について追記</p> <p>(時) (公) ・いのちを守る教育について追記</p> <p>(時) (公) ・高校等改革と持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を追記</p> <p>(時) (公) ・奨学金制度について追記</p> <p>(時) (公) ・特別支援学校の拠点的功能について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(6) 地域社会と連携した教育環境の整備】 ア 子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。 イ 地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。 ウ 家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。</p> <p>【(7) 働き方改革の推進】 ア 教員の働き方改革と学校を取り巻く様々な課題解決に取り組み、質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、教員が子どもと向き合う時間を拡充を図ります。 イ 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。</p> <p>【(8) 安全・安心な学校づくりの推進】 ア 校舎などの老朽化対策、施設・設備の改善を図ることにより、安全で良好な学習環境を整備を進めます。 イ 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育の充実を図りさせます。</p>	<p>【(6) 特別支援教育の推進】 ア 特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。 イ 市立特別支援学校高等部及び小・中学部の整備を進めます。</p> <p>【(7) 最適な学習環境の整備】 ア 小中学校のエアコン整備や校舎の老朽化対策、施設の改善により、安全で良好な学習環境の整備を進めます。 イ 子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。</p> <p>【(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実】 ア 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育の充実を図ります。</p> <p>【(9) 家庭や地域社会との連携の強化】 ア 地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。</p>	<p>(実) (公) ・新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」を実現するため、開かれた学校づくりについて追記</p> <p>(時) (公) ・平成30年3月に策定した「学校改革！教員の時間創造プログラム」での取組内容を記載</p> <p>(時) 社会情勢の変化に合わせ、基本方針、政策の体系の全面的な変更に伴う修正</p> <p>(文) 基本方針、政策の体系の全面的な変更に伴い項目を削除</p>

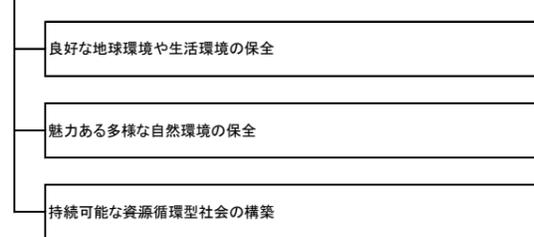
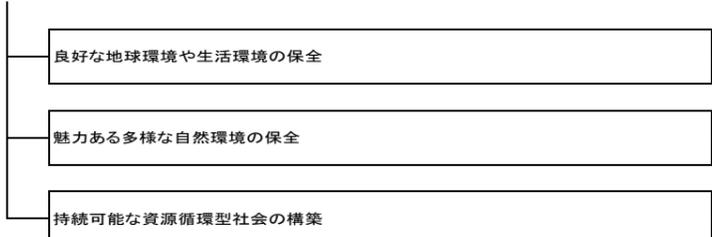
改正後（案）	現行	改正理由																																				
<p>第2節 生涯を通じた学習・スポーツの振興 学びと活動の循環による人づくり</p> <p>現状と課題 変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくためには、一人ひとりの意思によって、自分に適した手段・方法を選択し、生涯にわたって学び続けることが重要となっています。そのためには、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、拠点となる社会教育施設の効果的な活用の重要性は高まっています。また、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育を行う困難さが指摘されています。生涯にわたって学び続けるにあたっては、個々の学習歴を継続的な学びにつなげ、その成果を仕事や普段の生活、地域での活動などにかつことのできる仕組みづくりが必要となります。そこで、市民の学習ニーズに常に対応できるよう生涯学習関連施設の柔軟性や拡張性の機能を強化するとともに、大学などと連携を深めることにより、学習者の求めに応じ、いつでも・どこでも・何度でも学べるような学習機会を提供します。さらに、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、地域社会などと連携し、親子の育ちを支援します。また、市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と市民が豊かなスポーツライフを送ることができるための環境整備や情報発信を進める必要があります。</p> <p>基本方針 1 生涯学習社会の構築 多彩な学習機会の提供と創造 2 生涯スポーツの振興</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="172 1176 1157 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去1年間に生涯学習を行った市民の割合</td> <td>%</td> <td>28.6</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合</td> <td>%</td> <td>53.5</td> <td>58</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生涯学習とは人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座などの社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおける様々な学習活動のこと</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50	週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62	<p>第2節 生涯を通じた学習・スポーツの振興</p> <p>現状と課題 地域社会の抱える課題が複雑化・多様化する中、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会や、生涯にわたりスポーツを親しむことができる機会の充実を求める市民のニーズが高まっています。そこで、市民の生活向上や自己の充実・啓発のため、多様な学習機会の提供を行うとともに、学習の成果を適切に社会にかつ仕組みづくりが必要となります。また、市民が豊かなスポーツライフを送ることができるための環境整備や情報発信を進める必要があります。</p> <p>基本方針 1 生涯学習社会の構築 2 スポーツの振興</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1176 2226 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去1年間に生涯学習を行った市民の割合</td> <td>%</td> <td>28.6</td> <td>40</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合</td> <td>%</td> <td>53.5</td> <td>58</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生涯学習とは人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のこと</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50	週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62	<p>(時) (実) (公) ・節のタイトルについて、生涯学習の基本理念に変更 ・時代潮流・社会情勢の変化、国のスポーツ基本計画などを基に修正</p> <p>(時) (文) ・社会情勢の変化に合わせ、項目の構成も含め修正</p>
			単位	検証値																																		
	H27	H31		H35																																		
過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50																																		
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62																																		
	単位	検証値																																				
		H27	H31	H35																																		
過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50																																		
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62																																		

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>生涯を通じた学習・スポーツの振興 学びと活動の循環による人づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 生涯学習社会の構築 多彩な学習機会の提供と創造</p> <p>2 スポーツの振興</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 生涯学習環境の整備 学びの機会の提供と創造</p> <p>(2) 図書館・博物館の機能充実 生涯学習関連施設の機能充実</p> <p>(3) 青少年の健全育成</p> <p>(4) スポーツ機会の充実</p> <p>(5) 競技力の向上</p> <p>(6) スポーツ施設の整備・機能充実</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 学びの機会の提供と創造】</p> <p>ア 熊本の歴史や風土など、地域の特性をいかした講座や、生涯学習関連施設の機能をいかした、様々な世代の学び直しを支援するセミナーなど、多彩で体系的な学習機会を提供します。</p> <p>イ ICTを活用した学習機会の提供を進め、生涯学習関連施設に向くことが難しい人でも学習できるよう、学習環境を整備します。</p> <p>ウ 市民による市民のための学習活動を支援する仕組みづくりに向け、大学や民間教育事業者をはじめとする、多様な教育の担い手との連携強化に努めます。</p> <p>【(2) 生涯学習関連施設の機能充実】</p> <p>ア 公設公民館の役割を整理し、機能を充実させることにより、住民が積極的に活用できる施設とします。</p> <p>イ 図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興を推進します。</p> <p>ウ 博物館の運営や活動の充実と向上を図り、社会教育施設としての機能を高めます。また、特別展・企画展の開催や、学校教育、他関連施設との連携により魅力ある博物館をつくりまします。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>生涯を通じた学習・スポーツの振興</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 生涯学習社会の構築</p> <p>2 スポーツの振興</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 生涯学習環境の整備</p> <p>(2) 図書館・博物館の機能充実</p> <p>(3) 青少年の健全育成</p> <p>(4) スポーツ機会の充実</p> <p>(5) 競技力の向上</p> <p>(6) スポーツ施設の整備・機能充実</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 生涯学習環境の整備】</p> <p>ア 民間団体などとのネットワークの強化を図り、多様な学習情報の収集・提供に努めます。</p> <p>イ 家庭教育に関する講座など市民のニーズに応じた学習機会を積極的に提供します。</p> <p>ウ 公民館などにおいて市民が学習成果をいかせる機会や場を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動を支援します。</p> <p>【(2) 図書館・博物館の機能充実】</p> <p>ア 図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興に努めます。</p> <p>イ 博物館のリニューアルを実施し、展示環境の改善や展示内容の充実を図ります。また、市民のニーズに対応した企画展の開催や、県・学校などと連携した事業展開により魅力ある博物館を目指します。</p>	<p>(時) (文)</p> <p>・社会情勢の変化に合わせ、項目の構成も含め修正</p> <p>(時) (公)</p> <p>・国の第3期教育振興基本計画の基本方針を踏まえ、関係機関等と連携することにより、いつでも・どこでも・何度でも学べるような環境整備について追記</p> <p>(時) (公)</p> <p>・公設公民館について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 青少年の健全育成】</p> <p>ア 地域住民やNPOなどとの連携・協力により、中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。</p> <p>イ 「家庭教育地域リーダー」などの人材の育成と活躍できる場の提供に取り組むとともに、関係機関・団体などとの連携により、家庭教育プログラムの充実を図ります。</p> <p>ウ 児童が放課後などを安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図るとともに、子どもの実情に応じた学習拠点のあり方を検討します。</p> <p>【(4) スポーツ機会の充実】</p> <p>ア 多様なスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。</p> <p>イ 市民が気軽に参加できる市民参加型スポーツイベントの充実を図ります。</p> <p>【(5) 競技力の向上】</p> <p>ア 競技団体などの指導者養成を支援するとともに、スポーツリーダー（指導者）の派遣により、スポーツ愛好者から競技者まで個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。</p> <p>イ 市民が一流のアスリートとふれあう機会を創出するとともに、指定管理施設におけるスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。</p> <p>【(6) スポーツ施設の整備・機能充実】</p> <p>ア 既存スポーツ施設の機能改善により、多様化するスポーツコンベンションや市民ニーズへの対応及び市民の利便性の向上を図ります。</p> <p>ア 多様化する市民ニーズに対応するために、既存スポーツ施設の機能改善を図ります。</p> <p>イ 公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。</p>	<p>【(3) 青少年の健全育成】</p> <p>ア 中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、地域交流の機会や活動拠点の充実を図ります。</p> <p>イ 児童が放課後などを安全安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図ります。</p> <p>【(4) スポーツ機会の充実】</p> <p>ア 多様なスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。</p> <p>【(5) 競技力の向上】</p> <p>ア 競技団体等の指導者養成を支援するとともに、スポーツリーダー（指導者）の派遣により、スポーツ愛好者から競技者まで個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。</p> <p>【(6) スポーツ施設の整備・機能充実】</p> <p>ア 既存スポーツ施設の機能改善により、多様化するスポーツコンベンションや市民ニーズへの対応及び市民の利便性の向上を図ります。</p> <p>イ 公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。</p>	<p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成について、多様化する家庭環境に対し、地域全体で支えられるよう、関係機関等との連携を図ることを追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツイベントに対する市民意識の変化による修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一流アスリートとの交流機会の増加、指定管理者制度の有効活用を図るため追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコンベンションを目的とした施設整備はおおむね完了しているため、「スポーツコンベンション」を削除

改正後（案）	現行	改正理由																												
<p>第3節 文化の振興と継承</p> <p>現状と課題 本市は、一人ひとりが心の豊かさを実感できる潤いのある暮らしの実現を目指し、文化振興に関する様々な取組を進めてきました。 また、本市には、特別史跡熊本城跡や史跡池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、それらの調査研究を進めるとともに、計画的な保存・整備・活用に努めてきました。 そのような中、熊本地震により、熊本城をはじめ多くの文化財が甚大な被害を受けました。 しかし、これらの復旧過程もまた、熊本城などの調査研究が大きく進展する機会ととらえ、崩壊した石垣や出土物などの調査研究を進め、研究成果や復旧の記録などを広く公開・発信していきます。 地域のつながりを大切にする中、市民一人ひとりが文化に親しめるよう、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が必要となっています。 今後とも市民と協働して、文化財については、調査研究、適正な保存・整備・活用に取り組むとともに、関係機関との連携を図り、本市の歴史的文化遺産を広くいかしていく必要があります。 文化芸術の継承・発信については、行政はもとより民間の自由な発想をいかすとともに、市民自らが取り組んでいくことが必要となります。今後は、有形無形の文化財などの活用や文化芸術活動の支援を充実させることで、文化をいかしたまちづくりを推進していきます。</p> <p>基本方針 1 文化の振興 2 文化財の調査研究、適正な保存・整備・活用</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1182 1178 1325"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化に親しんでいる市民の割合</td> <td>%</td> <td>35.7</td> <td>46</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンサートや演劇・舞踊などの鑑賞、茶道・華道・舞踊などの習い事、公民館講座などへの参加、熊本城などの名所旧跡や美術館・図書館などを訪れる、又は、文化芸術活動の指導を行っているなど</p>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50	<p>第3節 文化の振興と継承</p> <p>現状と課題 本市は、一人ひとりが心の豊かさを実感できる暮らしの実現を目指し、文化振興に関する様々な取組を進めてきました。 また、本市には、特別史跡熊本城跡や池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、それらの調査・研究を進めるとともに、計画的な保存・整備・活用に努めてきました。 地域のつながりを大切にする中、市民一人ひとりが文化に親しめるよう、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が必要となっています。 今後とも市民と協働して、文化財の適正な保存・整備・活用に努めるとともに、関係機関との連携を図り、本市の歴史的文化遺産を広くいかしていく必要があります。</p> <p>基本方針 1 文化の振興 2 文化財の適正な保存・整備・活用</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1182 2237 1325"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化に親しんでいる市民の割合</td> <td>%</td> <td>35.7</td> <td>46</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンサートや演劇・舞踊等の鑑賞、茶道・華道・舞踊などの習い事、公民館講座などへの参加、熊本城などの名所旧跡や美術館・図書館等を訪れる、又は、文化芸術活動の指導を行っているなど</p>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50	<p>(復) (公) ・文化をいかしたまちづくりを通し、より充実した生活ができるよう目指す視点を追記、修正 ・熊本地震からの復旧過程での調査研究成果の活用の方向性を追記</p> <p>(文) ・上記「現状と課題」に合わせ「調査研究」を追記</p>
			単位	検証値																										
	基準値	H27		H31	H35																									
文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50																										
	単位	検証値																												
		基準値	H27	H31	H35																									
文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>文化の振興と継承</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 文化の振興</p> <p>2 文化財の適正な調査研究・保存・整備・活用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 文化活動の支援</p> <p>(2) 歴史的文化遺産の調査研究・保存・整備・活用</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 文化活動の支援】</p> <p>ア 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手の育成に取り組みます。</p> <p>イ 地域の公民館や学校などで、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。</p> <p>ウ 市民会館や現代美術館などの文化施設及び熊本城ホールにおいて、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。</p> <p>エ 地域の文化団体などとの連携により新たな文化芸術文化を創造し、これをいかしたまちづくりに取り組みます。</p> <p>【(2) 歴史的文化遺産の調査研究・保存・整備・活用】</p> <p>ア 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。</p> <p>イ 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。</p> <p>ウ 熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。</p> <p>エ 特別史跡となった千葉城地区（J T跡地、NHK跡地）について、熊本城千葉城地区（J T跡地、NHK跡地）保存活用基本構想を踏まえ、保存、整備、活用に取り組みます。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>文化の振興と継承</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 文化の振興</p> <p>2 文化財の適正な保存・整備・活用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 文化活動の支援</p> <p>(2) 歴史的文化遺産の保存・整備・活用</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 文化活動の支援】</p> <p>ア 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野において、次代の担い手の育成に取り組みます。</p> <p>イ 地域の公民館や学校等で、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。</p> <p>ウ 市民会館や現代美術館等の文化施設において、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。</p> <p>エ 地域の文化団体などとの連携により新たな芸術文化を創造し、これをいかしたまちづくりに取り組みます。</p> <p>【(2) 歴史的文化遺産の保存・整備・活用】</p> <p>ア 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。</p> <p>イ 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。</p> <p>ウ 熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状と課題」に合わせ「調査研究」を追記 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本城ホールにおける自主事業の実施方針などを踏まえ、「文化芸術の発信基地」となる施設に同ホールを追記 <p>(復) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「現状と課題」に合わせ「調査研究」を追記するとともに、千葉城地区の取得、保存、整備、活用についても追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="151 226 1142 260">第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応</p>  <p data-bbox="151 390 1190 485">私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然環境や都市環境を良好に保全することによって支えられています。</p> <p data-bbox="151 491 1190 625">しかし、都市化の進行により、清らかな地下水や豊かな緑といったなど、誇るべき自然環境が損なわれつつあり、また、人々我々の生活において必然的に発生する廃棄物に含まれる資源物の一部は多くが、依然として有効に活用されずことなく処分されています。</p> <p data-bbox="151 632 1190 766">地球環境においても、温暖化の進行、生物多様性の損失、などの資源の枯渇など、人類の存続に関わる問題が年々顕著化、深刻化しておりきています。とくに、近年、プラスチックによる海洋汚染で問題視されているマイクロプラスチックなどの新たな課題も発生しています。</p> <p data-bbox="151 772 1190 867">また、地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」により、「脱炭素社会」が世界的な潮流となった今、その実現に向けて、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という国の長期的目標を達成するための取組も求められています。</p> <p data-bbox="151 873 1190 968">このような中、市民の環境に対する意識は徐々に向上してきているものの、日々の生活においておける環境に配慮した実践活動につなげていくためには、市民や事業者、関係市民団体などとの協働が不可欠です。</p> <p data-bbox="151 974 1190 1108">特に、平成27年（2015年）9月に国際連合が採択した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、市民をはじめ多様な関係者と力を合わせなければなりません。</p> <p data-bbox="151 1115 1190 1249">また、清らかな地下水や緑豊かな自然環境は、一旦損なわれるとその回復には長い年月が必要となるため、保全に向けた効果的な対策が急務となっています。更に、地球温暖化も身近な問題と捉え、市民の環境保全活動の実践を促すため、意識の醸成に取り組む必要があります。</p> <p data-bbox="151 1255 1190 1390">そこで、市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全、自然環境の保全や緑化の推進に資する施策を展開するとともに、良好な生活環境を維持・形成するため、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、公共用水域の水質保全、大気汚染の防止などに資する施策を展開します。</p> <p data-bbox="151 1396 1190 1457">また、地球環境問題への対応や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。</p> <p data-bbox="151 1463 1190 1619">加えて、経済・社会・環境の課題が相互に関連し複雑化する中、環境負荷低減への取組が同時に、経済の好循環につながるような取組を進め、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を相互に補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な社会の実現を目指します。</p> <p data-bbox="151 1650 284 1684">政策の体系</p> 	<p data-bbox="1207 226 2199 260">第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応</p> <p data-bbox="1207 390 2246 485">私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然環境や都市環境を良好に保全することによって支えられています。</p> <p data-bbox="1207 491 2246 588">しかし、都市化の進行により、清らかな地下水や豊かな緑など、誇るべき自然環境が損なわれつつあり、また、人々の生活において発生する廃棄物に含まれる資源物の多くが依然として活用されることなく処分されています。</p> <p data-bbox="1207 594 2246 655">地球環境においても、温暖化の進行、生物多様性の損失、資源の枯渇など、人類の存続に関わる問題が年々顕著化、深刻化してきています。</p> <p data-bbox="1207 835 2246 896">市民の環境に対する意識は徐々に向上してきているものの、日々の生活における環境に配慮した実践活動につなげていくためには、市民や市民団体などとの協働が不可欠です。</p> <p data-bbox="1207 1077 2246 1211">また、清らかな地下水や緑豊かな自然環境は一旦損なわれるとその回復には長い年月が必要となるため、保全に向けた効果的な対策が急務となっています。さらに、地球温暖化も身近な問題と捉え、市民の環境保全活動の実践を促すため、環境に対する意識の醸成に取り組む必要があります。</p> <p data-bbox="1207 1218 2246 1312">そこで、市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全、自然環境の保全や緑化の推進、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、公共用水域の水質保全、大気汚染等の防止など、良好な生活環境を維持・形成します。</p> <p data-bbox="1207 1318 2246 1379">また、地球環境問題への対応や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。</p> <p data-bbox="1207 1640 1344 1673">政策の体系</p> 	<p data-bbox="2267 407 2407 485">(文) ・文言修正</p> <p data-bbox="2267 537 2813 655">(時) (公) ・新たな課題である海洋プラスチック問題を追記</p> <p data-bbox="2267 669 2813 787">(時) ・新たな時代潮流を踏まえた地球温暖化対策を追記</p> <p data-bbox="2267 802 2745 953">(文) ・文言修正 (時) (公) ・国際目標であるSDGsの視点を追記</p> <p data-bbox="2267 1184 2813 1346">(文) ・良好な環境と良好な生活環境の維持・形成 各々の関連施策をわかりやすく表現するため 修正</p> <p data-bbox="2267 1360 2813 1457">(時) ・新たな時代潮流を踏まえ地域循環共生圏の考え方を追記</p> <p data-bbox="2267 1472 2407 1549">(文) ・文言修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																																												
<p>第1節 良好な地球環境や生活環境の保全</p> <p>現状と課題 近年、異常気象現象が頻発しており、市民の地球温暖化に対する関心が高まっています。が、温室効果ガス排出量は依然として高いままです。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及による火力発電の割合の低下などに伴い、温室効果ガスの排出量は順調に減少しているものの、今後、脱炭素を見据え大幅な削減を進めるためには、新たなエネルギー施策へ転換する必要があります。</p> <p>また、国内の大気環境は規制の強化によって改善してきてが進んでいるものの、アジア大陸などからの汚染物質の流入などにより、PM2.5や光化学オキシダントの値は高い状態が続いています。加えて、ばい煙や騒音・振動、さらには、野生動物に起因する生活被害も発生しており、将来にわたり、良好な生活環境を保全していくため、各種要因の状況把握や調査を継続しながら、適切に対応していく必要があります。</p> <p>このように、エネルギー問題が注目される中、化石燃料を抑制し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を更に進めるため、省エネルギーや創エネルギーを推進する必要があります。また、良好な地球環境や生活環境を保全していくため、PM2.5等の危機管理事案に対しても、監視や調査を継続しながら発生原因などを解析していく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策の推進 2 安全・安心な生活環境対策の推進 3 環境衛生における調査研究や情報の発信 4 環境保全活動を実践できる人材の育成 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1207 1166 1423"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>千トン</td> <td>5,481 (H25)</td> <td>4,263</td> <td>3,745</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)</td> <td>件</td> <td>115 (H26)</td> <td>107</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	温室効果ガス排出量	千トン	5,481 (H25)	4,263	3,745				事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)	件	115 (H26)	107	100				<p>第1節 良好な地球環境や生活環境の保全</p> <p>現状と課題 近年、異常気象現象が頻発しており、市民の地球温暖化に対する関心が高まっていますが、温室効果ガス排出量は依然として高いままです。</p> <p>また、国内の大気環境は規制の強化によって改善してきているものの、大陸等からの汚染物質の流入などにより、PM2.5や光化学オキシダントの値は高い状態が続いています。</p> <p>このように、エネルギー問題が注目される中、化石燃料を抑制し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減をさらに進めるため、省エネルギーや創エネルギーを推進する必要があります。また、良好な地球環境や生活環境を保全していくため、PM2.5等の危機管理事案に対しても、監視や調査を継続しながら発生原因などを解析していく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策の推進 2 安全・安心な生活環境対策の推進 3 環境衛生における調査研究や情報の発信 4 環境保全活動を実践できる人材の育成 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1207 2226 1423"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>千トン</td> <td>5,481 (H25)</td> <td>4,263</td> <td>3,745</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)</td> <td>件</td> <td>115 (H26)</td> <td>107</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	温室効果ガス排出量	千トン	5,481 (H25)	4,263	3,745				事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)	件	115 (H26)	107	100				<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な文章とするため削除 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに追加した野生動物関連の取組に対応する現状と課題を追記
			単位	基準値			検証値																																																							
	H27	H31		H35	H27	H31	H35																																																							
温室効果ガス排出量	千トン	5,481 (H25)	4,263	3,745																																																										
事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)	件	115 (H26)	107	100																																																										
	単位	基準値			検証値																																																									
		H27	H31	H35	H27	H31	H35																																																							
温室効果ガス排出量	千トン	5,481 (H25)	4,263	3,745																																																										
事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)	件	115 (H26)	107	100																																																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 良好な地球環境や生活環境の保全</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進 (2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進 2 安全・安心な生活環境対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (3) 大気汚染及び有害物質対策や騒音・振動など防止対策などの推進 (4) 野生動物に起因する生活被害の防止・軽減 3 環境衛生における調査研究や情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (4) 有害化学物質などに関する状況把握と対策 (5) 有害化学物質などに関する状況把握と研究体制の整備と正しい情報の発信 4 環境保全活動を実践できる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (6) 環境啓発・環境教育の推進 <p>事業概要</p> <p>【(1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進】</p> <p>ア 公共施設における省エネルギー化・創エネルギー化・蓄エネルギー化を進めます。</p> <p>イ 太陽光発電システムと併設した家庭用燃料電池や蓄電池、HEMSの導入住宅の高断熱化・高効率設備による省エネルギー及び太陽光発電などによる創エネルギーによって、年間のエネルギー収支をゼロ以下とするZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）などによる住宅・建築物のスマート化を進め、あわせて蓄電池を活用することによるエネルギーの自家消費を進めます。</p> <p>ウ 省エネルギー家電の普及により、市民の省エネルギー活動を促進します。</p> <p>エ 東部・西部の両環境工場を、自立・分散型の地域エネルギーセンターと位置づけ、災害時にはエネルギー拠点として活用できるよう、施設の整備を進めます。</p> <p>オ 民間のノウハウや資金を活用するとともに、熊本連携中枢都市圏の市町村と連携しながら、地域循環共生圏を見据えた中長期かつ効率的な地域エネルギー政策を進めます。</p> <p>【(2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進】</p> <p>ア 水素社会実現に向け、温暖化対策だけでなく大気汚染対策にも寄与する電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車及び家庭用燃料電池の普及を図ります。</p> <p>イ 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の利用しやすい環境の整備を進めます。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 良好な地球環境や生活環境の保全</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進 (2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進 2 安全・安心な生活環境対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (3) 大気汚染及び有害物質対策などの推進 3 環境衛生における調査研究や情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (4) 有害化学物質などに関する状況把握と対策 (5) 調査研究体制の整備と正しい情報の発信 4 環境保全活動を実践できる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> (6) 環境啓発・環境教育の推進 <p>事業概要</p> <p>【(1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進】</p> <p>ア 公共施設への省エネルギー化・創エネルギー化を進めます。</p> <p>イ 太陽光発電システムと併設した家庭用燃料電池や蓄電池、HEMSの導入による住宅・建築物のスマート化を進めます。</p> <p>【(2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進】</p> <p>ア 水素社会実現に向け、電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車及び家庭用燃料電池の普及を図ります。</p> <p>イ 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の利用しやすい環境整備を進めます。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正及び体系整理 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物による生活被害対策を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・創エネのみでなく蓄エネにも取り組むため、蓄エネに関する取組を追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するため、新たな省エネ対策を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車に係る取組という実態に即した文言修正

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 大気汚染及び有害物質対策や騒音・振動など防止対策などの推進】</p> <p>ア 大気や有害物質を常時監視することで状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。また、国や県と協力しながら、大気汚染物質の研究と発生メカニズムの解明を進めます。</p> <p>イ ばい煙や騒音・振動に対する指導などを行います。</p> <p>【(4) 有害化学物質などに関する状況把握と対策】</p> <p>ア 環境汚染物質、食品や感染症の検査と最新情報を収集し、汚染の未然防止や拡大防止に努めます。</p> <p>【(4) 野生動物に起因する生活被害の防止・軽減】</p> <p>ア 住宅地などの生活圏への野生動物の侵入を防止するとともに、出没時の緊急対応体制の整備や地域住民の意識啓発などを推進します。</p> <p>イ 市街地におけるカラスやムクドリなどの鳥類をはじめとする野生動物による糞害や騒音の生活被害対策を推進します。</p> <p>【(5) 有害化学物質などに関する状況把握と調査研究体制の整備と正しい情報の発信】</p> <p>ア 環境汚染物質、食品や感染症の正確な検査と最新情報を収集し、汚染の未然防止や拡大防止に努めます。</p> <p>子イ 環境や保健衛生の様々な問題へ対応できるよう検査体制を整備し、科学的な情報を分かりやすく市民に提供します。</p> <p>子ウ テロ災害などの有事の際に、原因物質の特定を安全かつ迅速に実施するために、科学捜査研究所などの関係機関との連携を強化します。</p> <p>【(6) 環境啓発・環境教育の推進】</p> <p>ア 国際社会の目標であるSDGsの視点を踏まえ、環境啓発イベントなどを通して、幅広い年代に対し、環境への関心を高め実践行動につながる取組を行いますとともに、学校におけるESD（持続可能な開発のための教育）の実施により、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。</p> <p>イ 市民・市民活動団体や行政が連携して利用できる環境ポータルサイトを構築し、環境保全活動の実践を促します。</p> <p>ウ 市民団体による環境保全活動や地域活動を支援し、環境について考える機会を提供し実践行動につなげます。</p> <p>イ 本市の環境に関する施策や情報を区役所と連携しながらホームページやSNSなどでわかりやすく発信し、市民の環境保全に向けた実践行動を促します。</p> <p>エウ 小・中学生や親子などを対象とした「体験型」の環境学習会や市民のニーズに応じた出前講座を実施します。</p>	<p>【(3) 大気汚染及び有害物質対策などの推進】</p> <p>ア 大気や有害物質を常時監視することで状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。</p> <p>イ ばい煙や騒音・振動に対する指導などを行います。</p> <p>【(4) 有害化学物質などに関する状況把握と対策】</p> <p>ア 環境汚染物質、食品や感染症の検査と最新情報を収集し、汚染の未然防止や拡大防止に努めます。</p> <p>【(5) 調査研究体制の整備と正しい情報の発信】</p> <p>ア 環境や保健衛生の様々な問題へ対応できるよう検査体制を整備し、科学的な情報を分かりやすく市民に提供します。</p> <p>【(6) 環境啓発・環境教育の推進】</p> <p>ア 環境啓発イベントなどを通して、幅広い年代に対し、環境への関心を高め実践行動につながる取組を行います。</p> <p>イ 市民・市民活動団体や行政が連携して利用できる環境ポータルサイトを構築し、環境保全活動の実践を促します。</p> <p>ウ 市民団体による環境保全活動や地域活動を支援し、環境について考える機会を提供し実践行動につなげます。</p> <p>エ 小・中学生や親子などを対象とした「体験型」の環境学習会や市民のニーズに応じた出前講座を実施します。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次項へ統合 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物による生活被害対策を追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テロ災害等に対応するため、検査体制の強化や関係機関との連携を追記 <p>(時) (公)</p> <p>総合計画全体の取組とする方がふさわしいため第5章の記載を削除。別途「Ⅷ 総合計画を推進するために」に記載有。</p> <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の視点を追記 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際目標であるSDGsの視点を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態に即した文言修正

改正後（案）	現行	改正理由																																																			
<p>第2節 魅力ある多様な自然環境の保全</p> <p>現状と課題 本市では、地下水をはじめとする豊かな自然が市民の暮らしに恵みをもたらしていますが、都市化の進展により地下水かん養域の減少や硝酸性窒素による水質の悪化などが進行しています。また、開発や放置竹林の拡大、外来種の侵入などにより本来の豊かな自然環境が失われつつあります。</p> <p>地下水汚染の喫緊の課題である硝酸性窒素削減対策などによる地下水質の保全や地下水かん養事業などによる地下水量の保全是、広域的な取組が必要であることから、近隣自治体をはじめ関係機関などと連携し、市域を越えた対策を推進していかねばなりません。</p> <p>また、豊かな自然を後世に引き継ぐために、生物多様性について地域の資源としての適切な保全と活用の取組を社会全体で進めていくことが不可欠です。とともに、市民の緑化意識の高揚を図り、市民や地域などとの協働による緑化を推進していく必要があります。</p> <p>加えて、森林の持つ多面的機能（山地災害防止、保健レクリエーションなど）を発揮するため、健全な森づくりを推進していく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恵まれた水資源の保全 2 生物多様性の保全と持続可能な利用 3 健全な森づくりの推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1136 1160 1507"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値 H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)</td> <td>本</td> <td>28 (H26)</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数</td> <td>本</td> <td>6 (H26)</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> <tr> <td>生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合</td> <td>%</td> <td>13.8 (H26)</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>街なかに緑が多いと感じる人の割合</td> <td>%</td> <td>69.6 (H26)</td> <td>75</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値 H27	H31	H35	地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)	本	28 (H26)	上昇	上昇	硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数	本	6 (H26)	上昇	上昇	生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合	%	13.8 (H26)	25	30	街なかに緑が多いと感じる人の割合	%	69.6 (H26)	75	80	<p>第2節 魅力ある多様な自然環境の保全</p> <p>現状と課題 本市では、地下水をはじめとする豊かな自然が市民の暮らしに恵みをもたらしていますが、都市化の進展により地下水かん養域の減少や硝酸性窒素による水質の悪化などが進行しています。また、開発や放置竹林の拡大、外来種の侵入などにより本来の豊かな自然環境が失われつつあります。</p> <p>地下水汚染の喫緊の課題である硝酸性窒素削減対策や地下水量の保全是、広域的な取組が必要であることから、関係機関などと連携した対策を推進していかねばなりません。</p> <p>また、豊かな自然を後世に引き継ぐために、生物多様性について地域の資源としての適切な保全と活用の取組を社会全体で進めていくことが不可欠です。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恵まれた水資源の保全 2 生物多様性の保全と持続可能な利用 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1237 1142 2217 1453"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値 H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)</td> <td>本</td> <td>28 (H26)</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数</td> <td>本</td> <td>6 (H26)</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> <tr> <td>生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合</td> <td>%</td> <td>13.8 (H26)</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値 H27	H31	H35	地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)	本	28 (H26)	上昇	上昇	硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数	本	6 (H26)	上昇	上昇	生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合	%	13.8 (H26)	25	30	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水質の保全を明記。文章のバランスを考慮し地下水量の保全に係る取組を追記。 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水保全是市域を越えた取組が必要である旨を明記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国都市緑化くまもとフェア開催を見据え追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに追加した森づくり関連の取組に対応する現状と課題を追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による緑化推進に向け、市民の緑化意識を指標化
			単位	検証値																																																	
	基準値 H27	H31		H35																																																	
地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)	本	28 (H26)	上昇	上昇																																																	
硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数	本	6 (H26)	上昇	上昇																																																	
生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合	%	13.8 (H26)	25	30																																																	
街なかに緑が多いと感じる人の割合	%	69.6 (H26)	75	80																																																	
	単位	検証値																																																			
		基準値 H27	H31	H35																																																	
地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)	本	28 (H26)	上昇	上昇																																																	
硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数	本	6 (H26)	上昇	上昇																																																	
生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合	%	13.8 (H26)	25	30																																																	

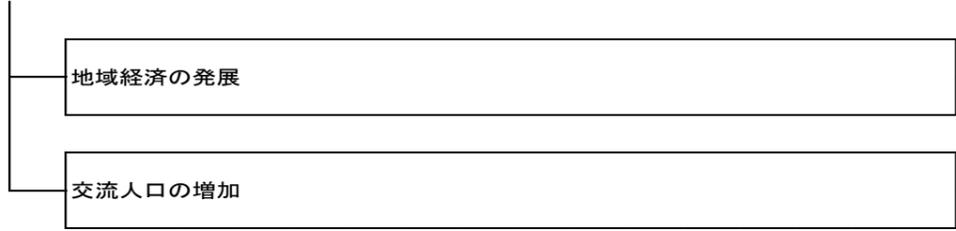
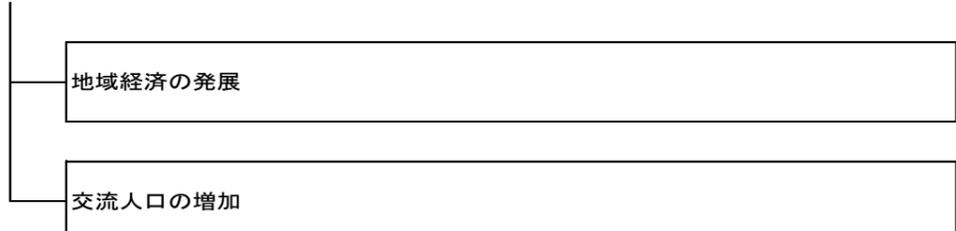
改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>魅力ある多様な自然環境の保全</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 恵まれた水資源の保全</p> <p>2 生物多様性の保全と持続可能な利用</p> <p>3 健全な森づくりの推進</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全</p> <p>(2) 広域連携や協働による地下水の保全</p> <p>(3) くまもと水ブランドの発信</p> <p>(4) 生物多様性の普及啓発と情報発信に関する調査・情報収集・推進体制の整備</p> <p>(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全</p> <p>(6) 街なかにおける緑の創出 協働による上質な緑の創出と保全・活用</p> <p>(7) 適正な森林管理の推進</p> <p>(8) 森林環境教育や市民による森づくり</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全】</p> <p>ア 地下水の硝酸性窒素削減対策や、地下水浄化対策などの水質保全を推進します。 特に硝酸性窒素削減対策のひとつとして整備した東部堆肥センターを適切に管理運営し、地下水への硝酸性窒素負荷量を低減します。</p> <p>イ 土壌汚染に起因する地下水汚染を防ぐために、新たな土壌汚染を未然に防止する取組や既に汚染が確認されている土地における汚染土壌の適正な管理や地区の浄化対策を推進します。</p> <p>ウ 地下水量を保全するため、水源かん養域において森林づくりや転作田を活用した地下水かん養事業を推進します。</p> <p>エ 節水型社会を構築するため、年間を通して、節水の必要性を強く訴えかけ実践行動につながるような節水市民運動を展開し、市民の節水意識の更なる向上定着を図ります。</p> <p>オ 公共用水域の水質検査による水質の監視や、水質事故が発生した場合は被害の拡大防止を行います。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>魅力ある多様な自然環境の保全</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 恵まれた水資源の保全</p> <p>2 生物多様性の保全と持続可能な利用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全</p> <p>(2) 広域連携や協働による地下水の保全</p> <p>(3) くまもと水ブランドの発信</p> <p>(4) 生物多様性に関する調査・情報収集・推進体制の整備</p> <p>(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全</p> <p>(6) 街なかにおける緑の創出</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全】</p> <p>ア 地下水の硝酸性窒素削減対策や、地下水浄化対策などの水質保全を推進します</p> <p>イ 地下水量を保全するため、水源かん養域において森林づくりや転作田を活用した地下水かん養事業を推進します。</p> <p>ウ 節水型社会を構築するため、年間を通して節水市民運動を展開し、市民の節水意識の定着を図ります。</p>	<p>(文)</p> <p>・実態に即した文言修正</p> <p>(文)</p> <p>・緑の保全・活用の取組を追加</p> <p>(時)</p> <p>・森林管理に関する取組を追記</p> <p>(文)</p> <p>・実態に即した文言修正</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p> <p>(復) (公)</p> <p>・節水型社会を構築するため、節水の必要性を追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(2) 広域連携や協働による地下水の保全】</p> <p>ア 地域循環共生圏の実現に向けた取組の一環として、(公財)くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。</p> <p>【(3) くまもと水ブランドの発信】</p> <p>ア 清らかな地下水が織りなす自然環境や農業、観光などの多様な魅力にストーリー性を持たせ、総合的な「くまもと水ブランド」として発信します。</p> <p>イ 国際的に評価された地下水保全の取組を含めた「地下水都市・熊本」の魅力を広く内外に情報発信し、PRしていきます。国や関連団体、国際機関と連携し、令和2年（2020年）に開催する第4回アジア・太平洋水サミットをはじめとした国際会議などを通じて情報発信していくことで、国内外の水に関する諸問題の解決に貢献します。</p> <p>ウ くまもと「水」検定制度やくまもと水守制度の運営推進を通して、水保全活動の取組や「くまもと水ブランド」の情報発信を担う人材の育成を図ります。</p> <p>エ 既存の親水施設などにおける水資源の活用により「地下水都市・熊本」を印象づける空間を維持します。</p> <p>【(4) 生物多様性の普及啓発と情報発信に関する調査・情報収集・推進体制の整備】</p> <p>ア 生物多様性に関する情報を、効果的・効率的に収集・共有するための手法及びネットワーク体制を構築します。</p> <p>イ 生物多様性に関する情報収集や共有のためのネットワーク体制に基づき、関係部局・機関と連携した生物多様性に関する教育や自然体験活動などを通じた普及啓発を推進します。</p> <p>ウ 多様な主体と連携するための仕組みを構築し、地域資源としての生物多様性の適切な活用を推進します。</p> <p>【(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全】</p> <p>ア 環境保護地区・保存樹木を指定し、管理状況を把握し、適切な維持管理を促進します。</p> <p>イ 放置竹林対策として、効果的な管理手法の普及などを推進します。</p> <p>ウ 近隣自治体をはじめ関係機関と連携し、外来種駆除に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。</p> <p>【(6) 協働による上質な緑の創出と保全・活用街なかにおける緑の創出】</p> <p>ア 生態系ネットワークの形成に資する緑化などを推進します。</p> <p>イ 市電緑のじゅうたん事業や屋上等緑化・壁面緑化を推進します。都市緑化意識の高揚を目的として令和4年（2022年）に開催する全国都市緑化フェアを契機として、市街地における壁面緑化など、市民の関心を高める質の高い緑化を推進します。</p> <p>ウ 地域住民・事業者・行政が一体となって、持続可能な緑の保全や適切な活用を推進します。</p> <p>【(7) 適正な森林管理の推進】</p> <p>ア 「森林経営計画」などにより小規模森林の集約化（施業効率化）を図り、持続的な森林管理を推進します。</p> <p>イ 市の所有・管理する森林の整備・保全を推進します。</p> <p>【(8) 森林環境教育や市民による森づくり】</p> <p>ア 全国都市緑化フェアの開催などに向けて、森林環境教育・木育などの推進や各種イベントとの連携などに取り組みます。</p> <p>イ 市民との協働により放置竹林の整備や里山の地域資源としての活用を推進します。</p>	<p>【(2) 広域連携や協働による地下水の保全】</p> <p>ア 地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。</p> <p>【(3) くまもと水ブランドの発信】</p> <p>ア 国際的に評価された地下水保全の取組を含めた「地下水都市・熊本」の魅力を広く内外に情報発信し、PRしていきます。</p> <p>イ くまもと「水」検定制度やくまもと水守制度の運営を通して、水保全活動を担う人材の育成を図ります。</p> <p>ウ 既存親水施設などの水資源の活用により「地下水都市・熊本」を印象づける空間を維持します。</p> <p>【(4) 生物多様性に関する調査・情報収集・推進体制の整備】</p> <p>ア 生物多様性に関する情報を、効果的・効率的に収集・共有するための手法及びネットワーク体制を構築します。</p> <p>イ 関係部局・機関と連携した生物多様性に関する教育や自然体験活動などを通じた普及啓発を推進します。</p> <p>ウ 多様な主体と連携するための仕組みを構築し、地域資源としての生物多様性の適切な活用を推進します。</p> <p>【(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全】</p> <p>ア 環境保護地区・保存樹木を指定し、管理状況を把握し、適切な維持管理を促進します。</p> <p>イ 放置竹林対策として、効果的な管理手法の普及などを推進します。</p> <p>ウ 関係機関と連携し、外来種に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。</p> <p>【(6) 街なかにおける緑の創出】</p> <p>ア 生態系ネットワークの形成にも資する緑化などを推進します。</p> <p>イ 市電緑のじゅうたん事業や屋上等緑化・壁面緑化を推進します。</p>	<p>(時) (文) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏を意識した文言修正 ・連携団体を明記 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水に関する諸問題を解決するため、国内外への本市の魅力発信を追記。 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態に即した文言修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市圏における取組を踏まえ追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(8)イと重複するため削除 (文) ・実態に即した文言修正 (文) ・緑の保全・活用の取組を追加、文言修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理に関する取組を追記

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第3節 持続可能な資源循環型社会の構築</p> <p>現状と課題 地球温暖化の進行や天然資源の枯渇が危惧される中などが深刻化する中、ごみを可能な限り減らすとともに、再使用できるものは再使用する「資源循環型社会」の実現が世界共通の課題となっています。</p> <p>また、海洋へのプラスチックごみの流出は地球規模での汚染が懸念されており、さらには、江津湖の底にマイクロプラスチックが蓄積していることが指摘されるなど、海洋以外の水域にもプラスチックの汚染が広がっています。</p> <p>そのような中、本市のごみ処理量は、家庭ごみの有料化や効果的な啓発などによってピーク時から約3割減少傾向にあり、適正な処理体制の充実にも取り組んできました。しましたが、ここ数年は横ばい傾向にあります。</p> <p>今後とも、持続可能な資源循環型社会の実現に向け、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（新たなリサイクル）推進への取組を通じたごみの減量を図るとともに、排出されたごみについては効率的なエネルギー回収を行いつつ適正処理などを通じ推進し、ごみのリサイクル率を高めていく最終処分量の減少を図る必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ減量に向けたと3R リサイクルの推進 2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理 3 プラスチック対策の推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1083 1169 1230"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th colspan="2">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人1日当たりのごみ排出量</td> <td>g/人・日</td> <td>924 (H26)</td> <td>888</td> <td>881 以下</td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値	検証値		H27	H31	H35	市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	924 (H26)	888	881 以下	<p>第3節 持続可能な資源循環型社会の構築</p> <p>現状と課題 地球温暖化の進行や天然資源の枯渇などが深刻化する中、ごみを可能な限り減らすとともに、再利用できるものは再利用する「資源循環型社会」の実現が世界共通の課題となっています。</p> <p>本市のごみ処理量は、家庭ごみの有料化や効果的な啓発などによって減少傾向にあり、適正な処理体制の充実にも取り組んできました。</p> <p>今後とも、持続可能な資源循環型社会の実現に向け、分別の徹底や新たなリサイクル推進への取組、排出されたごみの適正処理などを通じてごみのリサイクル率を高めていく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ減量とリサイクルの推進 2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1083 2228 1230"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th colspan="2">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人1日当たりのごみ排出量</td> <td>g/人・日</td> <td>924 (H26)</td> <td>888</td> <td>881 以下</td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値	検証値		H27	H31	H35	市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	924 (H26)	888	881 以下	<p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題である海洋プラスチック問題を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型社会の実現に向け、3Rの取組を追記
			単位	基準値	検証値																							
	H27	H31		H35																								
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	924 (H26)	888	881 以下																								
	単位	基準値	検証値																									
		H27	H31	H35																								
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	924 (H26)	888	881 以下																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>持続可能な資源循環型社会の構築</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 ごみ減量とリサイクルに向けた3Rの推進</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) ごみ減量・リサイクル3Rの意識啓発及び環境美化の推進</p> <p>(2) 食品ロスを含むごみの発生抑制(リデュース)の推進</p> <p>(3) 再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進</p> <p>2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理</p> <p>(4) 産業廃棄物の適正な処理適正なごみ処理の推進と体制の整備</p> <p>(5) 中間処理及び最終処分体制の整備</p> <p>3 プラスチック対策の推進</p> <p>(5) プラスチックの資源循環</p> <p>(6) プラスチックごみによる公共用水域の汚染対策とプラスチックごみの流出抑制</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 3Rごみ減量・リサイクルの意識啓発及び環境美化の推進】</p> <p>ア 3R(リデュース・リユース・リサイクル)ごみ減量・リサイクルや環境美化を推進するため、市民及び事業者に対する啓発や学校などへの環境教育を充実させますとともに、市民、事業者、地域団体及びNPOなどの環境美化活動を支援します。</p> <p>イ ごみ減量・リサイクルや環境美化推進のため、市民及び事業者の自主的な活動や地域団体・NPOなどの活動を支援します。</p> <p>【(2) 食品ロスを含むごみの発生抑制(リデュース)の推進】</p> <p>ア 家庭ごみについては、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するグリーン購入や環境にやさしい店の推進、生ごみを減らす料理レシピの配付及び実践講座生ごみ処理機の購入助成などを実施します。</p> <p>イ 事業ごみについては、ごみ減量・リサイクル責任者の設置を促進するとともに、減量化に向けた指導を行います。</p> <p>ウ 食品ロス対策として、市民・事業者への普及啓発、フードバンク活動(食品関連事業者などが提供する未利用食品などを活用した、貧困などにより必要な食べ物を十分に入手することができない方々への支援活動)への支援など、食品ロス削減推進法に基づく取組を行います。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>持続可能な資源循環型社会の構築</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 ごみ減量とリサイクルの推進</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) ごみ減量・リサイクルの意識啓発</p> <p>(2) ごみの発生抑制(リデュース)の推進</p> <p>(3) 再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進</p> <p>2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理</p> <p>(4) 産業廃棄物の適正な処理</p> <p>(5) 中間処理及び最終処分体制の整備</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) ごみ減量・リサイクルの意識啓発】</p> <p>ア ごみ減量・リサイクルを推進するため、市民及び事業者に対する啓発や学校などへの環境教育を充実させます。</p> <p>イ ごみ減量・リサイクルや環境美化推進のため、市民及び事業者の自主的な活動や地域団体・NPOなどの活動を支援します。</p> <p>【(2) ごみの発生抑制(リデュース)の推進】</p> <p>ア 家庭ごみについては、グリーン購入や環境にやさしい店の推進、生ごみ処理機の購入助成などを実施します。</p> <p>イ 事業ごみについては、ごみ減量・リサイクル責任者の設置を促進するとともに、減量化に向けた指導を行います。</p>	<p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な課題である食品ロス対策を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正、体系整理 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな課題に対応するため、プラスチック対策を追記 <p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型社会の実現に向け、3Rの取組や環境美化活動への支援を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の説明を補足 ・生ごみ処理機購入助成事業について、事業の見直しを行う可能性あることから、別のリデュース事業を記載。 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な課題である食品ロス対策を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク活動の説明を追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進】 ア リターナブル容器の使用促進活動を支援するなど、リユースを促進します。 イ ごみ出しルールの周知徹底などによる分別の強化を図るとともに、集団回収の活性化により対象品目の追加を検討することによりリサイクルを推進します。 ウ 資源物の持ち去り行為防止の徹底撲滅に向け、条例による対策強化の検討を進め、定期的にパトロールを行い、監視を強化します。巡視パトロールの強化などの「持ち去り行為者への対策強化」、持ち去り物買取拒否宣言店制度などの「持ち去り物の売却を防ぐ環境づくり」、持ち去り禁止意思表示テープ配付などの「持ち去りを防ぐ環境づくり」に努めます。</p> <p>【(4) 適正なごみ処理の推進と体制の整備産業廃棄物の適正な処理】 ア 産業廃棄物処理施設における排水・排ガスなどを監視し、適正処理を推進します。 イ 排出事業者・処理業者に対して適正処理のための情報を提供し、必要な指導や監督を行います。 ウ 不法投棄対策として、中心市街地では、商店街、不動産業者、ごみ処理業者などの関係者と連携した対策を行うとともに、山間地では、などの監視パトロールによる廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応を実施し、拡大を未然に防止します。 エ 適正かつ効率的で持続可能なごみ収集運搬体制を構築するとともに、今後増加が予想されるごみ出し困難者に対する支援の拡充を検討します。 オ 環境工場の効率的な運営や計画的改修により適正処理を継続し、資源や電気・熱エネルギーの効率的な回収とごみの最終処分量の削減に努めるとともに、災害時でも処理を継続できるよう、施設の強靱化を図ります。 カ 最終処分場での適正処理・処分を継続するとともに、搬入ごみの分別指導の徹底などによりごみの減容化減量を図ります。 キ 災害時における廃棄物の収集運搬や処分について、平時から廃棄物処理業者などの協定締結先と定期的に協定内容の確認・見直しを行い、災害時の混乱を最小限に抑えます。 ク 近隣自治体と連携して地域循環共生圏の構築を目指し、ごみ処理の広域化を検討します。</p> <p>【(5) 中間処理及び最終処分体制の整備】 ア 環境工場の効率的な運営や計画的改修により適正処理を継続し、資源・エネルギー回収と処分量の削減を図ります。 イ 最終処分場での適正処理・処分を継続するとともに、搬入ごみの分別指導の徹底などによりごみの減容化を図ります。</p> <p>【(5) プラスチックの資源循環】 ア ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの発生抑制（リデュース）に向け、市民のライフスタイルの変革につながる取組の促進を図ります。 イ プラスチック再生材やバイオプラスチックなどのプラスチック代替素材の機能性などの動向を把握しつつ、化石燃料由来プラスチックからの転換を図ります。</p> <p>【(6) プラスチックごみによる公共用水域の汚染対策とプラスチックごみの流出抑制】 ア マイクロプラスチック問題に関する正確な情報の収集に努めるとともに、国や研究機関などの動向にも注視しつつ、江津湖などの公共用水域における自然環境への影響について調査し、その対策を検討します。 イ 自然環境へのプラスチックの流出抑制に向けて、市民のプラスチック問題に関する意識啓発やポイ捨て・不法投棄対策に取り組むとともに、美化・清掃活動の更なる推進を図ります。</p>	<p>【(3) 再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進】 ア リターナブル容器の使用促進活動を支援するなど、リユースを促進します。 イ ごみ出しルールの周知徹底などによる分別の強化を図るとともに、集団回収の活性化や対象品目の追加によりリサイクルを推進します。 ウ 持ち去り行為防止の徹底に向け、定期的にパトロールを行い、監視を強化します。</p> <p>【(4) 産業廃棄物の適正な処理】 ア 処理施設における排水・排ガスなどを監視し、適正処理を推進します。 イ 排出事業者・処理業者に対して適正処理のための情報を提供し、必要な指導や監督を行います。 ウ 山間地などの監視パトロールによる廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応を実施し、拡大を未然に防止します。</p> <p>【(5) 中間処理及び最終処分体制の整備】 ア 環境工場の効率的な運営や計画的改修により適正処理を継続し、資源・エネルギー回収と処分量の削減を図ります。 イ 最終処分場での適正処理・処分を継続するとともに、搬入ごみの分別指導の徹底などによりごみの減容化を図ります。</p>	<p>(実) ・対象品目の追加は検討していないため文言を修正 (文) ・文言修正 (時) (公) ・持ち去り行為を撲滅するため、持ち去り行為者への対策強化を追記</p> <p>(時) ・近年課題となっている中心市街地における不法投棄対策を追記 (時) ・高齢者等のごみ出し困難者の増加に伴う対策を追記</p> <p>(文) ・文言修正 (復) ・熊本地震の経験を踏まえ、施設の強靱化や災害時の対応策を追記 (時) 人口減少社会を見据えたごみ処理広域化の取組を追記</p> <p>(時) (公) ・新たな課題に対応するため、プラスチック対策を追加</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="151 226 780 260">第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信</p>  <p data-bbox="151 407 1190 506">経済のグローバル化に伴う競争環境の激化やAI、IoTを使ったロボットや自動運転などの技術革新に加え、人口減少・少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少など、社会経済情勢は大きく変化しています。</p> <p data-bbox="151 510 1190 642">このような中、本市は熊本地震により商業や観光業をはじめ多くの地域産業が甚大な被害を受けましたが、グループ補助金の活用などにより力強い経済の再生が図られ、桜町地区市街地再開発事業の完成や、熊本城特別公開の開始、さらには、国際スポーツ大会の開催により、にぎわいと活力を取り戻しつつあります。</p> <p data-bbox="151 646 1190 745">一方、復興需要の収束に伴う経済活動の縮小が懸念されており、地域経済を持続的に発展させていくためには、地場企業はもとより、今後成長が見込まれる産業分野の振興や、創業支援や企業誘致などによる雇用の場と人材を確保する必要があります。</p> <p data-bbox="151 749 1190 915">観光業については、本市における宿泊者数は、熊本地震の影響によって一旦減少したものの、基調としては順調な伸びを示しており、外国人を中心に今後さらに増加していくことが予想されます。国内外から熊本が訪問先に選ばれるためには、本市の強みである歴史・文化や、清らかな地下水に恵まれた食の魅力を創造・発信しながら、多様化する観光ニーズや増大するMICEの需要に対応していく必要があります。</p> <p data-bbox="151 919 1190 1085">そこで、中小・小規模企業の経営基盤の強化や円滑な事業承継への支援をはじめ、医工連携などの新たな活力を生み出す産業分野の振興や企業誘致に取り組むとともに、潜在的な起業希望者の発掘と起業に向けた支援のほか、子育て世代、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境整備を推進することにより、雇用の創出と市民所得の向上を図ります。</p> <p data-bbox="151 1089 1190 1188">また、「くまもとのシンボル」である熊本城をはじめとする観光資源の魅力向上や外国人観光客の受入体制環境を整備するとともに、地域の伝統文化を保存・継承しながら、新たな文化芸術を創造し、様々な魅力や情報を発信します。</p> <p data-bbox="151 1192 1190 1291">さらに、学会・大会、コンサートなどの誘致や国内外との交流を促進し、九州観光の拠点都市はもちろん、国内外から認められるにぎわいのある都市を目指し、交流人口の増大と観光消費額の増加を図ります。</p> <p data-bbox="151 1394 284 1423">政策の体系</p> 	<p data-bbox="1207 226 1840 260">第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信</p> <p data-bbox="1207 392 2246 491">経済のグローバル化の進展等により都市間競争が激しさを増す中、雇用情勢については改善傾向にあるものの、若い世代を中心に大都市圏への人口流出などが懸念されています。さらに、商工業では販売額などが減少傾向にあります。</p> <p data-bbox="1207 495 2246 594">一方で、近年は経済成長が続く東アジアからの観光客が増加しており、今後も世界規模のスポーツ大会開催などにより、世界各地から本市を訪れる外国人の増加が見込まれます。</p> <p data-bbox="1207 625 2246 758">経済の持続的発展のためには、地場企業の振興や販路拡大はもとより、食品産業などの今後の成長が期待できる産業を中心とし、振興を図る必要があります。さらには、地元での就職促進を図るため、創業支援や企業誘致などによる「雇用の場」の確保、そして、雇用環境を安定させるための「雇用の質」の向上が必要となっています。</p> <p data-bbox="1207 789 2246 888">また、国内外から熊本が訪問先に選ばれるためには、本市の強みである歴史・文化や、清らかな地下水に恵まれた食の魅力を創造・発信しながら、観光ニーズの多様化・個性化や増大するMICEの需要に対応していく必要があります。</p> <p data-bbox="1207 892 2246 991">そこで、市民の就業機会が拡充し、生活基盤が安定するよう、地場産業の振興に努めるとともに、本市の特性をいかした創業や起業支援、企業の経営安定に向けた支援などに取り組みます。</p> <p data-bbox="1207 995 2246 1094">特に、地場産業の競争力強化や地場製品の販路拡大、生産力の向上、さらには後継者等の人材育成等を支援するとともに、本社機能の熊本への移転を促進するなど、新たな活力を生み出す企業誘致を推進します。</p> <p data-bbox="1207 1098 2246 1197">また、熊本城をはじめとする観光資源の魅力向上や外国人観光客の受入体制を整備するとともに、地域の伝統文化を保存・継承しながら、新たな文化芸術を創造し、様々な魅力や情報を発信します。</p> <p data-bbox="1207 1201 2246 1266">さらに、学会・大会、コンサートなどの誘致や国内外との交流を促進し、九州観光の拠点都市はもちろん、国内外から認められるにぎわいのある都市を目指します。</p> <p data-bbox="1207 1394 1344 1423">政策の体系</p> 	<p data-bbox="2288 296 2576 325">(復) (ア) (時) (公)</p> <ul data-bbox="2279 329 2819 867" style="list-style-type: none"> ・現在の社会情勢を踏まえ、第4次産業革命によるデジタル社会の到来、復興需要収束後の経済活動の縮小の懸念、再開発による新たな複合商業施設の開業に伴う経済活動の変化などについて追記 ・雇用情勢については、現在、熊本地震の復興需要や人口減少の影響から、人手不足という大きな社会情勢の変化が起こっているため、その対応と復興アドバイザーの意見などを基に修正 ・近年、情報通信関連産業（コンテンツ産業、IT関連企業、BPO等）の集積が進んでおり、今後も更なる成長が見込まれることから、注力して誘致活動を行うことを追記 ・観光については、震災後の現状及び国の動向を踏まえ修正

改正後（案）	現行	改正理由																																												
<p>第1節 地域経済の発展</p> <p>現状と課題 熊本地震後の復興需要の収束に伴う経済活動の縮小が懸念される中、雇用情勢については、若い世代を中心とした大都市圏への人口流出や雇用のミスマッチなどにより、業種によっては依然深刻な人手不足が続いています。また、桜町地区、J R熊本駅周辺の再開発による新たな複合商業施設の開業など、人の流れや消費活動の大きな変化などが見込まれており、これらの経済活動の動向を調査・分析したうえで、地域経済の更なる発展に向けたより実効性のある取組の推進が求められています。</p> <p>そのため、若い世代や外国人留学生などの地元への定着と、U I J ターンなどの人材選流による人材確保策の強化はもとより、創業や起業支援、事業承継の推進、中小・小規模事業者の販路拡大、医療・介護・健康サービス分野の医工連携の推進など、地場企業の育成・振興に加え、新たな産業の創出にも取り組んでいく必要があります。</p> <p>さらに、今後も企業誘致を積極的に推進するとともに、民間と連携した産業用地の確保に向けた検討を進めます。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成長産業の振興 2 中小企業・小規模事業者への支援 3 商業・サービス業の活性化 4 企業誘致の推進 5 雇用の場と人材の確保 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="189 1050 1169 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内総生産額</td> <td>十億円</td> <td>2,325 (H24)</td> <td>2,541</td> <td>2,692</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	市内総生産額	十億円	2,325 (H24)	2,541	2,692				<p>第1節 地域経済の発展</p> <p>現状と課題 地域間・企業間の競争が厳しくなる中、商店街通行量は横ばいで推移しているものの、商業の販売額は減少しており、製造品出荷額も世界金融危機以前の水準までには回復していません。</p> <p>また、雇用情勢については、雇用のミスマッチや若年者の早期離職が多いなどの状況はあるものの、政令指定都市移行後の企業立地件数の増加などの効果もあり、就職機会が拡大し、雇用環境は改善しつつあります。</p> <p>そこで、地場企業の販路拡大等の推進はもとより、主要産業である食品産業や成長産業の振興を図るほか、関係団体との連携のもと、商店街の活性化に向けた取組を促進していくことが必要です。また、若者などの地元企業への就職促進や職業能力の向上支援による安定した雇用環境の形成のほか、更なる企業誘致活動や立地企業に対するフォローアップを行う必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成長産業の振興 2 中小企業への支援 3 商業・サービス業の活性化 4 企業誘致の推進 5 雇用の場の拡大 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1249 1050 2228 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内総生産額</td> <td>十億円</td> <td>2,325 (H24)</td> <td>2,541</td> <td>2,692</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			検証値			H27	H31	H35	H27	H31	H35	市内総生産額	十億円	2,325 (H24)	2,541	2,692				<p>(復) (ア) (時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の本市の社会情勢を踏まえ、復興需要収束後の経済活動の縮小の懸念、再開発による新たな複合商業施設の開業に伴う、経済活動の変化等について追記、修正 ・雇用情勢については、若者の人口流出、熊本地震の復興需要、雇用のミスマッチなど、人手不足という大きな社会情勢の変化が起きているため、その対応と復興アドバイザーの意見などを基に修正 <p>(復) (実) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の復興需要や人口減少の影響から、人手不足という大きな社会情勢の変化を踏まえ「人材の確保」を追記 ・中小企業の振興に向けた基本理念等を示した条例である「熊本市中小企業振興基本条例」について、平成31年4月より「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に一部改正したことから、条例の名称と統一を図るため「小規模事業者」を追記
			単位	基準値			検証値																																							
	H27	H31		H35	H27	H31	H35																																							
市内総生産額	十億円	2,325 (H24)	2,541	2,692																																										
	単位	基準値			検証値																																									
		H27	H31	H35	H27	H31	H35																																							
市内総生産額	十億円	2,325 (H24)	2,541	2,692																																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>地域経済の発展</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 成長産業の振興</p> <p>2 中小企業・小規模事業者への支援</p> <p>3 商業・サービス業の活性化</p> <p>4 企業誘致の推進</p> <p>5 雇用の場の拡大と人材の確保</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興</p> <p>(2) 創業・経営革新・事業承継の支援</p> <p>(3) ものづくり中小企業への支援</p> <p>(4) 商店街の魅力向上</p> <p>(5) 企業立地の促進</p> <p>(6) 立地企業への支援</p> <p>(7) 就職・就業の支援 人材定着のための就職・就業の支援</p> <p>(8) 人材還流のための就職・就業の支援</p> <p>(89) 産業人材の育成</p> <p>(10) 勤労者への支援</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>地域経済の発展</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 成長産業の振興</p> <p>2 中小企業への支援</p> <p>3 商業・サービス業の活性化</p> <p>4 企業誘致の推進</p> <p>5 雇用の場の拡大</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興</p> <p>(2) 創業・経営革新・事業承継の支援</p> <p>(3) ものづくり中小企業への支援</p> <p>(4) 商店街の魅力向上</p> <p>(5) 企業立地の促進</p> <p>(6) 立地企業への支援</p> <p>(7) 就職・就業の支援</p> <p>(8) 産業人材の育成</p> <p>(9) 勤労者への支援</p>	<p>(復) (実) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本地震の復興需要や人口減少の影響から、人手不足という大きな社会情勢の変化を踏まえ「人材の確保」を追記し、人材の定着と還流のための取組を拡充、分離 中小企業の振興に向けた基本理念等を示した条例である「熊本市中小企業振興基本条例」について、平成31年4月より「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に一部改正したことから、条例の名称と統一を図るため「小規模事業者」を追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興】 ア 食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブの各産業で、産学官連携などによる企業の技術革新、新分野進出などを促進します。</p> <p>【(2) 創業・経営革新・事業承継の支援】 ア くまもと森都心プラザ内ビジネス支援センターを拠点にの機能向上を図り、創業支援や事業承継、経営改善などを支援することで、中小・小規模企業の経営基盤の強化に取り組みます。中小企業の経営改善や創業支援を行い、中小企業経営の基盤を強化します。また、商工会議所・商工会をはじめとした関係機関との連携を図ります。</p> <p>【(3) ものづくり中小企業への支援】 ア インキュベータ施設を活用した創業支援のほか、見本市への参加促進など、企業の販路開拓を支援します。</p> <p>【(4) 商店街の魅力向上】 ア 中心商店街のにぎわい創出や、商店街の特性をいかした活性化に向けた取組を促進します。</p> <p>【(5) 企業立地の促進】 ア 本市の優遇制度や立地環境などをPRし、積極的に企業誘致に取り組みます。 イ 産業用地整備に向けて候補地や事業手法などについて検討を行います。 ウ 首都圏での効果的情報発信を行うため、首都圏の熊本市関係者とのネットワークを強化します。</p> <p>【(6) 立地企業への支援】 ア 立地企業のフォローアップの一環として、懇話会などを開催し、立地企業間のネットワーク形成の支援を行います。 イ 市民向けにコールセンターやBPOセンター等の仕事を体験できる講座などを開催し、立地企業への就職を促進します。 イ 立地企業を対象とした合同就職面談会を開催し、立地企業の雇用確保を支援します。</p> <p>【(7) 就職・就業の支援人材定着のための就職・就業の支援】 ア 若年者などの就業機会拡大、外国人材の活躍を推進するを図るため、求人企業とのマッチングやU I Jターンの促進に重点的に取り組みます。</p> <p>【(8) 人材還流のための就職・就業の支援】 ア 若年者などの就業機会拡大、熊本市外からの人材還流を図るため、求人企業とのマッチングやU I Jターンの促進などの移住就業促進に重点的に取り組みます。</p> <p>【(8) 産業人材の育成】 ア 職業訓練などの実施により産業人材の育成に取り組みます。 イ 新たな技術革新に対応できる人材の育成に取り組みます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興】 ア 食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブの各産業で、産学官連携等による企業の技術革新、新分野進出などを促進します。</p> <p>【(2) 創業・経営革新・事業承継の支援】 ア 森都心プラザビジネス支援センターを拠点に中小企業の経営改善や創業支援を行い、中小企業経営の基盤を強化します。また、商工会議所・商工会をはじめとした関係機関との連携を図ります。</p> <p>【(3) ものづくり中小企業への支援】 ア インキュベータ施設を活用した創業支援のほか、見本市への参加促進など、企業の販路開拓を支援します。</p> <p>【(4) 商店街の魅力向上】 ア 中心商店街のにぎわい創出や、商店街の特性をいかした活性化に向けた取組を促進します。</p> <p>【(5) 企業立地の促進】 ア 本市の優遇制度や立地環境などをPRし、積極的に企業誘致に取り組みます。</p> <p>【(6) 立地企業への支援】 ア 立地企業のフォローアップの一環として、懇話会などを開催し、立地企業間のネットワーク形成の支援を行います。 イ 市民向けにコールセンターやBPOセンター等の仕事を体験できる講座などを開催し、立地企業への就職を促進します。</p> <p>【(7) 就職・就業の支援】 ア 若年者などの就業機会拡大を図るため、求人企業とのマッチングやU I Jターンの促進に重点的に取り組みます。</p> <p>【(8) 産業人材の育成】 ア 職業訓練などの実施により産業人材の育成に取り組みます。</p>	<p>(復) (時) ・熊本駅ビル開業による交流人口の増加と熊本地震による創業者の減少などの社会情勢の変化による修正</p> <p>(時) (公) ・産業用地の不足が企業誘致を進める上で課題となっているため、民間との連携による整備の検討を追記 ・首都圏におけるネットワーク強化を追記</p> <p>(復) (時) ・立地企業の人手不足が課題となっているため、優秀な人材確保のための新たな取組に修正</p> <p>(復) (時) (ア) ・復興需要による人手不足及び少子高齢化の進展による人口減少や、若い世代を中心とした大都市圏への人口流出へ対応するため修正</p> <p>(復) (時) (ア) ・復興需要による人手不足及び首都圏などからの移住者の獲得に向けた地方間競争が激化している状況へ対応するため修正</p> <p>(時) (実) ・第5期科学技術基本計画・未来投資戦略2018が提唱する人材の確保に向けた人材育成について追記</p>

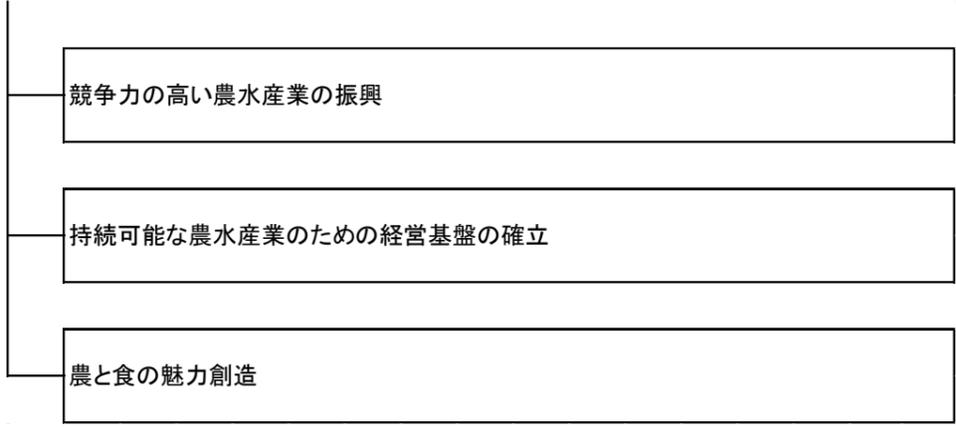
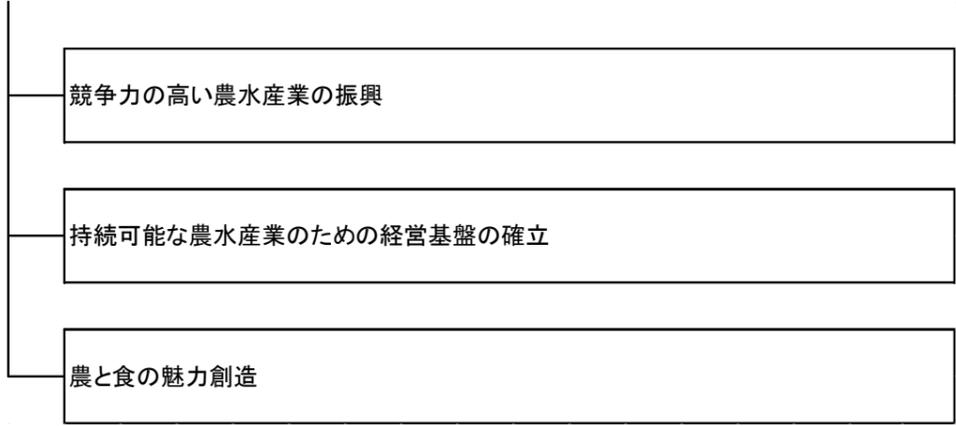
改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(9)10 勤労者への支援】</p> <p>ア 勤労者の福利厚生の実を図り、安心して働ける環境づくりに取り組みます。</p> <p>イ 女性や高齢者など多様な人材の活躍促進に向けて、働き方改革を推進し、多様な働き方を選択できる労働環境の整備に取り組みます。</p>	<p>【(9) 勤労者への支援】</p> <p>ア 勤労者の福利厚生の実を図り、安心して働ける環境づくりに取り組みます。</p>	<p>(ア) (実) (公)</p> <p>・復興アドバイザーの提言を受け、良好な労働環境へ向けた新たな取組を追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第2節 交流人口の増加</p> <p>現状と課題 本市への観光客入込数は、熊本地震により一旦減少したものの、翌年以降は国内外ともに回復傾向にあります。このような中、本市を訪れる外国人観光客は過去最高を更新しており、更なる増加が見込まれています。 また、「くまもとのシンボル」である熊本城は、令和元年（2019年）10月の特別公開第1弾を皮切りに段階的な公開が進み、今後も桜町・花畑周辺地区のシンボルプロムナードの整備やJR熊本駅ビルの開業など、熊本の観光を取り巻く環境はめまぐるしく変化していくことから、機会を捉えた情報の発信が重要です。</p> <p>今後はさらに、観光資源の更なる魅力向上に努めを創造し、多様化・個性化するニーズへの対応などの観光客受入態勢環境の構築を進める充実させるとともに、MICEの誘致促進や施設の充実、さらには滞在型観光の促進に取り組む必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光客やMICEの誘致 観光客誘致体制の強化 観光資源の魅力の創造と向上 観光客受入態勢の充実 MICEの推進 国際社会への対応 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="189 982 1169 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光消費額(暦年)</td> <td>億円</td> <td>673 (H26)</td> <td>749</td> <td>852</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	観光消費額(暦年)	億円	673 (H26)	749	852	<p>第2節 交流人口の増加</p> <p>現状と課題 近年、特別史跡熊本城跡等の歴史的文化遺産の活用に加え、観光ビザの条件緩和や円安、LCC航空便の就航などを背景に、国内のみならず海外からの観光客が増加しています。一方、本市における学会・大会などのMICE開催件数は伸び悩み、九州においては福岡に集中している状況です。 このような中、2019年にはラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会をはじめとする、熊本における世界的なスポーツイベントの開催を控えており、本市は、多くの観光客が訪れ魅力ある都市として成熟していくための大変重要な時期を迎えます。 今後は、観光資源の更なる魅力を創造し、多様化・個性化するニーズへの対応などの観光客受入態勢の構築を進めるとともに、MICEの誘致促進や施設の充実、さらには滞在型観光の促進に取り組む必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光客やMICEの誘致 観光資源の魅力の創造と向上 観光客受入態勢の充実 国際社会への対応 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1249 982 2228 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光消費額(暦年)</td> <td>億円</td> <td>673 (H26)</td> <td>749</td> <td>852</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	観光消費額(暦年)	億円	673 (H26)	749	852	<p>(復)(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本地震の影響や訪日外国人の増加といった社会情勢の変化による修正 2019年国際スポーツ大会の終了、熊本城ホールの整備完了に伴う時点修正 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実態に即し、体系を整理
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
観光消費額(暦年)	億円	673 (H26)	749	852																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
観光消費額(暦年)	億円	673 (H26)	749	852																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>交流人口の増加</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 観光客やMICEの誘致 観光客誘致体制の強化</p> <p>2 観光資源の魅力の創造と向上</p> <p>3 観光客受入態勢の充実 MICEの推進</p> <p>4 国際社会への対応</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 効果的な魅力の発信 シティプロモーション活動の展開</p> <p>(2) 連携・協働による観光客誘致活動の展開 観光客受入態勢の充実</p> <p>(3) MICE誘致活動の展開 イベントによる賑わいの創出</p> <p>(4) にぎわいの創出 熊本城の着実な復旧と公開</p> <p>(5) 観光資源の魅力向上 動植物園の魅力向上</p> <p>(6) 受入態勢の向上 MICE誘致活動の展開</p> <p>(7) 戦略的な海外との交流・連携の推進</p> <p>(8) 地域国際化の推進</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>交流人口の増加</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 観光客やMICEの誘致</p> <p>2 観光資源の魅力の創造と向上</p> <p>3 観光客受入態勢の充実</p> <p>4 国際社会への対応</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 効果的な魅力の発信</p> <p>(2) 連携・協働による観光客誘致活動の展開</p> <p>(3) MICE誘致活動の展開</p> <p>(4) にぎわいの創出</p> <p>(5) 観光資源の魅力向上</p> <p>(6) 受入態勢の向上</p> <p>(7) 戦略的な海外との交流・連携の推進</p> <p>(8) 地域国際化の推進</p>	<p>(実) (時)</p> <p>・観光客誘致とMICE誘致を分離し、MICEをひとつの基本方針として独立させるとともに、事業の実態に即し主な取組を整理</p>
<p>事業概要</p> <p>【(1) 効果的な魅力の発信 効果的なシティプロモーション活動の展開】</p> <p>ア 本市の強みである歴史・文化や清らかな地下水に恵まれた食の魅力などを観光資源として結びつけ、一体的なストーリーを構築し商品化するなど、多様な観光ニーズに対応した観光資源の磨き上げや交通アクセスの円滑化を進めます。</p> <p>イ 公式ウェブやSNS、映像コンテンツなどを活用して、国際的な知名度の向上を図ります。</p> <p>エ 映像コンテンツの海外市場への出展や和食・伝統工芸のプロモーションなど、国のクールジャパン戦略と連動した情報発信を図ります。</p> <p>ウ アジア、欧米、国内など、地域ごとに観光客の関心分野を調査・分析し、その結果を基に戦略的な誘致活動を行います。</p> <p>エ 県や熊本連携中枢都市圏の市町村、さらには九州内の各都市と連携し、効果的な誘致活動を行います。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 効果的な魅力の発信】</p> <p>ア 公式ウェブ・SNS・映像コンテンツなどを活用し、本市の魅力を発信し知名度の向上を図ります。</p> <p>イ 映像コンテンツの海外市場への出展や和食・伝統工芸のプロモーションなど、国のクールジャパン戦略と連動した情報発信を図ります。</p>	<p>(実) (時) (公)</p> <p>・施策の体系の修正に合わせ整理</p> <p>・プロモーション事業の手法の変化を踏まえた修正</p> <p>・市調査に基づく誘致戦略等について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(2) 連携・協働による観光客誘致活動の展開 観光客受入環境の充実】</p> <p>ア 近隣市町村と連携して、国内主要都市をターゲットとした誘致活動を行います。</p> <p>イ 県や他都市と連携して、海外における戦略的なプロモーションを実施し、国際的な知名度の向上と外国人観光客の増加を図ります。</p> <p>ア 観光客の滞在時間延長による観光消費額の増加に向け、日本文化や自然を体験するコンテンツを充実させます。</p> <p>イ 観光案内所の充実や、多言語対応、トイレの洋式化、キャッシュレス化、無料Wi-Fi環境などの整備に取り組みます。</p> <p>ウ 熊本城と水前寺江津湖公園においてこれらの取組を重点的にを行い、外国人も含めた観光客の利便性向上を図ります。</p> <p>【(3) MICE誘致活動の展開 イベントによる賑わいの創出】</p> <p>ア (仮称)熊本城ホールの整備を進め、くまもとMICE誘致推進機構のネットワークを強化し、オール熊本によるMICEの誘致促進を図ります。</p> <p>イ 県や関係団体と連携し、国際・全国的なスポーツ大会やキャンプの誘致などに取り組みます。</p> <p>ア 中心市街地や水前寺江津湖一帯の魅力向上のため、花火大会などのイベントの開催を通じたにぎわいの創出を図ります。</p> <p>【(4) にぎわいの創出 熊本城の着実な復旧と公開】</p> <p>ア 中心市街地や水前寺江津湖一帯の魅力向上のため、花火大会などのイベントの開催を通じたにぎわいの創出を図ります。</p> <p>ア 熊本城においては、「熊本城復旧基本計画」に基づき、効率的・計画的な復旧を着実に進めるとともに、復旧過程の戦略的な公開・活用に取り組み、観光資源としての早期再生を図ります。</p> <p>【(5) 観光資源の魅力向上 動植物園の魅力の向上】</p> <p>ア 特別史跡「熊本城跡」の歴史的な魅力をいかし、城下町や中心商店街との回遊性の向上を図ります。</p> <p>イ 本市の強みである歴史・文化や清らかな地下水に恵まれた食の魅力等を観光資源として結びつけ、一体的なストーリーを構築し商品化するなど、多様な観光ニーズに対応した観光資源の磨き上げを進めます。</p> <p>ウ ア 動植物園において、生態観察の魅力創出 来園者に優しく、魅力ある空間づくりに重点的に取り組み、隣接する江津湖の特性をいかした観光、自然、環境学習の拠点としての利活用を図ります。</p> <p>【(6) 受入態勢の向上 MICE誘致活動の展開】</p> <p>ア 観光案内所の充実や、多言語対応の観光案内標識及び無料Wi-Fi環境などの整備に取り組み、外国人も含めた観光客の利便性の向上を図ります。</p> <p>ア MICE関連事業者間のネットワークを強化し、オール熊本によるMICEの誘致活動や受入環境を整備します。</p> <p>イ 県や関係団体と連携し、国際・全国的なスポーツ大会やキャンプの誘致などに取り組みます。</p> <p>【(7) 戦略的な海外との交流・連携の推進】</p> <p>ア アジアとの共生・相互発展や、友好姉妹都市をはじめとする世界の先進都市との交流及び政策的な連携に取り組むなど、海外とのグローバルな交流を戦略的に進めます。</p>	<p>【(2) 連携・協働による観光客誘致活動の展開】</p> <p>ア 近隣市町村と連携して、国内主要都市をターゲットとした誘致活動を行います。</p> <p>イ 県や他都市と連携して、海外における戦略的なプロモーションを実施し、国際的な知名度の向上と外国人観光客の増加を図ります。</p> <p>【(3) MICE誘致活動の展開】</p> <p>ア (仮称)熊本城ホールの整備を進め、くまもとMICE誘致推進機構のネットワークを強化し、オール熊本によるMICEの誘致促進を図ります。</p> <p>イ 県や関係団体と連携し、国際・全国的なスポーツ大会やキャンプの誘致などに取り組みます。</p> <p>【(4) にぎわいの創出】</p> <p>ア 中心市街地や水前寺江津湖一帯の魅力向上のため、花火大会などのイベントの開催を通じたにぎわいの創出を図ります。</p> <p>【(5) 観光資源の魅力向上】</p> <p>ア 特別史跡「熊本城跡」の歴史的な魅力をいかし、城下町や中心商店街との回遊性の向上を図ります。</p> <p>イ 本市の強みである歴史・文化や清らかな地下水に恵まれた食の魅力等を観光資源として結びつけ、一体的なストーリーを構築し商品化するなど、多様な観光ニーズに対応した観光資源の磨き上げを進めます。</p> <p>ウ 動植物園において、生態観察の魅力創出に重点的に取り組み、隣接する江津湖の特性をいかした観光、自然、環境学習の拠点としての利活用を図ります。</p> <p>【(6) 受入態勢の向上】</p> <p>ア 観光案内所の充実や、多言語対応の観光案内標識及び無料Wi-Fi環境などの整備に取り組み、外国人も含めた観光客の利便性の向上を図ります。</p> <p>【(7) 戦略的な海外との交流・連携の推進】</p> <p>ア アジアとの共生・相互発展や、友好姉妹都市をはじめとする世界の先進都市との交流及び政策的な連携に取り組むなど、海外とのグローバルな交流を戦略的に進めます。</p>	<p>(実) (時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系の修正に合わせ整理 ・多言語化やキャッシュレス決済導入等、受入態勢の充実に向けた取組を追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系の修正に合わせ整理 <p>(復) (実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系の修正に合わせ整理 ・熊本城復旧基本計画に基づく熊本城復旧の方向性を追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系の修正に合わせ整理 ・直近5年間に予定している来園者向けの施設整備について追記 <p>(実) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系の修正に合わせ整理 ・熊本城ホールの整備完了に伴う時点修正 ・MICEの誘致や受入態勢の整備等を実行する体制の方向性を検討していることに伴う修正 <p>VIII 総合計画を推進するために 第7節 国際社会に対応した取組の推移に集約</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(8) 地域国際化の推進】</p> <p>ア 市民及び在熊外国人に対し、異文化への相互理解を促進し、多文化共生のまちづくりに取り組むとともに、外国人にも訪れやすいまちを目指します。</p> <p>イ 長期的かつ多様な視点からグローバルな人材の育成を推進します。</p> <p>ウ 県や大学コンソーシアム熊本などと連携し、留学生に対する生活及び教育・研究活動上の支援を充実させ、満足度を高めることで、留学生数の増加を目指します。</p>	<p>【(8) 地域国際化の推進】</p> <p>ア 市民及び在熊外国人に対し、異文化への相互理解を促進し、多文化共生のまちづくりに取り組むとともに、外国人にも訪れやすいまちを目指します。</p> <p>イ 長期的かつ多様な視点からグローバルな人材の育成を推進します。</p> <p>ウ 県や大学コンソーシアム熊本などと連携し、留学生に対する生活及び教育・研究活動上の支援を充実させ、満足度を高めることで、留学生数の増加を目指します。</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="151 226 961 260">第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興</p>  <p data-bbox="151 401 1190 531">本市では豊かな自然条件をいかした多様な農業と水産業が営まれ、全国屈指の園芸産地を抱えるなど、高い農業産出額を誇っており、生産される良質な農水産物は幅広い関連産業を支えています。また、農水産業は、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の維持など、私たちの生活を豊かにする「多面的機能」と呼ばれる役割も果たしています。</p> <p data-bbox="151 537 1190 600">しかしながら、農水産業を取り巻く環境は厳しく、安定的な収益の確保をはじめ、将来的な担い手の不足、土地改良関連施設の老朽化などの多岐にわたる問題を抱えています。</p> <p data-bbox="151 606 1190 737">一方、国内の農水産業は農漁業従事者の高齢化、生産コストの上昇などに直面するとともに、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定などにより新たな国際環境下に置かれることから、それらに対応できる農水産業の体質強化・経営安定の実現が必要となっています。</p> <p data-bbox="151 743 1190 1010">本市農水産業の強みである園芸農業を振興しつつ、特色ある産地の育成を支援するとともに、農漁業経営体の強化、生産基盤などの整備・保全このような状況の中、農水産業の潜在力を引き出すことで、これまで以上に競争力の高い農水産業を振興するとともに、国土強靱化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を進めていくことが重要です。さらに、ていくことが重要です。また、農と食の魅力創造し、農水産物の販路開拓・拡大、生産者と消費者の交流促進、6次産業化・農商工連携の推進などによる農水産物の高付加価値とブランド化を進める必要があります。により農と食の魅力創造していくことが求められています。</p> <p data-bbox="151 1016 1190 1283">そこで、安全で良質な農水産物を消費者に安定的、かつ持続的に提供できるよう、後継者育成や担い手支援の体制を整備します。本市の強みである園芸農業などの地域の特色をいかした農水産業を推進するとともに、意欲ある農漁業者の育成や担い手への農地の集積・集約化、生産性の高い生産基盤の着実な整備・保全などを推進します。また、農水産物のブランド化や6次産業化などにより競争力を高め、国内外への販路を拡大し、経営の安定化に向けた支援に取り組みます。農水産業に関する情報発信の充実や農産物直売所の活用振興、農水産物などの効果的な販売促進活動などを通じて、熊本の農水産物のブランド化や高付加価値化、国内外における販路開拓・拡大を推進します。</p> <p data-bbox="151 1289 1190 1352">さらに、自然環境に配慮した循環型農業を推進するとともに、生産基盤の整備を進めます。</p> <p data-bbox="151 1388 284 1419">政策の体系</p> 	<p data-bbox="1207 226 2018 260">第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興</p> <p data-bbox="1207 401 2246 499">本市では豊かな自然条件をいかした多様な農業と水産業が営まれ、全国屈指の園芸産地を抱えるなど、高い農業産出額を誇っており、生産される良質な農水産物は幅広い関連産業を支えています。</p> <p data-bbox="1207 537 2246 600">しかしながら、農水産業を取り巻く環境は厳しく、安定的な収益の確保をはじめ、将来的な担い手の不足、土地改良関連施設の老朽化などの多岐にわたる問題を抱えています。</p> <p data-bbox="1207 743 2246 806">本市農水産業の強みである園芸農業を振興しつつ、特色ある産地の育成を支援するとともに、農漁業経営体の強化、生産基盤などの整備・保全を進めていくことが重要です。</p> <p data-bbox="1207 875 2246 938">また、農と食の魅力創造し、6次産業化・農商工連携の推進などによる農水産物の高付加価値とブランド化を進める必要があります。</p> <p data-bbox="1207 976 2246 1039">そこで、安全で良質な農水産物を消費者に安定的、持続的に提供できるよう、後継者育成や担い手支援の体制を整備します。</p> <p data-bbox="1207 1108 2246 1171">また、農水産物のブランド化や6次産業化などにより競争力を高め、国内外への販路を拡大し、経営の安定化に向けた支援に取り組みます。</p> <p data-bbox="1207 1241 2246 1304">さらに、自然環境に配慮した循環型農業を推進するとともに、生産基盤の整備を進めます。</p> <p data-bbox="1207 1398 1347 1430">政策の体系</p> 	<p data-bbox="2267 363 2825 630">(時) ・新たな時代潮流を踏まえ、「多面的機能」について追記 (文) ・文言修正 (復) ・取り巻く環境を時点更新するとともに、熊本地震の影響と復旧・復興について追記</p> <p data-bbox="2267 737 2825 835">(実) (公) ・事業の実態などを踏まえ、農水産業の潜在力や競争力の向上について追記、修正</p> <p data-bbox="2267 1077 2825 1276">(実) (時) (公) ・事業の実態などを踏まえ、農水産物の高付加価値化や、農と食の魅力創造について追記、修正 (文) ・文言修正</p>

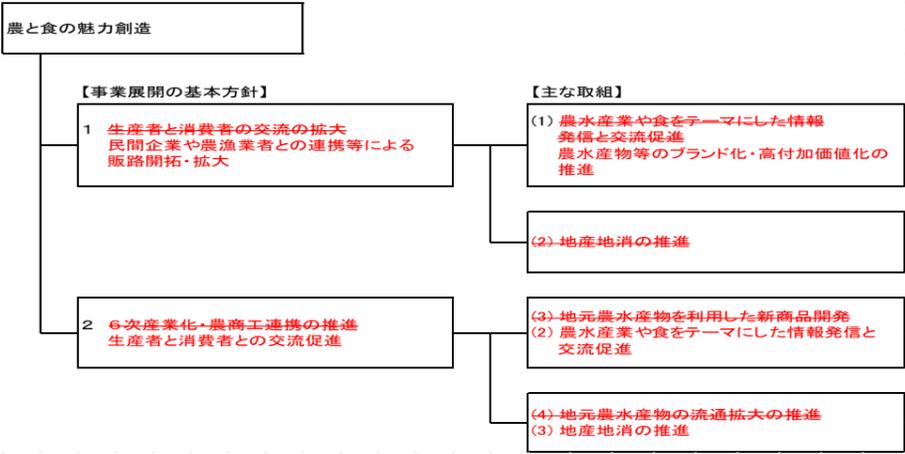
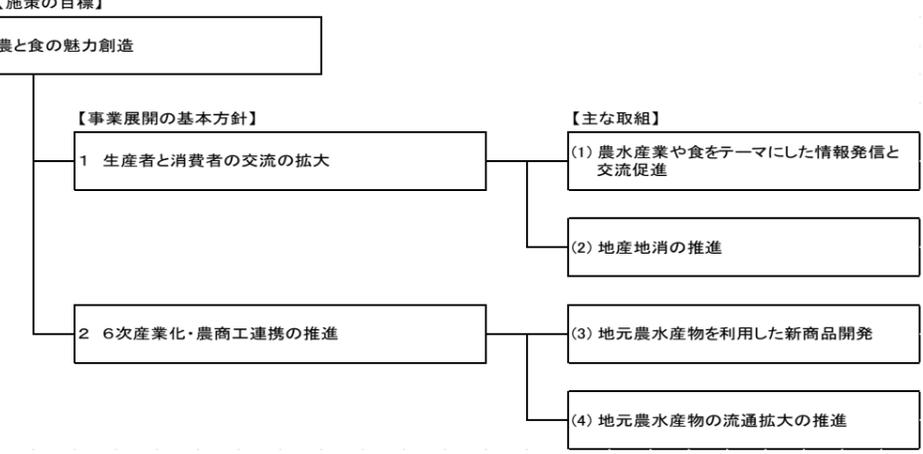
改正後（案）	現行	改正理由																																								
<p>第1節 競争力の高い農水産業の振興</p> <p>現状と課題 本市は全国屈指の園芸産地であり、全国上位の作付面積を誇るなす、すいか、みかんなどのをはじめ、生産された農産物は首都圏をはじめ全国各地に出荷されています。また、畜産業では、酪農、肉用牛、養豚など多様な経営が営まれる畜産業も盛んであり、県下でも有数の畜産都市地帯となっています。るほか、水産業では、有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、落札額が日本一になったのり養殖業を基幹とし、採貝業などがの水産業も盛んに行われ営まれています。</p> <p>しかし、経営面においては、総じて販売価格の伸び悩みや、生産経費の高止まり、高齢化などに伴う技術格差の拡大、自然災害や鳥獣被害の発生などに加え、厳しい経営環境下にあります。また、農水産業は、環境への負荷低減に向けた一層の取組が求められてをかけるといった側面も有しています。</p> <p>このような中、農水産物の生産及び出荷においては、一層の本市の農水産業の競争力を高めるには、消費者・事業者ニーズを踏まえた生産の拡大や低コスト化、出荷の安定化、品質向上、ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実現とともに、自然災害や鳥獣被害への対策の強化低コスト化、生産性向上など多様な消費者・事業者ニーズへの対応が求められています。また、環境との調和を図るため、省エネに資する施設や技術の導入・普及、化学肥料・農薬の低減などが重要な課題として挙げられます。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進 稼げる畜産・水産業の推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="192 1129 1163 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農水産業の生産産出額(暦年)</td> <td>農業産出額</td> <td>億円</td> <td>471 (H26)</td> <td>478</td> <td>486 504</td> </tr> <tr> <td>漁業生産産出額</td> <td>億円</td> <td>60 (H25)</td> <td>62</td> <td>63 72</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	農水産業の 生産産出額 (暦年)	農業産出額	億円	471 (H26)	478	486 504	漁業 生産産出額	億円	60 (H25)	62	63 72	<p>第1節 競争力の高い農水産業の振興</p> <p>現状と課題 本市は全国屈指の園芸産地であり、なす、すいか、みかんなどの農産物は首都圏をはじめ全国に出荷されています。また、畜産業では、酪農、肉用牛、養豚など多様な経営が営まれ、県下でも有数の畜産都市となっています。水産業では、有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、のり養殖業、採貝業などが盛んに行われています。</p> <p>しかし、総じて販売価格の伸び悩みや生産経費の高止まりなど、厳しい経営環境下にあります。また、農水産業は、環境に負荷をかけるといった側面も有しています。</p> <p>このような中、農水産物の生産及び出荷においては、一層の品質向上、低コスト化、生産性向上など多様な消費者・事業者ニーズへの対応が求められています。また、環境との調和を図るため、省エネに資する施設や技術の導入・普及、化学肥料・農薬の低減などが重要な課題として挙げられます。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 園芸農業などの地域の特性をいかした農業の推進 稼げる畜産・水産業の推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1258 1129 2228 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農水産業の生産額(暦年)</td> <td>農業産出額</td> <td>億円</td> <td>471 (H26)</td> <td>478</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>漁業生産額</td> <td>億円</td> <td>60 (H25)</td> <td>62</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	農水産業の生産額(暦年)	農業産出額	億円	471 (H26)	478	486	漁業生産額	億円	60 (H25)	62	63	<p>(文) ・文言修正</p> <p>(復) (時) ・熊本地震の影響や、鳥獣被害などの社会背景を踏まえ修正</p> <p>(時) (公) ・新たな時代潮流を踏まえ、スマート農業の推進等の対策について追記</p> <p>(時) (公) ・新たな時代潮流を踏まえ、基本方針にスマート農業の推進を追記</p> <p>(実) ・国の統計に合わせ、漁業生産額を漁業産出額に変更 ・現時点でH35の検証値を上回っているため修正</p> <p>(文) ・文言の入替</p>
			単位	検証値																																						
	基準値	H27		H31	H35																																					
農水産業の 生産産出額 (暦年)	農業産出額	億円	471 (H26)	478	486 504																																					
	漁業 生産産出額	億円	60 (H25)	62	63 72																																					
	単位	検証値																																								
		基準値	H27	H31	H35																																					
農水産業の生産額(暦年)	農業産出額	億円	471 (H26)	478	486																																					
	漁業生産額	億円	60 (H25)	62	63																																					

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p>	<p>施策の体</p> <p>【施策の目標】</p>	
<p>事業概要</p> <p>【(1) 消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大、スマート農業の推進】</p> <p>ア なす、すいか、みかんなどの主力品目の生産を一層拡大するとともに、他の品目についてもをはじめとする農産物の生産の拡大や低コスト化及び品質向上を推進します。</p> <p>イ 消費者などのニーズに応じた優良品種や新規需要が見込まれる品目・品種などの導入を推進します。</p> <p>ウ 生産現場における講習会への支援や、新技術の情報提供などにより、産地としての農業生産の基礎となる生産技術の維持・向上させます。させるとともに、日本一の園芸産地を目指し、ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実証試験に取り組み、その結果の地域への展開や各種支援により新技術の実装を加速化させます。</p> <p>【(2) 安定した農業生産・集出荷の推進】</p> <p>ア 農産物を安定生産するため、台風などの気象災害に強い低コスト耐候性ハウス、や省力化や軽労働化に資する施設・機械の導入を促進推進します。</p> <p>イ 集出荷施設や共同利用施設などの再編整備・維持管理を支援します。</p> <p>ウ 農業における危機管理として、農業災害対策、家畜伝染病対策、病虫害対策、鳥獣被害対策などに取り組みます。を推進します。</p> <p>エ 有害鳥獣の捕獲体制の強化、侵入防止柵の整備、鳥獣のすみかとならないための地域ぐるみの環境整備など、総合的な鳥獣被害対策を推進します。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大】</p> <p>ア なす、すいか、みかんなどの主力品目の生産を一層拡大するとともに、他の品目についても生産の拡大及び品質向上を推進します。</p> <p>イ 優良品種や新規需要が見込まれる品目・品種などの導入を推進します。</p> <p>ウ 生産現場における講習会等への支援や新技術の情報提供などにより、産地としての生産技術を維持・向上させます。</p> <p>【(2) 安定した農業生産・集出荷の推進】</p> <p>ア 農産物を安定生産するため、低コスト耐候性ハウスや省力化施設・機械の導入を促進します。</p> <p>イ 集出荷施設や共同利用施設などの再編整備・維持管理を支援します。</p> <p>ウ 農業における危機管理として、農業災害対策、家畜伝染病対策、病虫害対策、鳥獣被害対策などに取り組みます。</p>	<p>(時) (公)</p> <p>・時代潮流などを踏まえ、スマート農業の推進に向け、新技術の現場への実装の加速化について記載</p> <p>(実) (時)</p> <p>・時代潮流を踏まえるとともに、事業等の実態に即し、鳥獣被害対策の内容を拡充</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進】</p> <p>エウ 石油代替エネルギーや環境への負荷の低減に向け、省エネに資する施設、機械の導入や生産技術の普及などにより循環型農業を推進します。</p> <p>イ 適正施肥や家畜排せつ物の適切な処理などにより、農業生産活動に起因する地下水への硝酸性窒素負荷の低減を推進します。</p> <p>ウエ 化学農薬・化学肥料の削減や良質な堆きゅう肥を用いた土づくりなどを推進し、安全・安心な農産物の生産を推進します。</p> <p>【(4) 収益性の高い畜産業の推進】</p> <p>ア 高品質な畜産物の生産に資する優良牛などの導入やICTなどの活用を推進します。</p> <p>イ 畜産業の経営規模の拡大とともに、省力化やコスト削減を推進します。</p> <p>エウ 飼料高騰対策として、耕畜連携の取組などによる自給飼料の作付けなどを推進します。</p> <p>【(5) 漁業生産に係る支援】</p> <p>ア 温暖化など気象海況の変動に対応するため、海域環境のデータ解析やノリ養殖スケジュールの見直しなどを実施し、温暖化など環境の変動への対応を推進します。</p> <p>イ ノリ養殖漁業における適切な衛生管理などに向けた取組を推進します。</p> <p>エウ 二枚貝の資源調査結果に基づいた管理指針の提示や市場価値の高い魚種の種苗放流などを推進し通じて、水産資源の増殖及び資源管理を図りを推進します。</p> <p>ウエ 漁場環境や干潟漁場の資源量などをの調査して漁業者への・情報提供を行います。うとともに、漁場環境改善の取組を推進します。</p>	<p>【(3) 環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進】</p> <p>ア 石油代替エネルギーや省エネに資する施設、技術の普及などにより循環型農業を推進します。</p> <p>イ 適正施肥や家畜排せつ物の適切な処理などにより、地下水への硝酸性窒素負荷の低減を推進します。</p> <p>ウ 化学農薬・化学肥料の削減や堆きゅう肥を用いた土づくりなどを推進し、安全・安心な農産物の生産を推進します。</p> <p>【(4) 収益性の高い畜産業の推進】</p> <p>ア 高品質な畜産物の生産に資する優良牛などの導入を推進します。</p> <p>イ 飼料高騰対策として、耕畜連携による自給飼料の作付けなどを推進します。</p> <p>【(5) 漁業生産に係る支援】</p> <p>ア 温暖化など気象海況の変動に対応するため、養殖スケジュールの見直しを推進します。</p> <p>イ 市場価値の高い魚種の種苗放流を推進して、水産資源の増殖を図ります。</p> <p>ウ 漁場環境や干潟漁場の資源量などを調査して漁業者への情報提供を行います。</p>	<p>(文)</p> <p>・社会情勢の変化や第2次熊本市農水産業計画との整合性を図るため取組を入れ替え</p> <p>(実)</p> <p>・第2次熊本市農水産業計画との整合性を図るとともに、内容を拡充</p> <p>・具体的な記載とするため修正</p> <p>(実)</p> <p>・第2次熊本市農水産業計画との整合性を図るとともに、事業の実態に即し、衛生管理の推進について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第2節 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立</p> <p>現状と課題 全国的に高齢化が進む中、農水産業においても農漁業者の高齢化がも進行しています。本市では、全国と比較して若年層や担い手が多い状況ではありますが、将来的には担い手の不足が懸念されます。また、生産基盤の整備が進んでおらず生産性の低い地域や、高齢化などにより集落機能が低下している地域が一部で見受けられます。 加えて、集中豪雨や台風など多発する自然災害は、本市の農漁業者の経営において大きなリスクとなっています。 今後は、経済の国際化にも対応できる、次世代の農水産業を担う農漁業者や新規の農漁業後継者の育成・担い手の確保し、経営の安定化を一層進めていくことが求められます。また、自然災害などに対するリスク管理を向上させることや農福連携などの取組も重要な課題となります。またさらには、生産基盤や土地改良関連施設の整備・保全、農地の集積・集約化とともに、農地、土地改良関連施設などの継続的な保全、施設や機械の長寿命化農水産業における国土強靱化を推進する必要があります。さらに、TPPなどのグローバル化への対応も求められています。</p> <p>基本方針 1 経営体の強化 2 生産基盤の整備・保全</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="178 1050 1172 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)</td> <td>万円</td> <td>895 (H26)</td> <td>968</td> <td>+025 1,084</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立</p> <pre> graph LR A["【事業展開の基本方針】"] --- B["1 経営体の強化"] A --- C["2 生産基盤の整備・保全"] B --- D["(1) 担い手の育成・確保の推進"] B --- E["(2) 経営の安定化"] C --- F["(3) 農地及び土地改良関連施設整備・保全の推進"] C --- G["(4) 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進"] </pre>		単位	検証値			H27	H31	H35	販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)	万円	895 (H26)	968	+025 1,084	<p>第2節 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立</p> <p>現状と課題 全国的に高齢化が進む中、農水産業においても農漁業者の高齢化が進行しています。本市では、全国と比較して若年層や担い手が多い状況ではありますが、将来的には担い手の不足が懸念されます。また、基盤整備が進んでおらず生産性の低い地域や、高齢化などにより集落機能が低下している地域が一部で見受けられます。 今後は、新規の農漁業後継者の育成、担い手の確保が重要な課題となります。また、生産基盤や土地改良関連施設の整備、農地の集積・集約化とともに、農地、土地改良関連施設などの継続的な保全、施設や機械の長寿命化を推進する必要があります。さらに、TPPなどのグローバル化への対応も求められています。</p> <p>基本方針 1 経営体の強化 2 生産基盤の整備・保全</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1234 1050 2228 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)</td> <td>万円</td> <td>895 (H26)</td> <td>968</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立</p> <pre> graph LR A["【事業展開の基本方針】"] --- B["1 経営体の強化"] A --- C["2 生産基盤の整備・保全"] B --- D["(1) 担い手の育成・確保の推進"] B --- E["(2) 経営の安定化"] C --- F["(3) 農地及び土地改良関連施設整備・保全の推進"] C --- G["(4) 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進"] </pre>		単位	検証値			H27	H31	H35	販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)	万円	895 (H26)	968	1,025	<p>(復) (時) (公) ・熊本地震、集中豪雨などの近年多発する自然災害、社会情勢の変化等を踏まえ修正</p> <p>(文) ・文言修正</p> <p>(実) ・現時点でH35年の検証値を上回っていることや農業産出額の検証指標の修正を踏まえ、修正</p> <p>(文) ・文言修正</p>
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)	万円	895 (H26)	968	+025 1,084																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)	万円	895 (H26)	968	1,025																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 担い手の育成・確保の推進】 ア 新規の農漁業後継者や認定農業者などの担い手や新規就業者を含む農漁業後継者を育成・確保しつつ、経営規模の拡大や労働力の確保などによる経営改善を支援します。するとともに、農福連携を推進します。 イ 若手や女性の農漁業者による研修会活動などを支援します。認定農業者、若手後継者や女性の農漁業者が組織する団体などの活動を支援し、次世代の農水産業を担う多様な人材の育成を推進します。 ウ 共同で営農を行う集落営農組織の育成を行い、法人化を支援します。</p> <p>【(2) 経営の安定化】 ア 農地の有効利用や担い手への農地の集積・集約化を推進し、生産力を強化します。 イ 国の制度資金や融資制度、共済制度、収入保険制度、補助事業などを活用し、経営の安定化や規模拡大を支援推進します。</p> <p>【(3) 農地及び土地改良関連施設整備・保全の推進】 ア 農地に関する土地利用計画や生産基盤整備事業などを通じて優良農地を確保しつつ、土地改良関連施設の整備・保全、農地の集積・集約化、保全を推進します。 イ 生産性向上及び農村地域の防災・減災のため、排水機場やため池などの土地改良施設の整備・保全（更新、補修）を推進します。 ウ 国の支援制度の活用などにより集落機能を維持・活性化させ、農業者をはじめとする地域住民などによる共同活動を通じた農地・農道・水路などの保全などを推進します。 エ 基盤整備や耕作放棄地の再生利用などの推進により、耕作放棄地の防止や解消を推進します。 オ 農業基盤整備の要である土地改良区の合併を推進するなど、土地改良区の体制強化を支援します。</p> <p>【(4) 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進】 ア 漁場再生や漁港施設の整備を推進し、保全により、漁場環境の改善や生産性の向上や災害の発生を防止推進します。 イ 漁港施設の整備や適切な維持管理・補修・更新を行いにより、施設の機能保全と長寿命化を図るとともに、防災・減災を推進します。 ウ 使いやすい漁港を目指し、干潮時でも出入りできる水深の維持や船舶の係留施設の改良などを行うとともに、海岸漁場環境を保全します。により、使いやすい漁港の整備・維持管理を推進します。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 担い手の育成・確保の推進】 ア 新規の農漁業後継者や認定農業者などの担い手を育成・確保しつつ、経営規模の拡大を支援します。 イ 共同で営農を行う集落営農組織の育成を行い、法人化を支援します。 ウ 若手や女性の農漁業者による研修会活動などを支援します。</p> <p>【(2) 経営の安定化】 ア 農地の有効利用や担い手への農地の集積・集約化を推進し、生産力を強化します。 イ 国の制度資金や補助事業を活用し、経営の安定化や規模拡大を支援します。</p> <p>【(3) 農地及び土地改良関連施設整備・保全の推進】 ア 基盤整備事業、土地改良関連施設の整備・保全、農地の集積・集約化を推進します。 イ 国の支援制度の活用等により集落機能を維持・活性化させ、農地・農道・水路などの保全を推進します。 ウ 基盤整備や耕作放棄地の再生利用などの推進により、耕作放棄地の解消を推進します。</p> <p>【(4) 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進】 ア 漁場再生や漁港施設の整備を推進し、生産性の向上や災害の発生を防止します。 イ 漁港施設の適切な維持管理・補修・更新を行い、機能保全と長寿命化を推進します。 ウ 使いやすい漁港を目指し、干潮時でも出入りできる水深の維持や船舶の係留施設の改良などを行うとともに、海岸環境を保全します。</p>	<p>(実) (文) ・第2次熊本市農水産業計画と整合を図るとともに、労働力不足などの社会情勢や業務等の実態に即し、修正 ・社会情勢や業務などの実態に即し、追記</p> <p>(実) ・社会情勢や事業などの実態に即し、具体的な内容へ修正</p> <p>(復) (時) (公) ・熊本地震、集中豪雨などの近年多発する自然災害、国の定める国土強靱化基本計画などを踏まえ、防災・減災に向けた取組や土地改良区の体制強化について追記・修正</p> <p>(復) (時) (公) ・熊本地震、集中豪雨などの近年多発する自然災害、国の定める国土強靱化基本計画などを踏まえ、防災・減災に向けた取組について追記・修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第3節 農と食の魅力創造</p> <p>現状と課題 卸売市場などを柱とした大規模な流通体制は、商品の広域的な安定供給を可能とし、本市の農水産物の全国的な流通に重要な役割を果たしています。しかしながら、このような流通形態は、その構造上、生産者と消費者の結びつきを希薄化させやすく、消費者や民間企業のニーズへのきめ細かな対応が難しくなるという側面も有しています。 今後、農と食の魅力創造を進めるためには、大規模流通にとどまらず、品質の高い農水産物を求める民間企業との連携強化や農漁業者と連携したトッププロモーションの実施など、効果的な販売促進活動によって農水産物や加工品のブランド化・高付加価値化を推進し、新たな販路を開拓・拡大していくことが重要です。また、農水産業や食にまつわる多様な視点からの情報発信や消費者との交流促進に加え、農産物直売所の活用などによる地産地消の推進も求められています。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 生産者と消費者の交流の拡大 民間企業や農漁業者との連携などによる販路開拓・拡大 6次産業化・農商工連携の推進 生産者と消費者との交流促進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1024 1175 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合</td> <td>%</td> <td>82.1</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> 		単位	検証値			H27	H31	H35	地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	%	82.1	上昇	上昇	<p>第3節 農と食の魅力創造</p> <p>現状と課題 本市では園芸品目を中心に高品質の農水産物が豊富に生産されていますが、大都市圏を中心に販売されることが多いため、地元農水産物に対する市民の認知度はあまり高くありません。一方で、消費者の農水産物や食への関心や期待は非常に高まっています。 市民の認知度を高めるためには、熊本市産の良質な農水産物に、生産地域、生産者、食文化等の多彩な情報を組み合わせた農と食の魅力の創造、市民への効果的な情報の発信などが重要です。また、6次産業化・農商工連携による農水産物の高付加価値化やブランド化、販路拡大を進めていくことが求められています。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 生産者と消費者の交流の拡大 6次産業化・農商工連携の推進 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1237 1024 2231 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合</td> <td>%</td> <td>82.1</td> <td>上昇</td> <td>上昇</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> 		単位	検証値			H27	H31	H35	地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	%	82.1	上昇	上昇	<p>(実) (時) (公) ・重要である新たな販路や流通体制の構築などを踏まえ、販路開拓・拡大、ブランド化の視点より修正</p> <p>(実) (時) (公) ・重要である新たな販路や流通体制の構築などを踏まえ、販路開拓・拡大、ブランド化の視点より修正</p> <p>(実) (時) (公) ・重要である新たな販路や流通体制の構築などを踏まえ、販路開拓・拡大、ブランド化の視点より【基本方針】及び【主な取組】の位置付けを整理</p>
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	%	82.1	上昇	上昇																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	%	82.1	上昇	上昇																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 農水産物などのブランド化・高付加価値化の推進】</p> <p>ア 小売業や飲食業に販売する流通業者と連携して、農水産物や加工品の国内外への新たな販路を開拓します。</p> <p>イ 農漁業者と連携したトッププロモーションや熊本連携中枢都市圏の枠組みなどを活用し、大消費地における販路拡大を推進します。</p> <p>ウ 農水産物を利用した商品開発の支援や生産者と民間企業のマッチングなどにより、農商工連携などを推進します。</p> <p>【(2) 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進】</p> <p>ア 地元農水産物等を商談会やイベントなどで情報発信することにより、販路の拡大や食産業の振興につなげます。</p> <p>ア イベントやSNSなどの多様な手法や媒体を活用し、本市の農水産業に関する情報及び魅力を効果的に発信します。</p> <p>イ 農業体験交流、や干潟体験などにより、生産者と消費者などとの交流を促進するイベントを実施します。が交流できる機会を提供します。</p> <p>ウ 自然環境、伝統文化、農地、農水産業関連施設などの地域資源を活用した取組を支援推進し、地域活性化や定住地域資源の保全などにもつながる交流人口の増加を推進します。</p> <p>【(23) 地産地消の推進】</p> <p>ア 直販所の拡充等植木地域農産物の駅（道の駅「すいかの里 植木」）や城南地域物産館（火の君マルシェ）をはじめとする市内の農産物直売所の魅力向上、活性化などにより、地域の農水産物を購入するできる場・機会を市民などに提供することで、地域内流通と消費拡大を推進します。</p> <p>イ 学校給食等での地元学校給食での地域の農水産物の活用や食育の推進、飲食店などとの連携したなどを通じて、地域の農水産物などへの理解促進を図るとともに、地域内流通の仕組み体制づくりを推進します。</p> <p>【(3) 地元農水産物を利用した新商品開発】</p> <p>ア 地元農水産物を利用した加工・新商品開発を支援し、未利用資源の活用や農水産物の高付加価値化を促進します。</p> <p>イ 農家や事業者を対象としたセミナーや講習会を開催し、6次産業化や農商工連携に取り組みます。</p> <p>【(4) 地元農水産物の流通拡大の推進】</p> <p>ア 生産者と飲食店及び流通業者などを直接つなぐ新たな形態の流通・消費を推進することにより、市農水産物の国内外への流通拡大を図ります。</p> <p>イ 海外での商談会・展示会などに参加し、アジアをターゲットとした農水産物・加工品の販路拡大を図ります。</p> <p>ウ 大消費地における地元農水産物の効果的な販売・PR活動を推進します。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進】</p> <p>ア 地元農水産物等を商談会やイベントなどで情報発信することにより、販路の拡大や食産業の振興につなげます。</p> <p>イ 農業体験交流、干潟体験等、生産者と消費者などとの交流を促進するイベントを実施します。</p> <p>ウ 自然環境、伝統文化、農地などの地域資源を活用した取組を支援し、地域活性化や定住にもつながる交流人口の増加を推進します。</p> <p>【(2) 地産地消の推進】</p> <p>ア 直販所の拡充等により地元農水産物を購入する機会を市民などに提供することで、地域内流通と消費拡大を推進します。</p> <p>イ 学校給食等での地元農水産物の活用、飲食店などと連携した地域内流通の仕組みづくりを推進します。</p> <p>【(3) 地元農水産物を利用した新商品開発】</p> <p>ア 地元農水産物を利用した加工・新商品開発を支援し、未利用資源の活用や農水産物の高付加価値化を促進します。</p> <p>イ 農家や事業者を対象としたセミナーや講習会を開催し、6次産業化や農商工連携に取り組みます。</p> <p>【(4) 地元農水産物の流通拡大の推進】</p> <p>ア 生産者と飲食店及び流通業者などを直接つなぐ新たな形態の流通・消費を推進することにより、市農水産物の国内外への流通拡大を図ります。</p> <p>イ 海外での商談会・展示会などに参加し、アジアをターゲットとした農水産物・加工品の販路拡大を図ります。</p> <p>ウ 大消費地における地元農水産物の効果的な販売・PR活動を推進します。</p>	<p>(実) (時) (文) (公)</p> <p>・「農と食の魅力創造」を推進するため、従来の大規模流通にとどまらず、新たな販路や流通体制の構築が重要となることから、民間企業や農漁業者との連携、トッププロモーションの実施等、農水産物等のブランド化・高付加価値化に関する内容を記載</p> <p>・それに伴い、現行の(3)(4)を販路開拓・拡大の視点から統合し、改正案の(1)として記載</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p> <p>(実) (時)</p> <p>・事業等の実態に即し、情報発信の内容を整理するとともに、世界かんがい施設遺産関連の内容について、「農水産業関連施設」を追記</p> <p>(実) (時) (公)</p> <p>・事業等の実態などに即し、内容を拡充、具体化するなどの修正</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p> <p>(文)</p> <p>・改正案の(1)に集約したため、現行の(3)(4)としては削除</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="151 226 753 260">第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実</p>  <p data-bbox="151 390 1190 558">本市では、少子高齢化の進展により人口減少社会を迎えており、このまま推移していくと、今まで身近に利用できた商業・医療や公共交通などの利用者の減少により、それらの都市機能の維持が困難になるとともに、空き家の増加など、現在の「生活の質」が損なわれてしまう恐れがあります。また、行政サービスにおいても、今後、都市インフラコストの増大と税収の減少などにより十分なサービスの提供が難しくなることも懸念されます。</p> <p data-bbox="151 562 1190 693">このような中、持続可能なまちを次世代に引き継いでいくためには、市民・企業との連携をさらに深めるとともに、AIやICTといった先進技術を活用し、個性的で魅力的なまちづくりを推進することにより、安全で利便性の高い都市基盤の充実を図る必要があります。</p> <p data-bbox="151 697 1190 827">そこで、将来にわたり市民の「生活の質」を向上させ、都市機能や人口密度を維持・確保するとともに、わかりやすく利便性の高い交通体系を実現するため、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせ(ベストミックス)の構築に取り組みます。そして、九州中央に位置する交流拠点都市にふさわしい、幹線道路や広域交通網を整備します。</p> <p data-bbox="151 831 1190 961">また、過去の災害の経験と教訓をいかし、市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全・安心な道路、公園、上下水道、河川など都市施設を整備するとともに、秩序ある市街地の形成や中心市街地の活性化、空き家対策を推進し、良好な居住環境の形成を図ります。</p> <p data-bbox="151 966 1190 1033">さらに、都市インフラコストの抑制や環境への配慮を視野に既存ストックを有効活用し、公共施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理に取り組みます。</p>	<p data-bbox="1210 226 1813 260">第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実</p> <p data-bbox="1210 390 2249 558">本格的な人口減少社会の到来が予想されており、今後は、高度経済成長期に拡大してきた市街地における人口密度の低下に伴い、公共交通、医療・福祉・商業など都市機能の維持が難しくなることが懸念されています。また、都市インフラの維持にかかる都市経営コストの増大により十分な市民サービスの提供が困難になるなど、都市活力が衰退する可能性も懸念されています。</p> <p data-bbox="1210 562 2249 659">このような中、都市に必要な機能はますます多様化しており、個性的で魅力的なまちづくりが求められています。また、利便性の高い生活環境を確保することはもとより、災害に強い都市基盤を充実させていく必要があります。</p> <p data-bbox="1210 663 2249 793">また、市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全で秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、上下水道、河川など都市施設の整備や良好な居住環境の形成に努めます。特に、既存ストックの利活用の観点から施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理を推進します。</p> <p data-bbox="1210 798 2249 928">さらに、公共交通については、基幹公共交通の定時性、速達性等の機能を強化するとともに、利用しやすい生活路線の確保や交通不便地域、空白地域における交通手段の確保など、市民の移動の利便性向上に努めます。さらに、九州中央に位置する交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網の整備を図ります。</p>	<p data-bbox="2288 277 2576 310">(復) (時) (実) (公)</p> <ul data-bbox="2288 323 2822 659" style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化について時点修正 ・熊本地震からの復興・復旧と災害の教訓をいかした都市づくりを意識した文言を追記 ・節に合わせた構成へ変更 ・後期計画の重点施策を追記 ・SDGsやグランドデザイン2050を意識した追記 ・先進技術を取り入れた都市づくりを追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> — 計画的な都市づくり — 魅力と活力のある中心市街地の創造 — だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 — 良好な道路環境の実現 — 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減 — 豊かな住生活の実現 — 安全でおいしい水道水の安定供給 — 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現 	<p>政策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> — 計画的な都市づくり — 魅力と活力のある中心市街地の創造 — だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 — 良好な道路環境の実現 — 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減 — 豊かな住生活の実現 — 安全でおいしい水道水の安定供給 — 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現 	

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第1節 計画的な都市づくり</p> <p>現状と課題 九州の中核をなす交流拠点都市として発展を続ける中、本格的な人口減少・超高齢社会の到来により、商業や公共交通などの日常生活サービス機能の維持が困難になることが予想されます。 このため、中心市街地や地域拠点に様々な都市機能を維持・確保するとともに、し、中心市街地や地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶことによって、中心市街地や地域拠点、及び利便性の高い公共交通沿線に一定程度の人口密度が維持されたと連携した交通ネットワークの形成を図ることによる「多核連携都市」を実現し、持続可能でだれもが移動しやすく暮らしやすいな都市を形成していく必要があります。 また、地域の特性をいかした良好な景観の形成を総合的に推進し、歴史と文化にはぐくまれた熊本の美しい景観づくりが重要となっています。さらには、市民ニーズの多様化に対応した公園整備や、地域活動の拠点機能を備えた憩いの空間の充実などが求められています。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進 2 良好な都市景観の形成 3 市民の憩いの場となる空間の提供 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 982 1154 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)</td> <td>人/ha</td> <td>60.7</td> <td>60.7</td> <td>60.7</td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			H27	H31	H35	居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.7	60.7	60.7	<p>第1節 計画的な都市づくり</p> <p>現状と課題 九州の中核をなす交流拠点都市として発展を続ける中、今後は、人口減少・超高齢社会の到来により、商業や公共交通などの日常生活サービス機能の維持が困難になることが予想されます。 このため、中心市街地や地域拠点に様々な都市機能を維持・確保するとともに、中心市街地や地域拠点と連携した交通ネットワークの形成を図ることによる「多核連携都市」を実現し、持続可能な都市を形成していく必要があります。</p> <p>また、地域の特性をいかした良好な景観の形成を総合的に推進し、歴史と文化にはぐくまれた熊本の美しい景観づくりが重要となっています。さらには、市民ニーズの多様化に対応した公園整備や、地域活動の拠点機能を備えた憩いの空間の充実などが求められています。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進 2 良好な都市景観の形成 3 市民の憩いの場となる空間の提供 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 982 2214 1125"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">基準値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)</td> <td>人/ha</td> <td>60.7</td> <td>60.7</td> <td>60.7</td> </tr> </tbody> </table>		単位	基準値			H27	H31	H35	居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.7	60.7	60.7	<p>(文) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い公共交通について追記 ・後期計画の重点項目を追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正
			単位	基準値																								
	H27	H31		H35																								
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.7	60.7	60.7																								
	単位	基準値																										
		H27	H31	H35																								
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.7	60.7	60.7																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>計画的な都市づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進</p> <p>2 良好な都市景観の形成</p> <p>3 市民の憩いの場となる空間の提供</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導</p> <p>(2) 良好な市街地の整備</p> <p>(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造</p> <p>(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり</p> <p>(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進</p> <p>(6) 都市緑化の推進</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導】</p> <p>ア 暮らしやすさを維持向上させるため、地域拠点への都市機能の維持・確保の推進など、多核連携都市の実現に向けた取組を推進します。</p> <p>イ 自然環境や農水産業と調和しつつ、土地利用計画制度を活用し、都市計画法に基づき適正に土地利用を誘導します。</p> <p>【(2) 良好な市街地の整備】</p> <p>ア 土地区画整理事業や再開発事業などの市街地整備への支援・指導を行うことによりとともに、魅力と活力ある市街地を創造整備を行いますします。</p> <p>イ 開発許可制度に基づき、適法・適正な審査、指導を行います。</p> <p>【(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造】</p> <p>ア 景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行います。</p> <p>イ 歴史的建造物の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成を行います。</p> <p>ウ 屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>計画的な都市づくり</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進</p> <p>2 良好な都市景観の形成</p> <p>3 市民の憩いの場となる空間の提供</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導</p> <p>(2) 良好な市街地の整備</p> <p>(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造</p> <p>(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり</p> <p>(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導】</p> <p>ア 暮らしやすさを維持向上させるため、多核連携都市の実現に向けた取組を推進します。</p> <p>イ 自然環境や農水産業と調和しつつ、土地利用計画制度を活用し、都市計画法に基づき適正に土地利用を誘導します。</p> <p>【(2) 良好な市街地の整備】</p> <p>ア 土地区画整理事業への支援・指導を行うとともに、活力ある市街地整備を行います。</p> <p>イ 開発許可制度に基づき、適法・適正な審査、指導を行います。</p> <p>【(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造】</p> <p>ア 景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行います。</p> <p>イ 歴史的建造物等の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成を行います。</p> <p>ウ 屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。</p>	<p>(実) (文)</p> <p>・文言修正</p> <p>・緑化フェアの開催を見据え、緑化の推進を追加</p> <p>(実)</p> <p>・地域拠点について追記</p> <p>(実)</p> <p>・取組の実態に即した文言修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり】</p> <p>ア 市民協働や公募設置管理制度・ふるさと納税制度などの民間活力の導入などによる管理運営を実施します。</p> <p>イ 公園不足地域の解消と公園の使い方について、地域の意見を踏まえ柔軟な対応を検討するなど、既存公園の有効活用に取り組みます。</p> <p>ウ 防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。</p> <p>【(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進】</p> <p>ア 水前寺江津湖公園の保全と利活用を推進し、市民のみならず多くの利用者が憩える場空間の創出を図ります。</p> <p>【(6) 都市緑化の推進】</p> <p>ア 全国都市緑化フェアを契機として、多様な主体の参画による都市の緑化に取り組み、“森の都”にふさわしい緑豊かな潤いあるまちづくりを推進します。</p>	<p>【(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり】</p> <p>ア 市民協働や民間活力の導入などによる管理運営を実施します。</p> <p>イ 公園不足地域の解消と既存公園の有効活用に取り組みます。</p> <p>ウ 防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。</p> <p>【(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進】</p> <p>ア 水前寺江津湖公園の保全と利活用を推進し、市民のみならず多くの利用者が憩える場の創出を図ります。</p>	<p>(時) (公)</p> <p>・公園の使い方や民間活力の導入について追記</p> <p>(文)</p> <p>・文言修正</p> <p>(実)</p> <p>・緑化フェアの開催を見据え、緑化の推進を追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																
<p>第2節 魅力と活力のある中心市街地の創造</p> <p>現状と課題 近年、中心市街地の歩行者数は横ばいで推移しているものの、郊外大型店舗の立地などによる中心市街地の活力低下が懸念されています。商業・交流拠点機能や交通結節機能など高度な都市機能が集積する中心市街地においては、震災からの復興や都市圏全体の経済成長のけん引に向け、熊本城周辺エリアでは、桜町再開発施設やその周辺地区の整備が進められ、このような中、熊本駅周辺エリア部においては、鹿児島本線など連続立体交差や熊本駅白川口駅前広場などの整備が進み、九州新幹線の全線開業や熊本駅前東A地区市街地再開発等により森の都・水の都にふさわしい「くまもとの陸の玄関口」が形成されつつあり、また、中心部においては桜町地区の民間再開発や花畑地区の広場整備などが進められています。</p> <p>中心市街地の活性化に当たっては、今後は、これらの再整備の効果を市内はもとより県内全体に波及させるため、熊本城周辺エリアと熊本駅周辺エリア部双方の回遊性を高めるようなるとともに、まちの防災力などの向上に向けて、被災・老朽建築物の建替えを促進し、さらには、道路空間の再配分、駐車場配置の適正化、魅力的な夜間景観の形成など、これらを総合的・一体的になまちづくりを進め、災害に強く魅力と活力ある中心市街地を創造していく全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図る必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活力ある「くまもとの顔」づくり熊本城周辺エリアの整備 2 魅力ある「くまもとの玄関」づくり熊本駅周辺エリアの整備 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="184 1144 1172 1287"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="2">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)</td> <td>人</td> <td>695,892</td> <td>745,000</td> <td>758,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 魅力と活力のある中心市街地の創造</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活力ある「くまもとの顔」づくり熊本城周辺エリアの整備 2 魅力ある「くまもとの玄関」づくり熊本駅周辺エリアの整備 <p>【主な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地熊本城周辺エリアのにぎわい創出と回遊性の向上 (2) 歩いて楽しめる都市空間の創出 (2)(3) 鹿児島本線等連続立体交差の促進と熊本駅白川口(東口)駅前広場の整備 (3)(4) 熊本駅周辺のまちづくりの推進 		単位	基準値		検証値		H27	H31	H35		中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	758,000		<p>第2節 魅力と活力のある中心市街地の創造</p> <p>現状と課題 近年、中心市街地の歩行者数は横ばいで推移しているものの、郊外大型店舗の立地などによる中心市街地の活力低下が懸念されています。このような中、熊本駅周辺部においては、九州新幹線の全線開業や熊本駅前東A地区市街地再開発等により「くまもとの玄関口」が形成されつつあり、また、中心部においては桜町地区の民間再開発や花畑地区の広場整備などが進められています。</p> <p>中心市街地の活性化に当たっては、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図る必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活力ある「くまもとの顔」づくり 2 魅力ある「くまもとの玄関」づくり <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1144 2228 1287"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="2">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)</td> <td>人</td> <td>695,892</td> <td>745,000</td> <td>758,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 魅力と活力のある中心市街地の創造</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活力ある「くまもとの顔」づくり 2 魅力ある「くまもとの玄関」づくり <p>【主な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中心市街地のにぎわい創出と回遊性の向上 (2) 鹿児島本線等連続立体交差の促進と熊本駅白川口(東口)駅前広場の整備 (3) 熊本駅周辺のまちづくりの推進 		単位	基準値		検証値		H27	H31	H35		中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	758,000		<p>(復) (時) (実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震を踏まえ、震災復興や経済成長のけん引について追記 ・桜町再開発事業、駅周辺整備事業等の進捗状況を追記 ・新たな都市機能の集積に伴う中心市街地の魅力ある都市空間創出に向けた取組(都市デザインの推進)を追記 ・その他文言修正 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災力の向上、歩いて楽しめる空間を追記 <p>(復) (時) (実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな都市機能の集積に伴う中心市街地の魅力ある都市空間創出に向けた取組(都市デザインの推進)を追記 ・文言修正
			単位	基準値		検証値																												
	H27	H31		H35																														
中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	758,000																														
	単位	基準値		検証値																														
		H27	H31	H35																														
中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	758,000																														

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 中心市街地のにぎわい創出と回遊性の向上】</p> <p>ア くまもと都市戦略会議や中心市街地活性化協議会などと連携し、中心市街地の活性化を推進します。</p> <p>イ 中心市街地のにぎわい創出や回遊性の向上に寄与する民間再開発事業などの促進や広場などの整備を推進します。</p> <p>【(2) 歩いて楽しめる都市空間の創出】</p> <p>ア 防災機能の強化や歩行空間の確保を図るため、被災・老朽建築物の建て替えを推進します。</p> <p>イ 道路空間の再配分などにより、安全で快適な歩行空間を確保します。</p> <p>ウ 量、位置、質の観点から駐車場配置の適正化を図り、低未利用地の有効活用を促進することにより、人と公共交通を中心とした歩いて楽しめる都市空間を創出します。</p> <p>エ 魅力的な夜間景観やわかりやすい公共サインなどの整備・誘導を図ります。</p> <p>オ 熊本城周辺などの歴史的建造物が残るエリアでは、歴史的に価値の高い建造物と一体となった良好な市街地環境の形成を図ります。</p> <p>【(2) (3) 鹿児島本線等連続立体交差の促進と熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備】</p> <p>ア 市街地の一体的発展と交通の円滑化を図るため、鹿児島本線などの連続立体交差を促進します。事業に伴う市街地の分断や交通渋滞の解消、民間開発の誘発や居住・交流人口の増加などの事業効果の最大化を図ります。</p> <p>イ 連続立体交差の完成に合わせ、交通の円滑化や乗換え利便性の向上、JRの開発計画と連携しながら、公共交通の乗換え利便性の向上など広域交通拠点としての機能向上を図るとともに、「森の都・水の都」にふさわしい機能的で開放的な空間を広場に創出します。熊本の陸の玄関口にふさわしい空間を備え、にぎわい創出の拠点となる広場整備します。</p> <p>ウ イベントなどによる賑わいを生み出すだけでなく、熊本地震の教訓を踏まえ、災害時に活用できるよう防災機能を備えた広場として整備します。</p> <p>ウエ 連続立体交差で生まれるJRの高架下空間の有効活用を積極的に行うことにより、地域の活性化と駅の利便性向上と地域の活性化を図ります。</p> <p>【(3) (4) 熊本駅周辺のまちづくりの推進】</p> <p>ア 熊本駅周辺の魅力あるまちづくりを進めるため、熊本駅西地区の土地区画整理により安全で快適な居住環境の形成を図ります。</p> <p>イ ユニバーサルデザインや緑のうらおい空間に配慮しながら魅力あるまちづくりを進めるとともに、良好な都市空間を創出するため、公共空間の整備に加えて、民有空間の開発誘導を行っていきます。</p> <p>ア 「くまもとの陸の玄関口」に相応しい、豊かな緑を感じられる魅力ある安全で快適な都市空間を形成するため、都市計画道路事業などの基盤整備を推進します。</p> <p>イ 熊本駅を核として、市と地域、企業が交流・連携し、各種イベントの開催や地域活動などのまちづくりを展開することで、熊本駅周辺地区の更なる魅力の向上とにぎわいの創出を図ります。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 中心市街地のにぎわい創出と回遊性の向上】</p> <p>ア 中心市街地活性化協議会などと連携し、中心市街地の活性化を推進します。</p> <p>イ 中心市街地のにぎわい創出や回遊性の向上に寄与する民間再開発事業等の促進や広場などの整備を推進します。</p> <p>【(2) 鹿児島本線等連続立体交差の促進と熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備】</p> <p>ア 市街地の一体的発展と交通の円滑化を図るため、鹿児島本線などの連続立体交差を促進します。</p> <p>イ 連続立体交差の完成に合わせ、交通の円滑化や乗換え利便性の向上を図るとともに、熊本の陸の玄関口にふさわしい空間を備え、にぎわい創出の拠点となる駅前広場を整備します。</p> <p>ウ 連続立体交差で生まれるJRの高架下空間の有効活用を積極的に行うことにより、駅の利便性向上と地域の活性化を図ります。</p> <p>【(3) 熊本駅周辺のまちづくりの推進】</p> <p>ア 熊本駅周辺の魅力あるまちづくりを進めるため、熊本駅西地区の土地区画整理により安全で快適な居住環境の形成を図ります。</p> <p>イ ユニバーサルデザインや緑のうらおい空間に配慮しながら魅力あるまちづくりを進めるとともに、良好な都市空間を創出するため、公共空間の整備に加えて、民有空間の開発誘導を行っていきます。</p>	<p>(復) (時) (実)</p> <p>・新たな都市機能の集積に伴う中心市街地の魅力ある都市空間創出に向けた取組(都市デザインの推進)を追記</p> <p>(復) (実) (文) (公)</p> <p>・熊本地震の教訓を踏まえ、熊本駅白川口（東口）駅前について防災機能を併せ持つ広場として整備することとしたため修正</p> <p>・駅前広場の整備について、具体的に記載</p> <p>・具体的に記載するため2つに分割</p> <p>(実) (文)</p> <p>・事業進捗による現状の変化を加味した文言修正</p> <p>(文)</p> <p>・まちづくりの内容を具体的に記載</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																
<p>第3節 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立</p> <p>現状と課題 超高齢社会の進行などにより、今後、自家用車による移動が困難な人が増えていくことが予想される中、鉄道や市電、路線バスなどの公共交通機関が地域社会に果たす役割はますます重要となります。しかしながら、バス利用者を中心とした公共交通機関の利用者数は減少傾向に加え、乗務員不足も深刻化しており、あり、地域公共交通の維持・確保などが喫緊の課題となっています。</p> <p>このような中、私たち一人ひとりが公共交通の担い手としての自覚を持ち、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもと、MaaSの普及や自動運転などの次世代交通を見据えたうえで、多核連携都市における公共交通ネットワークの再構築や公共交通機関の利便性の向上、利用環境の改善などに取り組み、あらゆる人にわかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立していくことが必要です。将来にわたりだれもが安心して移動できる公共交通体系を確立していくことが必要です。</p> <p>基本方針 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="189 884 1169 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="2">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通機関の年間利用者数</td> <td>千人/年度</td> <td>55,436 (H26)</td> <td>55,302</td> <td>54,933</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立</p> <p>【事業展開の基本方針】 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上</p> <p>【主な取組】 (1) 公共交通ネットワークの維持・再構築 (2) 主要交通拠点などの整備促進 (3) 公共交通機関の利用促進 (4) 公共交通空白地域などへの対応</p>		単位	基準値		検証値		H27	H31	H35		公共交通機関の年間利用者数	千人/年度	55,436 (H26)	55,302	54,933		<p>第3節 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立</p> <p>現状と課題 超高齢社会の進行等により、今後、自家用車による移動が困難な人が増えていくことが予想される中、鉄道や市電、路線バスなどの公共交通機関が地域社会に果たす役割はますます重要となります。しかしながら、バス利用者を中心とした公共交通機関の利用者数は減少傾向にあり、地域公共交通の維持・確保などが喫緊の課題となっています。</p> <p>このような中、私たち一人ひとりが公共交通の担い手としての自覚を持ち、市民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと、多核連携都市における公共交通ネットワークの再構築や公共交通機関の利便性の向上、利用環境の改善などに取り組み、将来にわたりだれもが安心して移動できる公共交通体系を確立していくことが必要です。</p> <p>基本方針 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1249 884 2228 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="2">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通機関の年間利用者数</td> <td>千人/年度</td> <td>55,436 (H26)</td> <td>55,302</td> <td>54,933</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立</p> <p>【事業展開の基本方針】 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上</p> <p>【主な取組】 (1) 公共交通ネットワークの維持・再構築 (2) 主要交通拠点などの整備促進 (3) 公共交通機関の利用促進 (4) 公共交通空白地域などへの対応</p>		単位	基準値		検証値		H27	H31	H35		公共交通機関の年間利用者数	千人/年度	55,436 (H26)	55,302	54,933		<p>(時) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・society5.0などを踏まえ、自動車交通と公共交通の最適化を総合的に検討していく必要があるため。 ・後期計画の重点項目を追記
			単位	基準値		検証値																												
	H27	H31		H35																														
公共交通機関の年間利用者数	千人/年度	55,436 (H26)	55,302	54,933																														
	単位	基準値		検証値																														
		H27	H31	H35																														
公共交通機関の年間利用者数	千人/年度	55,436 (H26)	55,302	54,933																														

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築】</p> <p>ア 公共交通ネットワークの維持・確保に係る民間事業者への支援をはじめ、バス事業者と連携し路線網の再編や運行体制の効率化を進めるバス路線の再構築などを推進することにより、持続可能な公共交通網の形成を目指します。</p> <p>イ 定時性の向上策や市電延伸などを検討し、中心部から各方面に伸びる基幹公共交通の機能強化を図ります。</p> <p>ウ 公共車両優先システム拡充や運行ダイヤの改善など公共交通機関の利便性を高めます。</p> <p>エ 公共交通の利用が困難な公共交通空白地域などへのコミュニティ交通の導入支援に加え、AIなどの新技術を活用し、地域の実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入検討を進めます。</p> <p>【(2) 主要交通拠点などの整備促進】</p> <p>ア 熊本桜町バスターミナル交通センターやJR熊本駅など主要交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めます。</p> <p>イ 中心市街地から放射状に伸びる各基幹軸の特性に応じ、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。</p> <p>ウ 駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。</p> <p>【(3) 公共交通機関の利用促進】</p> <p>ア 市民などに対して、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します年齢層や居住地域など公共交通の利用特性に応じたモビリティマネジメントを展開し、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。</p> <p>イ 利便性の向上に向け、電停などの改良や、事業者などと連携したパークアンドライドの推進、ロケーションシステムの導入バスの待合環境の改善に努めます。</p> <p>ウ Ma a Sなどの新たなモビリティサービスの展開を見据え、公共交通のシームレス化に向けたICTの導入支援などに努めます。</p> <p>エ 事業者と連携し、新たな料金体系や新規路線など利用者増加につながる施策について検討を進めます。</p> <p>【(4) 公共交通空白地域などへの対応】</p> <p>ア 公共交通の利用が困難な公共交通空白地域などへのコミュニティ交通の導入及び導入支援に努めます。</p> <p>イ 公共交通網全体との整合を図りつつ、AIなどの新技術の活用を含め、地域の実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入検討を進めます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築】</p> <p>ア 公共交通ネットワークの維持・確保に係る民間事業者への支援やバス路線の再構築などを推進することにより、持続可能な公共交通網の形成を目指します。</p> <p>イ 定時性の向上策や市電延伸などを検討し、中心部から各方面に伸びる基幹公共交通の機能強化を図ります。</p> <p>ウ 公共車両優先システム拡充や運行ダイヤの改善など公共交通機関の利便性を高めます。</p> <p>【(2) 主要交通拠点などの整備促進】</p> <p>ア 熊本交通センターやJR熊本駅など主要交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めます。</p> <p>イ 中心市街地から放射状に伸びる各基幹軸の特性に応じ、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。</p> <p>ウ 駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。</p> <p>【(3) 公共交通機関の利用促進】</p> <p>ア 市民などに対して、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。</p> <p>イ 利便性の向上に向け、電停等の改良や、事業者などと連携したパークアンドライドやロケーションシステムの導入を進めます。</p> <p>【(4) 公共交通空白地域などへの対応】</p> <p>ア 公共交通の利用が困難な公共交通空白地域などへのコミュニティ交通の導入及び導入支援に努めます。</p> <p>イ 公共交通網全体との整合を図りつつ、地域の実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入検討を進めます。</p>	<p>(実) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の再構築については、新たに検討委員会を立ち上げ、そこでの見直しが始めたため、より具体的な内容に修正 <p>(実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態に即した文言修正 ・体系・内容を整理し、(4)へ移設 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時点修正と現状の取組を追記 <p>(時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新技術を今後の交通政策に取り入れていくため ・最新技術への取組内容を追記 ・すでに公共交通空白地域への対応は済んでいるため <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系・内容を整理し(1)へ移設

改正後（案）	現行	改正理由																										
<p>第4節 良好な道路環境の実現</p> <p>現状と課題 道路は、私たちの日々の暮らし、農業、製造業などの地域産業を支える最も身近な社会基盤のひとつであるとともに、災害活動を支援する重要な役割を担っています。 このようなことから、安定的な輸送の確保にあつては、国土強靱化などの新たな社会・経済の要請への対応、総合交通体系の基盤としての役割強化、卒ICT・自動運転などの技術を見据えながら、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化に資するネットワークの構築が必要となってきます。 また、高齢者・障がい者のある人・子どもなど全ての人にとって快適な道路環境を創出できるように、歩行空間の整備や自転車利用環境の向上を加速化するとともに、老朽化の進む舗装や橋梁などの長寿命化、さらには地域と連携した道路管理に取り組むなど、安全・安心な道づくりの実現に努めます。</p> <p>基本方針 1 円滑な道路交通の実現 安定的な物流・人流の確保と活性化 2 安心・安全安全・安心な道路の実現</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1079 1169 1224"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋滞時における自動車の平均走行速度</td> <td>km/h</td> <td>23.1</td> <td>25.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 良好な道路環境の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 円滑な道路交通の実現 安定的な物流・人流の確保と活性化 2 安心・安全安全・安心な道路の実現 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市の基盤となる幹線道路網の整備 広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化 (2) 安全で快適な生活道路・歩行空間の整備 (3) 自転車利用環境の向上 (4) 道路施設などの維持管理と財産の管理 		単位	検証値			H27	H31	H35	渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0	<p>第4節 良好な道路環境の実現</p> <p>現状と課題 本市では、慢性的な交通渋滞への対策として、環状道路をはじめとした幹線道路等を整備するとともに、歩行者や自転車が安全に道路を利用できるよう自転車専用通行帯等の整備や無電柱化などを進めています。また、市内中心部の放置自転車対策として放置禁止区域の指定や駐輪場確保に取り組んでいます。 今後は、幹線道路の整備やJR鹿児島本線等の連続立体交差と併せた周辺道路の整備、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人にやさしい道路空間の構築を推進する必要があります。さらには、老朽化の進む道路施設の適切な維持管理、中心部や郊外部における駐輪対策などにも取り組む必要があります。</p> <p>基本方針 1 円滑な道路交通の実現 2 安心・安全な道路の実現</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1237 1079 2226 1224"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渋滞時における自動車の平均走行速度</td> <td>km/h</td> <td>23.1</td> <td>25.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】 良好な道路環境の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 円滑な道路交通の実現 2 安心・安全な道路の実現 <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市の基盤となる幹線道路網の整備 (2) 安全で快適な生活道路・歩行空間の整備 (3) 自転車利用環境の向上 (4) 道路施設などの維持管理と財産の管理 		単位	検証値			H27	H31	H35	渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0	<p>(復)(実)(時)(公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の経験や時代潮流を踏まえ、国土強靱化について追記 ・事業の実態に即し歩行空間の整備や長寿命化等、新たな方向性を追記 ・道路が経済活動や災害対応などに重要なことを追記 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系を整理し、道路空間の整備を「(4)道路施設などの維持管理と財産の管理」に移動したことによる文言修正
			単位	検証値																								
	H27	H31		H35																								
渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0																								
	単位	検証値																										
		H27	H31	H35																								
渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0																								

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 都市の基盤となる幹線道路網の整備 広域道路ネットワークの強化と都市内交通の円滑化】</p> <p>ア 広域的な道路ネットワークの強化や都市内交通の円滑化などの将来の構想・計画を立案し、新広域道路交通計画への反映に向けて取り組みます。</p> <p>イ 熊本都市圏の骨格となる2環状11放射道路網やスマートインターチェンジの整備を国や県と連携し進めます。るとともに、国道57号の部分立体化については都市内交通の円滑化に向けた検討を進めます。</p> <p>ウ 都市計画道路や幹線道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。</p> <p>【(2) 安全で快適な生活道路・歩行空間の整備】</p> <p>ア 良好な生活環境を確保するための道路整備を進めます。人にやさしい道路空間を確保するため、交差点改良や歩道整備等を推進します。</p> <p>イ 電線共同溝の整備を進め、災害に強いまちづくりと快適な歩行空間の創出を両立させます。</p> <p>ウ 人にやさしい道路空間の創出のため、歩道の整備やバリアフリー化などを進めます。</p> <p>ウ 事故危険箇所対策や通学路合同点検などを実施することで、安全・安心な交通環境の確保に努めます。</p> <p>【(3) 自転車利用環境の向上】</p> <p>ア 自転車の利用促進及び歩道における歩行者の安全確保のため、自転車走行環境の整備を進めます。</p> <p>イ 民間による駐輪場運営を促進するとともに、駐輪場利用の促進のため駐輪場案内システムを運用します。</p> <p>ウ 放置自転車の解消と自転車利用者の駐輪マナー向上のための広報、啓発、指導などを行います。</p> <p>【(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理】</p> <p>ア 橋梁の長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を進めます。幹線道路における舗装の長寿命化を推進するとともに、生活道路の計画的な維持管理を推進します。</p> <p>イ 幹線道路における舗装打換を計画的に進め、橋梁などの道路施設の点検・診断・措置を講じ長寿命化を推進するとともに、その他道路附属物の適切な維持管理を行います。</p> <p>ウ 道路施設（トンネル、案内標識、道路照明灯、街路樹、横断歩道橋、擁壁など）を点検し、適切な維持管理を行います。SNSなどの多様な媒体を活用した情報収集を行い、民間事業者や市民、地域と連携した道路の維持管理を推進します。</p> <p>エ 道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導を行います。</p> <p>オ 道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。</p> <p>カ 地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 都市の基盤となる幹線道路網の整備】</p> <p>ア 熊本都市圏の骨格となる2環状11放射道路網やスマートインターチェンジの整備を国や県と連携し進めます。</p> <p>イ 都市計画道路や幹線道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。</p> <p>【(2) 安全で快適な生活道路・歩行空間の整備】</p> <p>ア 良好な生活環境を確保するための道路整備を進めます。</p> <p>イ 電線共同溝の整備を進め、災害に強いまちづくりと快適な歩行空間の創出を両立させます。</p> <p>ウ 人にやさしい道路空間の創出のため、歩道の整備やバリアフリー化などを進めます。</p> <p>【(3) 自転車利用環境の向上】</p> <p>ア 自転車の利用促進及び歩道における歩行者の安全確保のため、自転車走行環境の整備を進めます。</p> <p>イ 民間による駐輪場運営を促進するとともに、駐輪場利用の促進のため駐輪場案内システムを運用します。</p> <p>ウ 放置自転車の解消と自転車利用者の駐輪マナー向上のための広報、啓発、指導などを行います。</p> <p>【(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理】</p> <p>ア 橋梁の長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を進めます。</p> <p>イ 幹線道路における舗装打換を計画的に進め、適切な維持管理を行います。</p> <p>ウ 道路施設（トンネル、案内標識、道路照明灯、街路樹、横断歩道橋、擁壁など）を点検し、適切な維持管理を行います。</p> <p>エ 道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導を行います。</p> <p>オ 道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。</p> <p>カ 地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。</p>	<p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在策定中の計画について追記 ・スマートインターチェンジの整備が完了したため削除 ・東バイパス部分立体化等について言及 <p>(実) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造的な歩行空間の確保へ向けた取組と、近年全国的に問題となっている歩行者巻き込み事故への対応を追加 ・生活道路の整備を(4)へ移動 <p>(実) (公)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備を(2)から移動 ・施設点検等の取組を集約 ・官民連携による道路の維持管理について追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(1) 災害に強い河川整備の推進】 ア 熊本市管理河川については、災害に強い河川を目指し、計画的に改修を行います。 イ 国県の管理河川については、要望活動を通じて計画的な改修を促進します。 ウ 洪水時の逃げ遅れによる人的被害を防ぐため、国県などの関係機関と連携し、河川情報の発信を強化します。</p> <p>【(1)(2) 環境に配慮した河川整備の推進】 ア 災害に強い河川を目指し、計画的に改修を行います。また、河川整備と、生態系にも配慮するなど、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。 イ 国県の管理河川の整備を促進するとともに、白川沿いを散策できる歩いて楽しめるまちづくりを関係機関と協力して推進します。 ウ 河川協力団体制度等を活用して、河川などの清掃や除草などの管理を地域で行えるように取り組みます。</p> <p>【(2)(3) 雨水排水施設の整備】 ア 市街化区域内の道路の冠水や住宅地の浸水を防止するため、排水路などの整備を行います。 イ 浸水被害を解消するため、排水機場などの整備、並びに適正な運転及び維持管理を行います。 ア 浸水頻度や被害の大きさなどを踏まえ、選定した「浸水対策重点地区（6地区）」の被害軽減に向けて、排水機場や排水路などの浸水対策施設の整備を推進します。 イ 浸水対策施設が十分に機能を発揮するように、排水機場の運転管理及び排水路の断面確保など、施設の適正な維持管理を行います。 ウ 住民の迅速かつ安全な避難行動に結びつくよう地域住民などと連携し、浸水実績などの情報発信を強化します。</p> <p>【(3)(4) 雨水流出抑制対策の推進】 ア 都市型水害を軽減するため、雨水貯留浸透施設などの浸水対策施設の整備促進及び、その適切な維持管理を行います。 イ 流出抑制効果による水害の軽減と地下水の保全を図るため、雨水浸透柵の普及を促進します。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 環境に配慮した河川整備の推進】 ア 災害に強い河川を目指し、計画的に改修を行います。また、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。 イ 国県の管理河川の整備を促進するとともに、白川沿いを散策できるまちづくりを関係機関と協力して推進します。 ウ 河川協力団体制度等を活用して、河川等の清掃や除草などの管理を地域で行えるように取り組みます。</p> <p>【(2) 雨水排水施設の整備】 ア 市街化区域内の道路の冠水や住宅地の浸水を防止するため、排水路などの整備を行います。 イ 浸水被害を解消するため、排水機場などの整備、並びに適正な運転及び維持管理を行います。</p> <p>【(3) 雨水流出抑制対策の推進】 ア 都市型水害を軽減するため、雨水貯留浸透施設などの浸水対策施設の整備促進及び適切な維持管理を行います。 イ 流出抑制効果による水害の軽減と地下水の保全を図るため、雨水浸透柵の普及を促進します。</p>	<p>(復) (時) ・熊本地震での経験を踏まえるとともに、国土強靱化の視点から、「(2) 環境に配慮した河川整備の推進」から防災に関する取組を新たな「主な取組」として分離 アイの表現を統一</p> <p>(実) ・(1)と整合を図るため修正 ・事業の実態に即し、新たな方向性として「歩いて楽しめる」を追記</p> <p>(実) ・雨水排水について、下水道事業による浸水対策（熊本市下水道浸水対策計画（重点6地区））の取組をより詳細に記載</p> <p>(実) ・雨水貯留浸透施設（調整池等）について、整備主体は民間、維持管理は市で行うことが分かりやすいように修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由																												
<p>第6節 豊かな住生活の実現</p> <p>現状と課題 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、さらに、高度成長期からバブル期に建設されたマンションなどの建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されるとともに、民間の住宅・建築物の耐震化が十分に進んでいない状況にあります。</p> <p>このような中、良好な居住環境を形成するためには、増加する空き家の対策や多様化する住宅ニーズに合った情報の提供や、住宅性能の向上などへの支援が必要です。不可欠であり、増加する空き家についても、発生の抑制、有効活用及び適正管理の促進など総合的な対策を講じる必要があります。</p> <p>また、多くの建物に被害を受けた熊本地震の教訓を踏まえ、民間の住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、市有建築物の効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持費用の軽減に努める必要があります。ことが重要です。</p> <p>一方、市営住宅をはじめとした市有建築物は、市民をはじめ利用者の方々が安全・安心に利用できるよう常に健全な状態を維持し続けることが求められます。しかし、高度成長期を中心に集中して整備された市有建築物が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることが見込まれることから、効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持管理費用の軽減に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な居住環境の形成 2 総合的な空き家対策の推進 3 建築物の安全対策の推進 4 良好な市営住宅などの供給 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="181 1188 1166 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)</td> <td>%</td> <td>60.5</td> <td>62.5</td> <td>64.5</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5	<p>第6節 豊かな住生活の実現</p> <p>現状と課題 少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、さらに、高度成長期からバブル期に建設されたマンション等の建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されるとともに、民間の住宅・建築物の耐震化が十分に進んでいない状況にあります。</p> <p>このような中、良好な居住環境を形成するためには、増加する空き家の対策や住宅性能の向上などの支援が必要です。</p> <p>また、民間の住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、市有建築物の効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持費用の軽減に努める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な居住環境の形成 2 建築物の安全対策の推進 3 良好な市営住宅などの供給 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1163 2226 1308"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)</td> <td>%</td> <td>60.5</td> <td>62.5</td> <td>64.5</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5	<p>(復) (実) (時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の教訓を踏まえ修正 ・空き家等対策計画との整合を図り、総合的な対策について記載を拡充 ・課題として顕在化している市有建築物の老朽化の維持管理について追記
			単位	検証値																										
	基準値	H27		H31	H35																									
住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5																										
	単位	検証値																												
		基準値	H27	H31	H35																									
住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>豊かな住生活の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 良好な居住環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進 (2) 空き家の予防や利活用などの推進 (3)(2) 良好な居住環境への誘導 2 総合的な空き家対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (3) 空き家の発生抑制と有効活用の促進 (4) 管理不全な空き家の適正管理の促進 2.3 建築物の安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (4)(5) 建築物の耐震化の推進 (5)(6) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備 (6)(7) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化 3.4 良好な市営住宅などの供給 <ul style="list-style-type: none"> (7.9) 市営住宅の計画的な建て替え (8.8) 市営住宅などの適切な維持管理 <p>事業概要</p> <p>【(1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進】</p> <p>ア 市政だよりなどの広報に加え、専門家派遣や相談会、説明会の開催など直接的な取組による住宅情報の提供を行います。</p> <p>イ 高齢者や障がい者のある人などが安心して住み続けられる住宅の供給促進を図ります。</p> <p>ウ 住宅市場の活性化を図るため、耐震性能や省エネルギーなどに対応した良質な住宅の供給を促進します。</p> <p>エ 利便性の高いまちづくりや、本市の特徴をいかした住環境づくりなどと連携した住宅政策を推進します。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>豊かな住生活の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 良好な居住環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進 (2) 空き家の予防や利活用などの推進 (3) 良好な居住環境への誘導 2 建築物の安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (4) 建築物の耐震化の推進 (5) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備 (6) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化 3 良好な市営住宅などの供給 <ul style="list-style-type: none"> (7) 市営住宅の計画的な建て替え (8) 市営住宅などの適切な維持管理 <p>事業概要</p> <p>【(1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進】</p> <p>ア 高齢者や障がい者などが安心して住み続けられる住宅の供給促進を図ります。</p> <p>イ 住宅市場の活性化を図るため、耐震性能や省エネルギーなどに対応した良質な住宅の供給を促進します。</p> <p>ウ 利便性の高いまちづくりや、本市の特徴をいかした住環境づくりなどと連携した住宅政策を推進します。</p>	<p>(時) (実)</p> <p>・重要かつ喫緊の課題である空き家対策について、空き家等総合計画との整合を図り、新たな基本方針として特出し</p> <p>(実)</p> <p>・主な取組の名称との整合を図り、事業の実態に即し情報提供の取組を追加</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(2) 空き家の予防や利活用などの推進】 ア 空き家化の予防に努めるとともに、空き家の流通促進や除却に加え、地域資源としての活用などを総合的に推進します。</p> <p>【(3)(2) 良好な居住環境への誘導】 ア 建築関係の法令に関する意識向上を図るため、適切な指導や啓発などに努めます。 イ 管理不全となる家屋などの増加を防ぐため、良好な状態を維持していくための適正管理を促進します。 ウ 過去の災害を教訓に、通学路、公共施設内の危険なブロック塀の撤去を推進します。 エ 分譲マンションの適正な管理運営を促進するとともに、良好な住環境の形成とコミュニティの充実を図ります。</p> <p>【(3) 空き家の発生抑制と有効活用の促進】 ア 空き家の問題について出前講座などによる啓発活動に取り組み、更なる空き家の発生の抑制を図ります。 イ 空き家バンクを創設し情報提供を図るとともに、県外からの移住者へのインセンティブなど、空き家の流通や利活用のための仕組みを構築し、有効活用を促進します。</p> <p>【(4) 管理不全な空き家の適正管理の促進】 ア 管理不全な状態の空き家の所有者などに対し適正管理を促します。 イ 所有者などの自主的な対応を支援するの施策を実施します。</p> <p>【(4)(5) 建築物の耐震化の推進】 ア 地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組み、民間の住宅・建築物の耐震化を図ります。 イ 市有建築物の計画的な耐震化を進めます。</p> <p>【(5)(6) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備】 ア 市有建築物の整備に当たっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。</p> <p>【(6)(7) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化】 ア 建築物及び建築設備の各種点検を適切に実施し、確認された不具合の早急な改善を施設管理者に促します。 イ 市有建築物の更新に備えた効率的な保全計画の策定に取り組み、建築物の長寿命化と財政支出の軽減を図ります。</p> <p>【(7)(9) 市営住宅の計画的な建て替え】 ア 老朽化した市営住宅の計画的な建て替えを進め、高齢化に対応したバリアフリー化など住環境の改善に努めます。</p> <p>【(8) 市営住宅などの適切な維持管理】 ア 市営住宅の適切な修繕や入居管理など、入居者の良好な居住環境の維持に努めます。 イ 計画的な修繕、設備の更新により、市営住宅の長寿命化を図るための改善を進めます。</p>	<p>【(2) 空き家の予防や利活用などの推進】 ア 空き家化の予防に努めるとともに、空き家の流通促進や除却に加え、地域資源としての活用などを総合的に推進します。</p> <p>【(3) 良好な居住環境への誘導】 ア 建築関係の法令に関する意識向上を図るため、適切な指導や啓発などに努めます。 イ 管理不全となる家屋などの増加を防ぐため、良好な状態を維持していくための適正管理を促進します。</p> <p>【(4) 建築物の耐震化の推進】 ア 地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組み、民間の住宅・建築物の耐震化を図ります。 イ 市有建築物の計画的な耐震化を進めます。</p> <p>【(5) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備】 ア 市有建築物の整備に当たっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。</p> <p>【(6) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化】 ア 建築物及び建築設備の各種点検を適切に実施し、確認された不具合の早急な改善を施設管理者に促します。 イ 市有建築物の更新に備えた効率的な保全計画の策定に取り組み、建築物の長寿命化と財政支出の軽減を図ります。</p> <p>【(7) 市営住宅の計画的な建て替え】 ア 老朽化した市営住宅の計画的な建て替えを進め、高齢化に対応したバリアフリー化など住環境の改善に努めます。</p> <p>【(8) 市営住宅などの適切な維持管理】 ア 市営住宅の適切な修繕や入居管理など、入居者の良好な居住環境の維持に努めます。 イ 計画的な修繕、設備の更新により、市営住宅の長寿命化を図るための改善を進めます。</p>	<p>(文) ・新たな基本方針「2 総合的な空き家対策の推進」に位置付けるため削除</p> <p>(時) (実) ・空き家等総合計画との整合を図り、空き家の抑制と活用について記載を拡充</p> <p>(時) (実) ・空き家等総合計画との整合を図り、新たな視点として空き家の適正管理について追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由																																									
<p>第7節 安全でおいしい水道水の安定供給</p> <p>現状と課題 本市は、「日本一の地下水都市」と称されるように、水道水源の全てを地下水で賄っており、良質でおいしい水道水を供給しています。 一方、水道管や水道管路、井戸、配水池、並びに電気及び機械設備などの水道施設の老朽化に加え、節水意識の向上などによる水需要料金収入の減少や、熊本地震のようななどの大規模自然災害など、水道事業を取り巻く環境は厳しくなっていく見込みですへの対応が求められています。 今後は、経営安定化を図りつつ、安定した経営のもと、水道水質の保全、水道施設の適切な維持管理、水道水源の保全、未普及地区への整備に取り組むとともに、大規模災害発生時における安定した水道水の供給のため、施設の耐震化や応急給水体制の強化などの強靱化を進める地震対策等の危機管理体制強化などに努める必要があります。水道法の改正を踏まえ、将来にわたって水道水の安定供給を維持するために、水道の基盤強化に取り組むことも不可欠です。</p> <p>基本方針 ② 1 水道水質の保全 ② 2 水道施設の適切な維持管理と計画的な整備 3 災害に強い水道の確立</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 1020 1166 1293"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水の有効率</td> <td>%</td> <td>91.3 91.7</td> <td>93 90.7</td> <td>95 92.5</td> </tr> <tr> <td>水道水をそのまま飲む人の割合</td> <td>%</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数</td> <td>箇所</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「水の有効率」とは、水道施設などから給水される水量がどれだけ有効に使われているかを示すもので、水道事業の経営効率性や配水管及び給水管の健全性を表します。</p> <p>※「良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数」は、計画期間（H28～R5）内に実施する取水井戸の更生または更新工事の累計値を表します。</p>		単位	検証値			H27	H31	H35	水の有効率	%	91.3 91.7	93 90.7	95 92.5	水道水をそのまま飲む人の割合	%	50	55	60	良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数	箇所	-	15	40	<p>第7節 安全でおいしい水道水の安定供給</p> <p>現状と課題 本市は、「日本一の地下水都市」と称されるように、水道水源の全てを地下水で賄っており、良質でおいしい水を供給しています。 一方、水道管や水道施設の老朽化に加え、節水意識の向上等による水需要の減少や地震などの大規模災害への対応が求められています。</p> <p>今後は、経営安定化を図りつつ、水道施設の適切な維持管理、水道水源の保全、未普及地区への整備、地震対策等の危機管理体制強化などに努める必要があります。</p> <p>基本方針 1 水道施設の適切な維持管理と整備 2 水質の保全 3 災害に強い水道の確立</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1243 1020 2226 1241"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水の有効率</td> <td>%</td> <td>91.3</td> <td>93</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>水道水をそのまま飲む人の割合</td> <td>%</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			H27	H31	H35	水の有効率	%	91.3	93	95	水道水をそのまま飲む人の割合	%	50	55	60	<p>(実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の具体的な種類を追記（以降は総称して「水道施設」と記載） 課題は水需要の減少ではなく、需要減少に伴う料金収入の減少のため文言修正 水道事業の経営状況は安定しているため修正 上下水道事業経営戦略と整合を図るため修正 災害対策について国土強靱化の視点を追記 水道法改正の趣旨を踏まえ、水道の基盤強化の必要性を追記 <p>(復) (実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の有効率について、H27基準値は計画策定時の見込み値で算出したため実績値に修正 水の有効率について、熊本地震により漏水が多発し実績値が低下したため、他政令市の数値を踏まえ検証値を下方修正 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管路と井戸の両面から水道水の安定供給に取り組む必要があるため指標を変更（管路については「水の有効率」、井戸については「良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数」により施策の達成度を測る） <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の解説を追加
			単位	検証値																																							
	H27	H31		H35																																							
水の有効率	%	91.3 91.7	93 90.7	95 92.5																																							
水道水をそのまま飲む人の割合	%	50	55	60																																							
良質な水道水をくみ上げる井戸をリニューアルした数	箇所	-	15	40																																							
	単位	検証値																																									
		H27	H31	H35																																							
水の有効率	%	91.3	93	95																																							
水道水をそのまま飲む人の割合	%	50	55	60																																							

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>安全でおいしい水道水の安定供給</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 水道水質の保全 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (4)(1) 安全な水道水の供給 (5)(2) 水道水源の保全 1-2 水道施設の適切な維持管理と計画的な整備 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (2)(3) 水道施設の維持管理 (1)(4) 老朽化施設の計画的な更新 (3)(5) 水道施設の普及推進整備 3 災害に強い水道の確立 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (6) 地震対策の推進 	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>安全でおいしい水道水の安定供給</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の適切な維持管理と整備 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (1) 老朽化施設の計画的な更新 (2) 水道施設の維持管理 (3) 水道施設の普及推進 2 水質の保全 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (4) 安全な水道水の供給 (5) 水道水源の保全 3 災害に強い水道の確立 <ul style="list-style-type: none"> 【主な取組】 (6) 地震対策の推進 	<p>(実) (文)</p> <p>・上下水道事業経営戦略と整合を図るため修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>事業概要</p> <p>【(4) (1) 安全な水道水の供給】 ア 水道水の徹底した品質管理を行うとともに、マンションやビルの管理者に対し、直結給水方式への変更を促します。取水する井戸ごとの水質に合わせた水運用や水質管理によって、安全性を確保するだけでなくおいしさを損なわない水道水を提供します。 イ 貯水槽の管理方法について啓発するとともに、直結給水方式の普及を促進します。</p> <p>【(5) (2) 水道水源の保全】 ア 将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、関係機関との連携を図り、地下水保全に取り組みます。</p> <p>【(2) (3) 水道施設の維持管理】 ア 水の有効活用のため、計画的な漏水防止対策を実施します。水道施設について計画的な点検調査による予防保全型の維持管理に取り組みます。</p> <p>【(4) (4) 老朽化施設の計画的な更新】 ア 水の有効活用や水道水の安定供給を確保するため、老朽配水管など化した水道施設の計画的な更新を行います。</p> <p>【(3) (5) 水道施設の普及推進整備】 ア 未普及地区への整備を推進するとともに、水道施設の能力強化などを行い取り組みます。</p> <p>【(6) 地震対策の推進】 ア 基幹管路などの水道施設や水道管の耐震化を計画的に進めるとともに、給水拠点などの整備、応急給水体制の充実に努めます。 イ 充水拠点の整備や貯水機能付給水管への装備品の配備を進め、応急給水体制を充実させます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(1) 老朽化施設の計画的な更新】 ア 水の有効活用や水道水の安定供給を確保するため、老朽配水管などの計画的な更新を行います。</p> <p>【(2) 水道施設の維持管理】 ア 水の有効活用のため、計画的な漏水防止対策を実施します。</p> <p>【(3) 水道施設の普及推進】 ア 未普及地区への整備を推進するとともに、水道施設の能力強化などを行います。</p> <p>【(4) 安全な水道水の供給】 ア 水道水の徹底した品質管理を行うとともに、マンションやビルの管理者に対し、直結給水方式への変更を促します。</p> <p>【(5) 水道水源の保全】 ア 将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、関係機関との連携を図り、地下水保全に取り組みます。</p> <p>【(6) 地震対策の推進】 ア 基幹管路等の水道施設や水道管の耐震化を計画的に進めるとともに、給水拠点などの整備、応急給水体制の充実に努めます。</p>	<p>(実) ・水道水の品質管理（水運用）と、直結給水方式の普及促進（使用者への啓発）は事業内容が大きく異なるため二つに分割</p> <p>(文) ・文言修正</p> <p>(実) ・水道管路の漏水対策のみに焦点を当てており、維持管理の対象及び対策ともに限定的すぎるため、総称して「水道施設」に変更するとともに、予防保全の観点を取り入れて追記</p> <p>(文) ・文言修正</p> <p>(復) (実) (文) ・文言修正 ・応急給水体制の機能強化を切り分けて記載</p>

改正後（案）	現行	改正理由																												
<p>第8節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現</p> <p>現状と課題 本市の下水道事業汚水処理事業は、市域の拡大などに伴い整備を進め、快適な生活環境と海・川・湖など河川などの公共用水域の水質を守っています。 市民の快適な生活環境を守るため、今後も未普及地区への公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、高度処理施設の導入による公共用水域の水質改善を進めるとともに、ことが必要です。 また、老朽化した下水道管路、ポンプ場及び浄化センターなどの下水道施設については、安定した経営のもと、計画的な点検調査や改築→更新を行い、効率的かつ安定的な維持管理に努めていく必要があります。 今後は、大規模災害時における汚水処理機能の確保に必要な施設の耐震化や、避難所の衛生確保に必要なマンホールトイレの整備などの強靱化を進めることも重要です。 また、高度処理施設の導入により、公共用水域の水質をさらに水質を改善するとともに、環境にやさしい下水道として、下水処理の過程で発生する消化ガス・汚泥や消化ガスなどの下水道資源を有効に活用利用する必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備 2 下水道施設の効率的な維持管理及び更新 3 災害に強い下水道の確立 →4 環境にやさしい下水道資源の有効活用利用 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 1136 1187 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)</td> <td>%</td> <td>95.2 95.6</td> <td>96.2 96.5</td> <td>98.9 97.4</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.2 95.6	96.2 96.5	98.9 97.4	<p>第8節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現</p> <p>現状と課題 本市の下水道事業は、市域の拡大に伴い整備を進め、快適な生活環境と海・川・湖などの公共用水域の水質を守っています。 市民の快適な生活環境を守るため、今後も未普及地区への整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設については、計画的な改築・更新を行い、効率的かつ安定的な維持管理に努めていく必要があります。</p> <p>また、高度処理施設の導入により、さらに水質を改善するとともに、環境にやさしい下水道として、下水処理の過程で発生する消化ガス・汚泥などの下水道資源を有効に活用する必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な水環境に向けた汚水処理施設の整備 2 下水道施設の効率的な維持管理 3 環境にやさしい下水道資源の有効活用 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="1240 1144 2228 1289"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">検証値</th> </tr> <tr> <th>基準値</th> <th>H27</th> <th>H31</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)</td> <td>%</td> <td>95.2 (H26)</td> <td>96.2</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table>		単位	検証値			基準値	H27	H31	H35	汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.2 (H26)	96.2	98.9	<p>(復) (実) (文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道だけでなく、合併処理浄化槽、農業集落排水を含めた総合的な汚水処理対策を追記 ・本年度中の策定予定である下水道ストックマネジメント計画と整合を図るため修正 ・下水道事業の安定的な経営を追記 ・災害対策について国土強靱化の視点を追記 ・熊本地震の課題と教訓を踏まえ、災害対策の文言を追記 <p>(復) (実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後改築更新事業が増加していくことから「更新」を追記 ・熊本地震を踏まえ災害対策を追記 ・「新下水道ビジョン」の表現に合わせるため、活用⇒利用に修正 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27基準値は計画策定時に未確定であったため修正 ・公共下水道普及率について、整備面積1haあたりに必要な管路延長の増加や整備費用の高騰により、想定よりも下方で推移する見込みであるため検証値を下方修正
			単位	検証値																										
	基準値	H27		H31	H35																									
汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.2 95.6	96.2 96.5	98.9 97.4																										
	単位	検証値																												
		基準値	H27	H31	H35																									
汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.2 (H26)	96.2	98.9																										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 良好な水環境の実現に向けた汚水処理施設の整備</p> <p>2 下水道施設の効率的な維持管理及び更新</p> <p>3 災害に強い下水道の確立</p> <p>34 環境にやさしい下水道資源の有効活用利用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 公共下水道の整備</p> <p>(2) 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>(3) 高度な汚水処理</p> <p>(4) 下水道施設の維持管理</p> <p>(5) 老朽化施設の計画的な更新</p> <p>(5)(6) 下水道施設の耐震化地震対策の推進</p> <p>(6)(7) 下水道資源の有効活用利用</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 公共下水道の整備】</p> <p>ア 生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域内の未普及地区の整備を行います。</p> <p>【(2) 合併処理浄化槽の普及促進】</p> <p>ア 環境負荷の高い単独処理浄化槽やくみ取り便槽をから、処理性能に優れ、地震などへの災害対応力も高い合併処理浄化槽への転換を進めるため、支援の拡充について検討を行い、更なる普及の促進を図ります。転換する者に対する支援の充実を図り、転換を進めます。</p> <p>【(3) 高度な汚水処理】</p> <p>ア 有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入します。</p> <p>イ し尿の収集及び処理体制の適正化を図ります。</p> <p>ウ 市内の公衆トイレの維持管理を行います。</p>	<p>施策の体系</p> <p>【施策の目標】</p> <p>総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現</p> <p>【事業展開の基本方針】</p> <p>1 良好な水環境に向けた汚水処理施設の整備</p> <p>2 下水道施設の効率的な維持管理</p> <p>3 環境にやさしい下水道資源の有効活用</p> <p>【主な取組】</p> <p>(1) 公共下水道の整備</p> <p>(2) 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>(3) 高度な汚水処理</p> <p>(4) 下水道施設の維持管理</p> <p>(5) 下水道施設の耐震化</p> <p>(6) 下水道資源の有効活用</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 公共下水道の整備】</p> <p>ア 生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域内の未普及地区の整備を行います。</p> <p>【(2) 合併処理浄化槽の普及促進】</p> <p>ア 単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ転換する者に対する支援の充実を図り、転換を進めます。</p> <p>【(3) 高度な汚水処理】</p> <p>ア 有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入します。</p>	<p>(復) (実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 下水道施設の効率的な維持管理及び更新」は、主な取組を維持管理と更新に分けて追記 ・熊本地震を踏まえ「基本方針3 災害に強い下水道の確立」を新設 ・「下水道施設の耐震化」は、事業内容が施設の耐震化だけでなく、マンホールトイレの整備も含むため「地震対策の推進」に修正。 <p>(文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文言修正 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策を推進するため、合併処理浄化槽への転換等更なる取組を追記 <p>(実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理及び公衆トイレの維持管理に関する取組がわかるよう追記

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(4) 下水道施設の維持管理】 ア 下水道管、ポンプ場、浄化センターの長寿命化対策、不明水対策などを行います。 下水道施設について計画的な点検調査による予防保全型の維持管理を行います。</p> <p>【(5) 老朽化施設の計画的な更新】 ア 汚水処理機能を安定的に確保するため、老朽化した下水道施設の計画的な更新を行います。</p> <p>【(5) (6) 下水道施設の耐震化地震対策の推進】 ア 下水道管・ポンプ場・浄化センター下水道施設の計画的な耐震化や浸水対策を推進します進めます。 イ マンホールトイレの整備により、災害時の対応能力を強化します。</p> <p>【(6) (7) 下水道資源の有効活用利用】 ア 環境保全に配慮した取組として、下水処理水の農業用水などへの再利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスが持つ資源・エネルギーを有効活用利用します。</p>	<p>【(4) 下水道施設の維持管理】 ア 下水道管、ポンプ場、浄化センターの長寿命化対策、不明水対策などを行います。</p> <p>【(5) 下水道施設の耐震化】 ア 下水道管・ポンプ場・浄化センターの耐震化や浸水対策を推進します。</p> <p>【(6) 下水道資源の有効活用】 ア 環境保全に配慮した取組として、下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスが持つ資源・エネルギーを有効活用します。</p>	<p>(文) ・【主な取組】を維持管理と更新に分けたことによる文言修正</p> <p>(文) ・同上</p> <p>(復) (実) ・浸水対策は第8章で記載するため削除 ・マンホールトイレの整備は切り分けて追記</p> <p>(文) ・文言修正</p>

改正後（案）	現行	改正理由
VI VII 危機管理	VI 危機管理	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>危機管理体制の強化</p> <p>熊本地震では、我が国観測史上初となる二度にわたる大規模な地震により、多くの市民の尊い生命や大切な財産が失われました。甚大な被害により、発災直後から行政内部での情報の収集・発信及び伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかになり、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要となりました。</p> <p>また、近年、多発している風水害や地震などの自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品などによる健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。</p> <p>このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時からライフラインやインフラを強靱化するとともに、行政による「公助」を待つだけでなく、市民同士の支え合いなど「自助」、「共助」を高め、危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には、危機の段階（フェーズ）に応じ、行政と関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えることが重要ですなどの対策が必須となります。</p> <p>そこでそのため、熊本地震から得られた教訓や科学的知見を踏まえ、災害救助法に基づく救助実施市としての総合的な危機管理体制を再構築するとともに、の構築を進め、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化などの本市と取り巻く環境の変化に対応しながら絶えず改善を図ります。る必要があります。</p> <p>体系</p>  <p>基本方針</p> <p>ア 危機事象に対応するため、関係機関及び市民との連携を図ります。</p> <p>イ 危機管理に関する基本的な指針を示し、総合的な危機管理体制を構築します。</p> <p>ウ どのような危機事象へも即応できる体制を整えます。</p>	<p>危機管理体制の強化</p> <p>近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。</p> <p>このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。</p> <p>基本方針</p> <p>ア 危機事象に対応するため、関係機関及び市民との連携を図ります。</p> <p>イ 危機管理に関する基本的な指針を示し、総合的な危機管理体制を構築します。</p> <p>ウ どのような危機事象へも即応できる体制を整えます。</p>	<p>熊本地震の教訓及びその後策定した業務継続計画、国土強靱地域計画等を踏まえ、次の危機事業に対応するため、全面的に改訂</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第1節 都市基盤や防災拠点施設の強靱化</p> <p>現状と課題 熊本地震においては、道路や橋梁、上下水道などのインフラ、災害時に避難所となる学校や公民館などの公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関に甚大な被害が生じ、市民生活や企業活動、行政活動に大きな支障をきたしました。このような大規模災害時に、市民の生命、身体、財産を守り、市民生活への被害を最小化するためには、ライフラインやインフラの強靱化が必要です。 そこで、道路や河川、橋梁、上下水道などの都市基盤や、災害時に活動拠点となる防災拠点の耐震及び耐火、耐水性能を向上させるとともに、情報環境や避難所環境を充実させるなど、「熊本市国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強い都市基盤づくりを進めます。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市基盤、防災拠点施設、指定避難所などの強靱化 2 備蓄・供給体制の整備 3 広域連携・受援体制の整備 <p>事業概要</p> <p>【(1) 災害に強い都市基盤の形成】 ア 道路や橋梁・河川・公園・上下水道などのインフラ、学校、社会教育施設などの公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関などの耐震化と機能強化を行います。 イ 道路や公共交通網、エネルギー供給網、通信網の多重化を行います。</p> <p>【(2) 防災拠点施設の整備】 ア 本庁舎をはじめ防災拠点施設は、大規模災害時における防災機能を発揮するため、耐震及び耐火、耐水性能を確保するとともに、庁舎及び設備などの管理者は、発災直後の点検及び応急復旧について平時から体制を整備します。 イ 防災拠点のうち非常電源の容量不足の施設には、太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進することで、災害時の電力を確保します。</p> <p>【(3) 避難対策の強化】 ア 在宅や車中泊避難者の把握に努めるとともに、高齢者や障がいのある人、乳幼児や外国人などの要配慮者、ペット同行避難者、観光客などの帰宅困難者に対し、適切な避難環境を確保します。 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所は、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施するとともに、バリアフリー化に加え、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレを整備するなど、避難生活環境の向上を図ります。</p>	<p>(新規)</p>	<p>国土強靱化を図るため、都市基盤、防災拠点施設、指定避難所等の強靱化、備蓄・供給体制の整備、広域連携・受援体制の整備することを追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(4) 水、食糧などの備蓄・供給体制の整備】</p> <p>ア 家庭及び企業に対し、7日間分の水や食糧の備蓄を行うよう啓発し、発災後3日間は、家庭内や避難所などの備蓄で対応し、その後は、支援物資を避難所などに供給することで対応します。</p> <p>イ 行政庁舎や小中学校などについて、貯水機能付給水管などへの段階的更新を図るとともに、民間企業と防災井戸に関する協定を締結するなど、応急給水体制を強化します。</p> <p>【(5) 広域連携・受援体制の整備】</p> <p>ア 防災関係機関連絡協議会や防災会議などの実施により、防災関係機関との情報共有を図り、災害時の受援体制及び応援体制を強化します。</p> <p>イ 県内各市、九州主要都市、政令指定都市などの相互支援体制や、民間企業などとの災害時応急活動協定などを活用した効率的で効果的な災害対応体制を構築します。</p>		

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第2節 危機管理の段階に応じた対応</p> <p>現状と課題 市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際は、市庁舎・施設も被災し、職員、物資、情報、ライフラインなどに利用できる資源に制約を受け行政機能が低下することが予想されます。そのような中、限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、市民の生命・身体・財産を守り、市民生活及び社会経済などへの影響力を最小限に抑えることが必要です。 そこで、危機管理の段階（準備、初動、応急、復旧）において、「熊本市地域防災計画」「熊本市国民保護計画」「熊本市事件等対処計画」「熊本市業務継続計画」やマニュアルなどに基づき、速やかに人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動を実施します。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人命の保護と被害の最小化 2 危機管理の段階に応じた適切な被災者の援護 3 迅速な復旧復興 <p>事業概要</p> <p>【(1) 平常時からの備え】</p> <p>ア 平常時から自然災害への事前対策、広域にまたがる環境被害や感染症など様々な危機事象を想定した事前対策（危機事象に対する調査、対応計画・行動マニュアルなどの作成や点検・確認、想定訓練の実施、関係機関並びに市民・事業者との情報交換、連携・協力体制の強化など）に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めます。</p> <p>イ 科学的知見に基づいた防災・減災対策を実施するため、大学や研究機関・団体と連携し、災害リスクなどに関する基礎調査や市民セミナーを行います。</p> <p>【(2) 業務継続計画・受援計画に基づく早期復旧】</p> <p>ア 危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるため、業務継続計画により限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、非常時優先業務を実施します。</p> <p>イ 災害時受援計画により、他の地方公共団体や民間企業及びボランティアなどからの応援を円滑に受け入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果・効率的に配分・配置するよう努めます。</p> <p>ウ 専門体制の組織化及び関係機関との連携、情報の収集・分析、対処方針の決定、緊急対策の実施、市民への迅速かつ確かな情報提供などあらゆる緊急対策を迅速に実施します。</p> <p>【(3) 市民生活の回復と再発防止】</p> <p>ア 危機事象が収束した後は、市民生活の速やかな回復を図るため被災者などを援護します。</p> <p>イ 危機事象の再発防止、被害の軽減の観点から、危機事象発生による被害、影響などを総合的に検証し、各事象に対応する計画や行動マニュアル、危機管理体制の見直しを行い、次の危機事象に備えます。</p>	<p>事業概要</p> <p>【(7) 危機管理の段階に応じた対応】</p> <p>a 平常時から自然災害への事前対策、広域にまたがる環境被害や感染症など様々な危機事象を想定した事前対策（危機事象に対する調査、対応計画・行動マニュアル等の作成や点検・確認、想定訓練の実施、関係機関並びに市民・事業者との情報交換、連携・協力体制の強化など）に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めます。</p> <p>b 危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるため、専門体制の組織化、情報の収集・分析、対処方針の決定、緊急対策の実施、関係機関との連携及び公共機関への応援要請、市民への迅速かつ確かな情報提供などの緊急対策を迅速に実施します。</p> <p>c 危機事象が収束した後は、市民生活の速やかな回復を図るため被災者等を援護するとともに、危機事象の再発防止、被害の軽減の観点から、危機事象発生による被害、影響などを総合的に検証し、各事象に対応する計画や行動マニュアル、危機管理体制の見直しを行い、次の危機事象に備えます。</p>	<p>熊本市業務継続計画及び受援計画との整合を図るため、非常時優先業務に効果・効率的に取り組むことを追記</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>第3節 自助・共助・公助の役割分担による防災力の向上</p> <p>現状と課題 あらゆる危機事象において、危機管理の段階（準備、初動、応急、復旧）に応じ防災活動を総合的かつ効果的に実施するためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担が重要です。 そこで、日頃からの備えと災害時の行動について、市民、地域、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、相互に連携補完しながら、効率的で効果的な災害対応体制を構築します。</p> <p>基本方針 1 官民連携による効果的な災害対応体制の構築</p> <p>事業概要</p> <p>【(1) 市民・地域団体の役割の防災力の向上】 ア 市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努めます。 イ 災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、7日分の備蓄など個人での取組に加え、出前講座などの防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にします。</p> <p>【(2) 地域の防災力の向上】 ア 地域の自主防災クラブ、町内自治会、消防団、地域企業などは、日頃から校区防災連絡会などでの活動を通し、地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努めます。 イ 自主防災クラブなどによる地域主導の防災訓練、地域版ハザードマップの作成、地域の担い手の育成などに取り組みます。</p> <p>a 市民、地域団体は、平常時から様々な危機事象や危機管理について学んだり考えたりする機会に積極的に参加するほか、避難要具や非常食等を身近に確保するなど、個人・各家庭において非常時に備えます。また、日頃から自主防災クラブなど地域団体間の連携を促進するとともに、避難訓練などを通じて自助・共助の精神をさらに高め、危機事象が生じた際には、被害者の援助や被害を最小限に食い止めることに努めるものとします。</p> <p>【(3) 事業者の防災力の向上】 ア 事業者は、管理する施設、組織などにおける危機事象の発生を抑止し、事業継続計画の策定・運用に努め、生産力の強靱化と災害対応力の向上に取り組みます。 その能力を活用して、市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。 イ 地域社会の一員として、防災訓練への参加を通じ、積極的に市民、地域の各種団体などと相互に連携・協力するとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。</p>	<p>【(イ) 危機事象に対応できる体制づくりのための役割分担】 a 市民、地域団体は、平常時から様々な危機事象や危機管理について学んだり考えたりする機会に積極的に参加するほか、避難要具や非常食等を身近に確保するなど、個人・各家庭において非常時に備えます。また、日頃から自主防災クラブなど地域団体間の連携を促進するとともに、避難訓練などを通じて自助・共助の精神をさらに高め、危機事象が生じた際には、被害者の援助や被害を最小限に食い止めることに努めるものとします。</p> <p>b 事業者は、管理する施設、組織などにおける危機事象の発生を抑止するとともに、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。また、地域社会の一員として、積極的に市民、地域の各種団体などと相互に連携・協力するよう努めるものとします。</p>	<p>「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担に基づく連携により、効果的な危機管理体制を構築するため、市民と地域の役割を分けたうえで、自助、共助の取組を具体的に追記。また、市の役割については、熊本市地域防災計画の記載内容と整合を図った</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(4) 市の防災力の向上】</p> <p>ア 市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努めます。</p> <p>イ 必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進します。</p> <p>ウ 市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進します。</p> <p>市は、市が有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関などと相互に連携、協力し、危機事象に係わる対策を総合的かつ横断的に推進する体制を整えます。また、法令に基づく計画並びにそれぞれの計画の実施に当たって必要な細部計画やマニュアルなどを策定し、取るべき行動をわかりやすく整理し、それに基づき適切に対処します。さらに、職員においては、常に危機管理に関する知識・技能の習得に努め、危機事象発生時は、直ちに従事します。</p>	<p>c 市の基本的責務は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することです。そのため、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関などと相互に連携、協力し、危機事象に係わる対策を総合的かつ横断的に推進する体制を整えます。また、法令に基づく計画並びにそれぞれの計画の実施に当たって必要な細部計画やマニュアルなどを策定し、取るべき行動をわかりやすく整理し、それに基づき適切に対処します。さらに、職員においては、常に危機管理に関する知識・技能の習得に努め、危機事象発生時は、直ちに従事します。</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
(削除)	<p style="text-align: center;">Ⅶ 震災復興計画</p>	<p>・震災復興はいまだ道半ばであることから、第Ⅳ編に「熊本地震からの復旧復興」を追加</p>

改正後（案）	現行	改正理由
<p data-bbox="350 226 985 277">Ⅷ 総合計画を推進するために</p> <p data-bbox="439 367 896 403">効率的で質の高い市政運営の実現</p>	<p data-bbox="1418 226 2053 277">Ⅷ 総合計画を推進するために</p> <p data-bbox="1507 367 1964 403">効率的で質の高い市政運営の実現</p>	

改正後（案）	現行	改正理由
<p>効率的で質の高い市政運営の実現</p> <p>本市では、多様化する市民ニーズや増大する財政需要に対して、限られた行政資源の中での確に対応していくために、平成8年（1996年）から、5次にわたる「行財政改革」に取り組み、民間活力導入などによる経費効果の創出や組織のスリム化を実現してきました。加えて、熊本地震の発生を契機に、これまでの市役所の価値観や仕事のやり方などを根本的に見直し、市民ニーズの変化に迅速かつ効率的な対応を図るために、平成29年（2017年）に「自ら考え、自ら見直し、自ら行動する」市役所への変革を目指す「市役所改革」をスタートさせました。</p> <p>令和元年度からは、Society5.0時代での普及が想定される新技術の活用や、ますます高度化・多様化する行政課題、人口減少による行政資源の制約を見据えて、両改革を一体化し、「市民満足度、職員満足度の高い市役所」を実現するために新たな改革を推進しています。</p> <p>さらには、近隣市町村との連携による広域的な取組の強化や国際化への対応、あらゆる施策における持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた取組など、時代潮流や社会情勢の変化にも対応することにより「上質な生活都市」の実現につなげていきます。</p> <p>体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 参画と協働の推進 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上 マネジメント機能の強化 市民に信頼される職員の育成 持続可能な市政運営の実現 市域を越えた広域的連携の強化 国際社会に対応した取組の推進 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた市政運営 	<p>(新規)</p>	<p>これまでの行財政改革及び市役所改革の取組の成果を踏まえ、今後の社会経済情勢の変化や時代潮流に対応しながら、「上質な生活都市」の実現するため、効率的で質の高い市政運営の実現に取り組むことを記載。</p>

改正後（案）	現行	改正理由										
<p>第1節 参画と協働の推進</p> <p>現状と課題 「情報共有」・「参画」・「協働」を自治運営の基本原則として、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、目的を共有し、役割と責任を分担しながら、協力して市政・まちづくりを進めています。 更なる自治の推進のためには、まちづくり活動者における、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念に沿った、主体的な活動が求められます。 これらの課題を解決するためには、行政は、まちづくり活動者の主体的な活動を尊重し、まちづくり活動者との対話により必要な支援を進めるとともに、より質の高い施策や事業を市民参画と協働により展開していく必要があります。</p> <p>基本方針 1 各種施策の策定や事業の実施において、市民参画・協働による取組を推進します。</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="160 779 1190 972"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民参画・協働による事業の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要 【(1) 市民協働推進事業】 ア 事業を実施する際には、P I 実施方針に基づき、P I の手法を積極的に活用します。 イ 協働事業の手順書や事例集を整備し、協働による事業の実施を促進します。 ウ 参画協働の研修を実施し、参画の手續に必要なスキルや協働のプロデュース能力を備えた職員を養成します。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	市民参画・協働による事業の割合	%			<p>1 参画と協働の推進</p> <p>「情報共有」・「参画」・「協働」を自治運営の基本原則として、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、目的を共有し、役割と責任を分担しながら、協力して市政・まちづくりを進めています。 更なる自治の推進のためには、まちづくり活動者における、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念に沿った、主体的な活動が求められます。 これらの課題を解決するためには、行政は、まちづくり活動者の主体的な活動を尊重し、まちづくり活動者との対話により必要な支援を進めるとともに、より質の高い施策や事業を市民参画と協働により展開していく必要があります。</p> <p>基本方針 ア 各種施策の策定や事業の実施において、市民参画・協働による取組を推進します。</p> <p>事業概要 【(7) 市民協働推進事業】 a 事業を実施する際には、P I 実施方針に基づき、P I の手法を積極的に活用します。 b 協働事業の手順書や事例集を整備し、協働による事業の実施を促進します。 c 参画協働の研修を実施し、参画の手續に必要なスキルや協働のプロデュース能力を備えた職員を養成します。</p>	<p>各節に検証指標を追加</p>
			単位	基準値	検証値							
	H30	H35										
市民参画・協働による事業の割合	%											

改正後（案）	現行	改正理由										
<p>第2節 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上</p> <p>現状と課題 市民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、行政に対するニーズもますます複雑化・高度化しています。 このような中で、前例にとらわれることなく、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った取組を立案・展開・発信するなど行政サービスの質の向上を図り、市民の満足度を高めていくことが一層重要になっています。 そこで、市民に最も身近な5つの区役所を中心に、市民との直接対話などを充実し、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有を進め、地域の意見などを市政に反映するとともに、市民参画の拡大を促進します。 さらに、窓口業務の充実や、より身近な場所でサービスが受けられるような仕組みづくりのほか、情報化の推進による利便性の向上など「行政サービスの質」の向上を図ります。</p> <p>基本方針 1 市民との直接的対話などを通し、より幅広く市民の意見を引き出しやすい環境を整備することで市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有を進めるなど、市民の視点に立った開かれた市政運営を進めます。 2 市民の視点に立った「スマート自治体」への転換を進め、行政サービスの質の向上を図ります。 3 適正に個人情報を取り扱うとともに、市政情報の積極的な公開などにより、市政の信頼を高めます。</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 1234 1181 1423"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所のサービスに満足している市民の割合</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要 【(1) 市民ニーズに的確に対応できる行政サービスの提供】 ア 市民が安心して利用できる窓口を目指し、接遇力向上と個人情報の適正管理に取り組むとともに、市民アンケート調査結果を分析し、常に窓口業務の改善に取り組みます。さらに、コンビニエンスストアでの証明書発行などにより、利便性の向上を図ります。 イ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の普及・啓発に取り組み、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。 ウ 様々な手続や制度などの問合せを年中無休で受け付けるコールセンターの運営により、サービスの向上に取り組めます。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	市役所のサービスに満足している市民の割合	%			<p>4 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上</p> <p>市民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、行政に対するニーズもますます複雑化・高度化しています。 このような中で、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った取組を立案・展開するなど行政サービスの質の向上を図り、市民の満足度を高めていくことが一層重要になっています。 そこで、市民に最も身近な5つの区役所を中心に、市民との直接対話などを充実し、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有等を進め、地域の意見などを市政に反映するとともに、市民参画の拡大を促進します。 また、窓口業務の充実や、より身近な場所でサービスが受けられるような仕組みづくりのほか、情報化の推進による利便性の向上など「行政サービスの質」の向上を図ります。</p> <p>基本方針 ア 市民との直接的対話等を通し、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有等を進めるなど、開かれた市政運営を進めます。 イ 市民の視点に立った行政サービスの質の向上を図ります。 ウ 適正に個人情報を取り扱うとともに、市政情報の積極的な公開などにより、市政の信頼を高めます。</p> <p>事業概要 【(7) 市民ニーズに的確に対応できる行政サービスの提供】 a 市民が安心して利用できる窓口を目指し、接遇力向上と個人情報の適正管理に取り組むとともに、市民アンケート調査結果を分析し、常に窓口業務の改善に取り組みます。さらに、コンビニエンスストアでの証明書発行などにより、利便性の向上を図ります。 b 社会保障・税番号制度の普及・啓発に取り組み、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。 c 様々な手続や制度などの問合せを年中無休で受け付けるコールセンターの運営により、サービスの向上に取り組めます。</p>	
			単位	基準値	検証値							
	H30	H35										
市役所のサービスに満足している市民の割合	%											

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(2) 効果的な広報による情報提供】 ア あらゆる広報媒体を活用し、市の施策や取組など様々な情報を積極的に発信します。 イ 情報発信の指針となる広報戦略に基づき、体系的な広報を行うとともに、施策やターゲットごとにツールを使い分けるなど、効果的な広報を推進します。</p> <p>【(3) 市民ニーズの的確な把握】 ア 分野別の直接対話事業を実施するなど、市民が市政に対する提案や意見ができる機会を拡充するとともに、まちづくりセンターや各担当課などに寄せられた意見の集約・分析を行い、全庁的に共有しながら要望や相談に対する迅速な対応を図ります。 イ 職員の広聴マインドの育成を図るための研修を充実させ、職員の意識啓発とスキル向上を図ります。 ウ 行政計画などの政策立案過程において、地域説明会やパブリックコメントなどを用いて多様な意見を収集し、できる限り政策に反映させていきます。</p> <p>【(4) 分かりやすい住居表示の実施】 ア 地元代表者会議を開催し、地元の方々と一緒に、分かりやすい町界と由緒ある親しみ深い新しい町名表示を実施します。 イ 地元説明会を開催し、住居表示制度や新しい町界・町名（案）の説明を行います。</p> <p>【(4) 情報化の推進と利活用】 ア AI、RPA、クラウドシステムといった先端技術の積極的な導入により、行政運営の効率化を図ります。 イ 携帯情報端末などのICTを活用し、行政情報の発信や電子申請の導入などを進め、市民サービスの向上を図ります。</p> <p>【(5) 市政情報の公開と適正な文書管理】 ア 市政運営の透明性の向上及び市民との情報共有を図るため、市政情報の公開を進めます。 イ 個人情報を適切に取り扱い、保護します。 ウ 行政文書及び歴史的に重要な文書を適正に管理するため、公文書管理条例を制定します。 エ 公文書は、その意味が伝わるように、わかりやすい表現を用いて作成するよう努めます。</p> <p>【(6) 事務の適正な執行と改善】 ア 事務・事業の円滑な引継ぎを行い、事務事業の継続性を確保します。 イ 適正な事務執行を確保するため、定期監査や包括外部監査などを実施します。 ウ オンブズマン制度の適正な運用により市民の権利と利益の保護を行い、市政に対する改善を促しながら、信頼の向上を図ります。 エ あらゆる不当な要求に対し、組織全体で毅然とした対応を行い、公平公正な業務の執行を徹底します。</p>	<p>【(イ) 効果的な広報による情報提供】 a あらゆる広報媒体を活用し、市の施策や取組など様々な情報を積極的に発信します。</p> <p>【(ウ) 市民ニーズの的確な把握】 a 市民との直接対話などの手法を活用し、地域課題や市民の提案・意見を的確に把握し、市政へ反映させ、市民とともに解決を図ります。 b 市民からの意見やアンケート調査結果などを市政に反映する機会を充実します。 c 行政計画などの政策立案過程において、多様な意見をできる限り政策に反映させていくため、パブリックコメント制度を推進します。</p> <p>【(イ) 分かりやすい住居表示の実施】 a 地元代表者会議を開催し、地元の方々と一緒に、分かりやすい町界と由緒ある親しみ深い新しい町名表示を実施します。 b 地元説明会を開催し、住居表示制度や新しい町界・町名（案）の説明を行います。</p> <p>【(オ) 情報化の推進と利活用】 a 情報システムの拡充や最適化に取り組み、行政運営の更なる高度化・効率化を図ります。また、行政手続の電子申請の利用拡大などサービスの向上に努めます。</p> <p>【(カ) 市政情報の公開と適正な文書管理】 a 市政運営の透明性の向上及び市民との情報共有を図るため、市政情報の公開を進めます。 b 個人情報を適切に取り扱い、保護します。 c 行政文書及び歴史的に重要な文書を適正に管理します。</p> <p>【(キ) 事務の適正な執行と改善】 a 事務・事業の円滑な引継ぎを行い、事務事業の継続性を確保します。 b 適正な事務執行を確保するため、定期監査や包括外部監査などを実施します。 c オンブズマン制度の適正な運用により市民の権利と利益の保護を行い、市政に対する改善を促しながら、信頼の向上を図ります。</p>	

改正後（案）	現行	改正理由										
<p>第3節 マネジメント機能の強化</p> <p>現状と課題 社会経済情勢の変革のスピードが著しく早まっている今日、多様化する行政課題への的確な対応とともに、に対応するためには、研究による知見や各種調査結果などの客観的な証拠に基づき、迅速かつ果敢な政策立案とを展開していくことが必要となっています。また、地方分権改革の推進や権限移譲が進む中で、自治体は持てる権限と行政資源(財源や人)などを最大限にいかし、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営が求められています。</p> <p>そこで、総合計画に掲げるめざすまちの姿(目標)の実現や各分野の施策目標を明確化するとともにの達成のため、トップマネジメントや政策立案の更なる機能強化、人材の育成と適正配置、市民ニーズの的確な把握と事業の見直しなど効果的な事業展開、簡素で効率的な組織体制を構築する市政課題の解決に柔軟に取り組むことができる組織横断的なプロジェクトの設置など行政運営のマネジメント体制を強化します。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策・事業の成果を検証し、常に改善を行いながら効果的に事業を展開します。 2 時代の変化や市民ニーズに的確に対応できる組織運営に努めます。 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="166 905 1190 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標年次に向けて順調に推移している総合計画の検証指標の割合(実施計画含む)</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要</p> <p>【(1) 効率的かつ効果的な事業展開】</p> <p>ア PDCAサイクルに基づき、市民ニーズと施策・事業の実情を的確に把握し、1年ごとに成果の検証と改善を行うなど、行政評価の手法で総合計画の進行管理と効果的な事業展開を行います。</p> <p>イ 社会経済情勢の変革などを的確に捉え、まちづくりに反映するため、大学などの高等教育機関、民間企業などとの産学官連携、中長期的な視点での調査・研究などを進めます。</p> <p>ウ 正確なデータの収集、整理を進め、オープンデータとして広く活用できるようにします。</p> <p>エ データなどの客観的な証拠に基づく政策立案(E B P M: Evidence-based Policy Making)を推進します。</p> <p>【(2) 効率的な執行体制の構築】</p> <p>ア トップマネジメントや政策立案・調整機能に資する組織の設置や施策の管理機能を強化する体制をつくり、対応に急を要する案件に対しては、組織横断的なプロジェクトを設置するなど、柔軟な体制による迅速な対応を図ります。</p> <p>イ 総合計画に掲げる施策体系に沿った体制を基本に組織を構築し、各分野の事業やまちづくりの重点的取組などを円滑に推進します。</p> <p>ウ 多様な地域課題を解決するため、市民に最も身近な区役所とまちづくりセンターの機能を強化するとともに、本庁と区役所との連携を強化します。</p> <p>エ 先進的かつ独創的な取組を展開するため、東京事務所のネットワーク構築や情報収集機能を強化します。</p> <p>オ 組織の迅速な意思決定を促進するため、職員の職位に応じた権限を明確化します。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	目標年次に向けて順調に推移している総合計画の検証指標の割合(実施計画含む)	%			<p>2 マネジメント機能の強化</p> <p>社会経済情勢の変革のスピードが著しく早まっている今日、多様化する行政課題への的確な対応とともに、迅速かつ果敢な政策立案と展開が必要となっています。また、地方分権改革の推進や権限移譲が進む中で、自治体は持てる権限と行政資源(財源や人)などを最大限にいかし、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営が求められています。</p> <p>そこで、総合計画にめざすまちの姿(目標)や各分野の施策目標を明確化するとともに、トップマネジメントや政策立案の機能強化、人材の育成と適正配置、市民ニーズの的確な把握と事業の見直しなど効果的な事業展開、簡素で効率的な組織体制を構築するなど行政運営のマネジメント体制を強化します。</p> <p>基本方針</p> <p>ア 施策・事業の成果を検証し、常に改善を行いながら効果的に事業を展開します。</p> <p>イ 時代の変化や市民ニーズに的確に対応できる組織運営に努めます。</p> <p>事業概要</p> <p>【(7) 効率的かつ効果的な事業展開】</p> <p>a PDCAサイクルに基づき、施策・事業の実情を的確に把握し、成果の検証と改善を行うなど行政評価の手法で総合計画の進行管理と効果的な事業展開を行います。</p> <p>b 社会経済情勢の変革等を的確に捉え、まちづくりに反映するため、大学等の高等教育機関、民間企業等との産学官連携、中長期的な視点での調査・研究などを進めます。</p> <p>【(4) 効率的な執行体制の構築】</p> <p>a トップマネジメントや政策立案・調整機能に資する組織の設置や施策の管理機能を強化する体制をつくります。</p> <p>b 総合計画に掲げる施策体系に沿った体制を基本に組織を構築し、各分野の事業やまちづくりの重点的取組などを円滑に推進します。</p>	
			単位	基準値	検証値							
	H30	H35										
目標年次に向けて順調に推移している総合計画の検証指標の割合(実施計画含む)	%											

改正後（案）	現行	改正理由														
<p>第4節 市民に信頼される職員の育成</p> <p>現状と課題 行政サービスの質の向上を図り、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営を推進していくためには、社会情勢の変化に的確に対応しながら、様々な行政課題の解決に取り組むことができる職員の育成が必要です。 また、職員が持てる能力を最大限に発揮するためには、職員自身が主体的に成長できる組織風土・文化の確立や働く環境の整備も必要となります。 そこで、市民との対話力や企画力など、新たな時代にふさわしい職員力の向上を図るとともに、多様な人材の活用、風通しの良い職場づくりなどの働き方改革を推進することによって、市民に信頼される市政を実現します。</p> <p>基本方針 1 市民の思いを汲み取ることができる対話力・対応交渉力を高めます。 2 幅広い職務経験や研修の充実、国・他自治体などとの人事交流などにより、施策・事業の企画力や実現力を高めます。 3 ワーク・ライフ・バランスの推進や活発なコミュニケーションの活性化など多様性を認め合いながらにより、一人ひとりの価値観を尊重しあうことで、多様な人材が能力を発揮できる、特に女性職員が働きやすい職場環境を整備します。</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 940 1181 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不祥事件数</td> <td>件</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事務処理ミス件数</td> <td>件</td> <td>177</td> <td>減少</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要 【(1) 市民に信頼される職員の育成】 ア 職員が、「常に市民の立場に立つ」姿勢を保ち、地域に出向き、地域の意見や情報をくみ上げる仕組みや地域活動に積極的に参加することなどによって、市民との対話力・交渉対応力を高めるとともに、地域の身近な存在となるよう努めます。 イ 職員の接遇能力を高め、まちづくり活動に市民としても職員としても積極的に参加するような風土を醸成します。 ウ 職員一人ひとりに公務員としての法令遵守と、懲戒処分の指針の厳格な運用を今後も継続し、全体の奉仕者として市民の模範となるような職員を育成します。熊本市職員としての倫理の保持を徹底します。 エ 職員による飲酒運転を根絶します。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	不祥事件数	件	10	0	事務処理ミス件数	件	177	減少	<p>3 市民に信頼される職員の育成</p> <p>複雑化・高度化する市民ニーズへの対応や市民の暮らしを守る一方で、個性豊かなまちづくりや持続可能な都市経営を担う職員には、行政のプロとして使命を達成できる能力と知識、意識を有することが求められています。 そこで、施策・事業の企画力や実現力の向上をはじめ、女性職員の積極的な登用、風通しのよい職場風土の確立、市民等との対話力・交渉力を高めるなど、政令指定都市にふさわしい職員力の向上と人材の活用によって市民に信頼される市政を進めます。</p> <p>基本方針 ア 研修の充実や国・他自治体等との人事交流などにより、施策・事業の企画力や実現力を高めます。 イ ワーク・ライフ・バランスや活発なコミュニケーションなど多様性を認め合いながら能力を発揮できる、特に女性職員が働きやすい職場を整備します。 ウ 市民の思いを汲み取ることができる対話力・交渉力を高めます。</p> <p>事業概要 【(7) 市民に信頼される職員の育成】 a 職員が、地域に出向き、地域の意見や情報をくみ上げる仕組みや地域活動等に積極的に参加することなどによって、市民などとの対話力・交渉力を高めるとともに、地域の身近な存在となるよう努めます。 b 職員一人ひとりに公務員としての法令遵守と、市民の信頼を確保できるよう熊本市職員としての倫理の保持を徹底します。</p>	
			単位	基準値	検証値											
	H30	H35														
不祥事件数	件	10	0													
事務処理ミス件数	件	177	減少													

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(2) 職員の能力向上】</p> <p>ア 職員が総合計画に精通し、自らの業務の位置づけを理解し、常に行政としてのありべき姿を念頭に置きながら、主体的に職責を全うする職員を育成します。</p> <p>イ 職員一人ひとりが主体的に成長し、互いに育成しあう組織づくり、それを支援する体制を整備するなど、総合的な人材育成に取り組みます。</p> <p>ウ 国・他自治体などとの人事交流について、職員の育成、情報の収集、連携の強化など戦略性をもって拡大していきます。</p> <p>エ トップマネジメントセミナーなどを通して、管理職のマネジメント能力向上を図るとともに、組織に影響を与えることのできる中堅・若手職員を育成します。</p> <p>オ 採用や昇任には能力の実証に基づく厳格な公平性を担保します。</p> <p>【(3) 働きやすい職場環境の整備と多様な人材の活用】</p> <p>ア 職員の安全と健康を確保するとともに、風通しがよく仕事と生活を両立しやすい職場風土の形成や環境整備に取り組みます。</p> <p>イ 多様なスタイルで働ける環境の整備、ペーパーレス化や新たなICTの活用を推進するなど職員のパフォーマンス向上を図ります。</p> <p>ウ 女性職員のキャリア形成支援や障がいのある人の雇用促進、民間企業など経験者の採用を促進するなど多様な人材の積極的な育成と活用を図ります。</p> <p>エ 職員が子育てしながら仕事ができるように保育環境を整備し、市役所内の子育て支援を積極的に推進します。</p>	<p>【(ウ) 職員の能力向上】</p> <p>a 市政及び職員に対する市民の信頼を高めるため、法令遵守はもとより、職員倫理意識の向上や不祥事防止など、コンプライアンスの徹底を図ります。</p> <p>b 職員一人ひとりが自発的かつ効果的に学ぶための体制整備や総合的な人材の育成研修に取り組み、職員の能力向上を図ります。</p> <p>c 国・他自治体等との人事交流について、職員の育成、情報の収集、連携の強化など戦略性をもって拡大していきます。</p> <p>【(イ) 働きやすい職場環境の整備と多様な人材の活用】</p> <p>a 職員の安全と健康を確保するとともに「働き方」や「仕事と生活の両立」などの意識改革に取り組みます。</p> <p>b 働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、女性職員のキャリア形成支援や障がいの雇用促進など多様な人材の積極的な育成と活用を図ります。</p>	

改正後（案）	現行	改正理由										
<p>第5節 持続可能な市政運営の実現</p> <p>現状と課題 本市では、行財政改革計画に基づき、財政の健全化に取り組んできたものの、人口減少・少子高齢社会化の進行などにより、市税などの大幅な増収は見込めない中、歳出増加が見込まれる保健・医療・福祉ニーズに対応するため、より計画的な財政運営を行う必要があります。</p> <p>また、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めていくとともに、老朽化している公共施設の更新や熊本地震を踏まえた防災拠点としての強化、行政に対する複雑化・高度化した市民ニーズなどへの対応も求められています。</p> <p>そこで、本格的な人口減少・少子高齢社会を見据えて、新たな税財源など自主財源の確保を図るとともに、事業の更なる選択と集中やAIなどの先端技術の活用による事務の効率化、公共施設の適正化などを進め、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築する必要があります。</p> <p>基本方針 1 限られた財源と人員及びその他の資産を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 913 1181 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合</td> <td>%</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要 【(1) 行財政改革の推進と財政基盤の強化】 ア 行財政改革計画に基づき、簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、適切かつ健全な財政運営を進め行います。また、各種市民サービスにおける受益者負担の適正化を図りながら、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、自主財源のかん養・拡充に取り組みます。</p> <p>【(2) 徹底した事務事業見直し】 ア 全庁的に事務事業の点検を実施し、必要性やサービス水準を満たしつつ、最小限の人員や財源の中で効率的かつ最適な事業実施ができるよう、先端技術の導入、活用を進め、事業のリフォームやスクラップに取り組みます。</p> <p>【(3) 総人件費の抑制】 ア 事務事業の更なる効率化を進め、職員数の適正化と総人件費の抑制を図ります。</p> <p>【(4) 契約事務の効率化】 ア 契約事務の公平・公正及び透明性の確保に努めるとともに、行政情報を積極的に公開するとともに、電子化を進めるなど契約事務の効率化に取り組みます。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合	%	-		<p>5 持続可能な市政運営の実現</p> <p>本市では、行財政改革計画に基づき、財政の健全化に取り組んできましたが、少子高齢社会の進行等により、市税等の収入が伸び悩む中、保健・医療・福祉ニーズが増大するなど厳しい財政環境にあります。</p> <p>また、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めていくとともに、老朽化している公共施設の更新や、行政に対する複雑化・高度化した市民ニーズなどへの対応が求められています。</p> <p>そこで、本格的な人口減少・少子高齢社会を見据えて、新たな税財源など自主財源の確保を図るとともに、事業の更なる選択と集中や行財政運営の効率化などにより、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築する必要があります。</p> <p>基本方針 ア 限られた財源と人員を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。</p> <p>事業概要 【(7) 行財政改革の推進】 a 行財政改革計画に基づき、簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、適切かつ健全な財政運営を進めます。</p> <p>【(4) 徹底した事務事業見直し】 a 全庁的に事務事業の点検を実施し、必要性やサービス水準を満たしつつ、最小限の人員や財源の中で効率的かつ最適な事業実施ができるよう、事業のリフォームやスクラップに取り組みます。</p> <p>【(4) 総人件費の抑制】 a 事務事業の更なる効率化を進め、職員数の適正化と総人件費の抑制を図ります。</p> <p>【(1) 契約事務の効率化】 a 契約事務の公平・公正及び透明性の確保に努めるとともに、電子化を進めるなど契約事務の効率化に取り組みます。</p>	
			単位	基準値	検証値							
	H30	H35										
効果的かつ効率的に市政が運営されていると感じる市民の割合	%	-										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(5) 適正な債権管理の推進】</p> <p>ア 市が保有する様々な債権について、債権管理体制の強化や計画的な取組を行うことで、収入未済額の解消に努めます。</p> <p>【(6) 適正かつ公平な課税と徴収の推進】</p> <p>ア 適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納期内納付の推進促進と滞納整理の強化、効率的・効果的な徴収業務の実施により、税金の確保・収納率の向上に努めます。</p> <p>【(7) 公共施設などの最適化】</p> <p>ア 老朽化している公共施設等の建替や改修に向け、一元的なファシリティマネジメントを推進し、施設配置の最適化及び更新費用などの効率化・平準化を図ります。公共施設などについては、計画保全などによる合理的な施設管理を徹底しつつ、建替にあたっては、適正な施設配置や、ランニングコストを抑制するための工夫を検討するなど、財政支出の軽減・平準化を図ります。</p> <p>【(8) 民間活力の導入】</p> <p>ア 民間の専門性やノウハウ、資金をいかし地域課題を解決するとともに、行政コストの低減と市民サービスの質を高めるため、公民連携（PPP：Public Private Partnership）を推進します。</p>	<p>【(オ) 適正かつ公平な課税と徴収の推進】</p> <p>a 適正かつ公平な課税を行うとともに、納期内納付の推進と滞納整理の強化により、税金の確保に努めます。</p> <p>【(カ) 必要な財源の確保】</p> <p>a 市民サービスの受益と負担の観点から、受益者負担の適正化を図るとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、税財源のかん養・拡充に取り組みます。また、市が保有する様々な債権を適正に管理することにより、市民負担の公平性の確保に努めます。</p> <p>【(キ) 公共施設などの最適化】</p> <p>a 老朽化している公共施設等の建替や改修に向け、一元的なファシリティマネジメントを推進し、施設配置の最適化及び更新費用などの効率化・平準化を図ります。</p> <p>【(ク) 円滑かつ正確な統計調査の実施】</p> <p>a 行政の基礎資料として、正確なデータの収集を円滑に行い、将来にわたる行政運営の指針として統計情報を整備し、活用します。</p>	

改正後（案）	現行	改正理由										
<p>第6節 市域を越えた広域的連携の強化</p> <p>現状と課題 地方分権の進展に伴い、地域の個性や特性をいかした自主自立のまちづくりが求められる中、本市では、近隣の17市町村と熊本連携中枢都市圏を形成し、連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業を展開することにより、圏域の魅力をアピールし、地域の活性化を目指してきました。</p> <p>また、本市は鹿児島市、福岡市、北九州市と交流連携協定を締結し、連携都市の情報の相互発信、海外観光プロモーションや商談会への共同参加などにより、交流人口の増加と地域産業の育成を図っています。</p> <p>さらに、「九州中央地域連携推進協議会」を通じて、地域経済の活性化や観光客の誘致にも取り組んでいます。</p> <p>人口減少・少子高齢社会化が進む中、これまで以上に近隣市町村と連携した取組を充実させ魅力的な圏域としていく必要があります。さらに、九州の中核をなす政令指定都市として、熊本県域をけん引していくことはもとより、九州全体の発展に貢献していく役割も求められています。</p> <p>そのためには、民間事業者などとも協力しながら、近隣市町村をはじめ、熊本県や九州各都市などと課題や目指すべき将来像を共有し、広域的な取組を強化していく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 近隣市町村との連携強化を図るとともに、連携中枢都市としてリーダーシップを発揮し、近隣圏域市町村の自主性を尊重しながら「熊本連携中枢都市圏」としての取組を拡大します。 2 県及び九州各都市と連携を強化し、九州の発展を目指します。 3 他の政令指定都市などと連携を図りながら、地域課題に率先して取り組み、大都市としての役割を果たします。 <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="160 1226 1184 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本連携中枢都市圏市町村との連携事業数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要</p> <p>【(1) 連携中枢都市圏構想の推進】</p> <p>ア 近隣市町村と連携しながら、「熊本連携中枢都市圏」の取組を拡大し、経済の成長、都市機能の強化、住民の利便性の向上を図っていきます。</p> <p>イ 圏域市町村の行政運営の効率化につながるような連携事業を検討します。</p> <p>【(2) 縣市連携強化】</p> <p>ア 指定都市都道府県調整会議などを活用しながら、県との連携を強化していきますするとともに、県全体の発展をけん引する県都としての役割を果たすために、役割分担の明確化を図り、効率的な行政を目指します。</p> <p>イ 縣市連携の強化と役割分担の明確化により、スポーツ・文化施設のあり方を検討するなど、行政運営を効率化します。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	熊本連携中枢都市圏市町村との連携事業数	件	-		<p>6 市域を越えた広域的連携の強化</p> <p>地方分権の進展に伴い、地域の個性や特性をいかした自主自立のまちづくりが求められる中、生活圏や経済圏が一体化した熊本都市圏域においては、構成市町村がその将来の姿を共有し、都市圏ビジョンに基づく連携事業を展開することにより、圏域の魅力をアピールし、地域の一体的な発展を目指してきました。</p> <p>また、本市は鹿児島市、福岡市、北九州市と交流連携協定を締結し、連携都市の情報の相互発信、海外観光プロモーションや商談会への共同参加などにより、交流人口の増加と地域産業の育成を図っています。</p> <p>さらに、「九州中央地域連携推進協議会」を通じて、地域経済の活性化や観光客の誘致にも取り組んでいます。</p> <p>人口減少・少子高齢社会が進む中、これまで以上に近隣市町村と連携した取組を充実させ、魅力的な圏域を形成する必要があります。さらに、九州の中核をなす政令指定都市として、熊本県域をけん引していくことはもとより、九州全体の発展に貢献していく役割も求められています。</p> <p>そのためには、民間事業者等とも協力しながら、近隣市町村をはじめ、熊本県や九州各都市などと課題や目指すべき将来像を共有し、広域的な取組を強化していく必要があります。</p> <p>基本方針</p> <p>ア 連携中枢都市圏構想を活用して近隣市町村との連携を強化することにより、圏域の一体感を醸成します。</p> <p>イ 県及び九州各都市と連携を強化し、九州の発展を目指します。</p> <p>ウ 他の政令指定都市などと連携を図りながら、地域課題に率先して取り組み、大都市としての役割を果たします。</p> <p>事業概要</p> <p>【(7) 連携中枢都市圏構想の推進】</p> <p>a 近隣市町村と連携しながら、経済の成長、都市機能の強化、住民の利便性の向上を図っていきます。</p> <p>【(4) 縣市連携強化】</p> <p>a 指定都市都道府県調整会議などを活用しながら、県との連携を強化していきます。</p>	
			単位	基準値	検証値							
	H30	H35										
熊本連携中枢都市圏市町村との連携事業数	件	-										

改正後（案）	現行	改正理由
<p>【(3) 九州各都市との広域連携施策の推進】</p> <p>ア 九州の一体的発展に向け、鹿児島市、福岡市、北九州市との4都市連携や「九州中央地域連携推進協議会」など九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携を進めます。</p> <p>【(4) 全国の政令指定都市との連携】</p> <p>ア 指定都市市長会議への参加など全国の政令指定都市と連携し、更なる地方分権の推進に取り組むとともに、共通の課題の情報交換を行い、その克服に取り組みます。</p>	<p>【(ウ) 九州各都市との広域連携施策の推進】</p> <p>a 九州の一体的発展に向け、鹿児島市、福岡市、北九州市との4都市連携や「九州中央地域連携推進協議会」など九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携を進めます。</p> <p>【(イ) 全国の政令指定都市との連携】</p> <p>a 指定都市市長会議への参加など全国の政令指定都市と連携し、地方分権の推進その他地域課題の解決に取り組みます。</p>	

改正後（案）	現行	改正理由														
<p>第7節 国際社会に対応した取組の推進</p> <p>現状と課題 本市においては在留外国人や海外からの観光客などが年々増加しており、平成31年（2019年）4月の改正入管難民法施行により、外国人労働者をはじめ在留外国人はさらに増加することが見込まれています。 また、海外の様々な人や文化との交流は、地域経済の活性化はもとより、多様性や創造性、寛容性などを高め、相互理解やイノベーションの誘発につながり、都市の魅力向上や持続的な成長を推進するためには国際的な視点に立ってまちづくりや政策の質的向上を図ることが求められています。 そこで、観光や経済交流をはじめ、全ての施策や事業に国際的な視点に立った対応を行うとともに、だれもが住みやすい、訪れやすい、活動しやすいまちとなるための環境づくりに取り組む必要があります。</p> <p>基本方針 1 人、モノ、情報及び文化の交流が活発となるよう戦略的に海外展開を進めます。 2 多文化共生や人材育成などの観点から地域の国際化を進めます。</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="154 877 1181 1163"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外諸都市、国際機関などとのネットワーク(協定、加盟など)数</td> <td>件</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>在住外国人数</td> <td>人</td> <td>5,856</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要 【(1) 戦略的な海外展開】 ア 熊本地震からの復旧・復興状況や熊本の魅力を国内外に情報発信し、観光客が訪れたいプロモーションを展開することによって、国内外から交流人口を増やします。 イ 市場のニーズの変化に合わせて、積極的な情報発信や見本市出展、海外での商談などを支援し、海外とのビジネスを促進します。 ウ 友好姉妹都市などとの国際的なネットワークを有効に活用しながら、世界の諸都市や機関などと連携し、世界に認められるまちの魅力を創造・発信します。 【(2) 地域国際化の推進】 ア 在留外国人などのニーズや課題を踏まえ、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行うことによって、多文化共生社会の実現を推進します。 イ 効果的な情報提供や各種講座の開催、学校教育における英語教育の充実や国際理解の推進、青少年向けの交流事業の魅力向上、ビジネス研修やセミナーの充実、雇用とのマッチングなどを行い、グローバルな人材を育成します。また、外国人を含めたグローバルな人材が本市に集い、その能力を発揮した様々な活動ができるよう受入環境の整備など産学官一体となって取り組みます。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	海外諸都市、国際機関などとのネットワーク(協定、加盟など)数	件	14	16	在住外国人数	人	5,856	7,000	<p>(新規)</p> <p>第6章 第2節交流人口の増加 【(7) 戦略的な海外との交流・連携の推進】 ア アジアとの共生・相互発展や、友好姉妹都市をはじめとする世界の先進都市との交流及び政策的な連携に取り組むなど、海外とのグローバルな交流を戦略的に進めます。 【(8) 地域国際化の推進】 ア 市民及び在熊外国人に対し、異文化への相互理解を促進し、多文化共生のまちづくりに取り組むとともに、外国人にも訪れやすいまちを目指します。 イ 長期的かつ多様な視点からグローバルな人材の育成を推進します。 ウ 県や大学コンソーシアム熊本などと連携し、留学生に対する生活及び教育・研究活動上の支援を充実させ、満足度を高めることで、留学生数の増加を目指します</p>	<p>国際的な視点を踏まえた取組は、全ての施策に関わるため、第6章第2節の国際交流に関する取組を、「Ⅷ 総合計画を推進するために」に集約。 内容は、改正入管難民法施行に伴う新たな在留資格の創設及びくまもと都市戦略会議における「外国人とともに発展する熊本宣言」等の時代潮流を踏まえ記載。</p>
			単位	基準値	検証値											
	H30	H35														
海外諸都市、国際機関などとのネットワーク(協定、加盟など)数	件	14	16													
在住外国人数	人	5,856	7,000													

改正後（案）	現行	改正理由										
<p>第8節 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた市政運営</p> <p>現状と課題 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを理念に掲げた、全ての国々が2030年までの間に達成すべき17のゴールからなる開発目標です。 本市は、令和元年度（2019年度）に「SDGs未来都市」に選定されました。これを契機として、本市における経済面・社会面・環境面における様々な地域課題の統合的な解決はもとより、国際社会の一員としてのグローバルな視点を持ちながら、あらゆる施策においてSDGsの理念を踏まえ取り組んでいく必要があります。 そこで、本市における経済、社会、環境分野の様々な地域課題の解決に向けて、全ての市民と基本理念や方向性を共有しながら、SDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。また、熊本地震の経験を踏まえた本市の防災・減災のまちづくりなどの知見や取組を、国内外に発信し、国際社会の発展に貢献します。</p> <p>基本方針 1 SDGsの「誰一人取り残さない」という理念に基づいた取組を推進します。 2 それぞれの分野の課題解決のみならず、経済、社会、環境の三側面を統合する(双方向に高い相乗効果を創出する)施策を推進します。</p> <p>検証指標</p> <table border="1" data-bbox="163 947 1187 1140"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>検証値</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「SDGs」を知っている市民の割合</td> <td>%</td> <td>6.0</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業概要 【(1) 情報共有、理解促進】 ア 市民一人ひとりの意識を変えるため、SDGsの認知度向上へ向けた広報や啓発活動を積極的に行います。 イ 学校教育をはじめ家庭、職場、地域などのあらゆる場におけるSDGsに関する学習などを行います。</p> <p>【(2) 市民・地域・行政が一体となった推進体制】 ア 全ての市民の力を結集し推進していくため、産学金官、NPOなどによるSDGs推進に係る協議会を設置します。 イ SDGsを自らの課題と捉え、市民生活、地域活動などの場で、中心となり行動するリーダーを育成します。 ウ 全ての職員がSDGsへの共通の理解を深め、地域におけるSDGs推進の地域リーダーとしての自覚をもち、所属や役職を問わず積極的な働きかけを行います。</p> <p>【(3) モデル事業の推進と国内外への発信】 ア 「SDGs未来都市」として、自治体SDGsモデル事業をはじめ他の自治体の普及展開につながる先導的な事業を推進します。 イ 防災・減災や水資源管理など本市が有するまちづくりの知見や技術を国内外に発信するとともに、フェアトレードなどに取り組み、地球規模で共有すべき課題や取組、価値などの普及に努めます。</p>		単位	基準値	検証値	H30	H35	「SDGs」を知っている市民の割合	%	6.0	80.0	<p>(新規)</p>	<p>全ての施策においてSDGsの理念を踏まえた取組を進めていくため、「Ⅷ 総合計画を推進するために」第8節として新たに追記。</p>
			単位	基準値	検証値							
	H30	H35										
「SDGs」を知っている市民の割合	%	6.0	80.0									